

年号	日 本 銀 行	金 融 一 般
昭和20年 (1945年)	<p>換・預金の取扱い等に関し部局長会議を開催</p> <p>11.15 出納局を復活(発券局から分離)</p> <p>11.24 朝鮮銀行・台湾銀行等閉鎖5機関(いずれも銀行)の特殊整理人(清算人)に指定される</p> <p>11.25 ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する勅令に基づく大蔵省令により日本銀行法の一部改正(日本銀行出資金に関する外国人の制限規定を削除、定款改正)</p> <p>12. 7 日本銀行制度改正準備委員会、日本銀行法改正要綱を大蔵大臣に答申</p> <p>12. 7 軍需関係請求権の決済金受入れのため、受取人名義の封鎖預金勘定を日本銀行に設置</p> <p>12.15 統計局設置</p> <p>12.17 大蔵省、GHQ指令(11日)に基づき日本銀行に対し金融機関に関する定期報告書のGHQあて提出を求める</p> <p>12.27 日本銀行、印度支那銀行東京支店の業務・財産の管理人となる(以後、同様措置の対象先拡大)</p>	<p>12. 5 大蔵省、省議により金融制度調査会(第1次)を設置</p> <p>12.11 国債郵便貯金規則廃止(12月1日から適用)</p> <p>12.17 東京において株式の集団売買市場の立会い開始(以後、全国各地に波及)</p> <p>12.20 国債貯金規則廃止</p> <p>12.22 貿易資金設置に関する法律公布施行(21年3月25日、貿易資金特別勘定を設置)</p> <p>12.26 金融制度調査会、金融制度整備改善の基本方針につき中間報告をまとめる</p> <p>12.27 東京銀行協会、土曜日半体制を決定</p> <p>12.29 戦争死亡傷害保険法及び戦時特殊損害保険法廃止等に関する法律公布施行</p>
昭和21年 (1946年)	<p>1.10 金融制度調査会、日本銀行制度改正要綱を答申</p> <p>1.10 日本銀行、22閉鎖機関の会計代理人となる(27年3月末まで)</p> <p>1.18 高率適用制度を復活(調整率適用先以外の普通銀行に適用)</p> <p>1.19 日本銀行、財産税創設をめくり、同税の収入金は日本銀行保有国債の償却に充当すべきであると主張</p> <p>2. 8 新木総裁、銀行界に対しインフレ防止のため長期固定貨の回収を要望する一方、生産増強資金はできる限り便宜を供与する旨言明</p> <p>2.12 宮崎駐在員事務所開設</p> <p>2.15 福井駐在員事務所開設</p> <p>2.16 金融界代表を招致し金融緊急措置の説明会を開催(17日は業界担当者への事務説明会)</p> <p>2.17 日本銀行券預入令・同施行規則公布施行(25日以降3月7日までに十円券以上の銀行券を金融機関に預入させ、一定額に限り新銀</p>	<p>1.10 金融制度調査会、金融に関する制度並びに運営の共通の基本原則に関し答申</p> <p>1.23 金融制度調査会、貿易金融制度に関し答申</p> <p>1.29 GHQ、預金部資金・簡易生命保険・郵便年金関係資金の運用に関し指令</p> <p>1.30 産金法に基づく金買上げ価格引上げ(1グラム3円85銭→17円、20日から適用)</p> <p>1.31 金融制度調査会、特別銀行制度の改革等に関し答申</p> <p>2. 1 大蔵省、預金等便宜代払に関する債務引受命令等非常金融対策関係諸命令を廃止</p> <p>2.17 金融緊急措置令・同施行規則公布施行(金融機関の預金等を封鎖、とくに定める場合を除きその支払いを禁止)</p> <p>2.17 臨時財産調査令公布施行</p>

政治・経済等	海 外	首相	大蔵大臣	日総本銀行裁
<p>債発行の許可制、軍需補償の封鎖等)</p> <p>11.24 GHQ、食糧・綿花・石油および塩の輸入を許可</p> <p>11.24 GHQ、軍人・閉鎖機関役職員への恩給・年金等の支給停止を指令</p> <p>11.30 農業生産統制令・小作料統制令等廃止</p> <p>12. 3 失業対策委員会官制公布施行</p> <p>12. 9 GHQ、農地改革を指令</p> <p>12.14 貿易庁官制・石炭庁官制公布施行</p> <p>12.17 衆議院議員選挙法改正公布施行(婦人参政・大選挙区制など)</p> <p>12.18 ポーレー、日本からの賠償即時実施計画(中間報告)を大統領に提出</p> <p>12.20 国家総動員法および戦時緊急措置法廃止法律公布(21年4月1日施行)</p> <p>12.21 石油業法・軍需会社法等14法律廃止法律公布(21年1月16日施行)</p> <p>12.22 労働組合法公布(21年3月1日施行)</p> <p>12.29 農地調整法中改正公布(21年2月1日および4月1日施行、第1次農地改革)</p>	<p>12. 2 フランス、フランス銀行および大銀行の国有化法制定(1946年1月1日実施)</p> <p>12. 6 米英金融協定成立</p> <p>12.26 フランス、平価切下げ(1ドル=50フラン→119フラン)</p> <p>12.27 ブレトン・ウッズ協定(国際通貨基金・国際復興開発銀行に関する協定)発効</p>	<p>幣</p> <p>原</p>	<p>浪</p> <p>沢</p>	<p>(第十七代)</p> <p>新</p> <p>木</p>
<p>1. 1 天皇、神格否定宣言(詔書)</p> <p>1. 4 GHQ、軍国主義的指導者の公職追放を指令</p> <p>1.10 政府、財産税・個人財産増加税・法人戦時利得税の3法案要綱を発表</p> <p>1.15 GHQ、会社配当制限に関し指令</p> <p>1.20 GHQ、第1次賠償予定物件を指定(389工場)</p> <p>1.21 GHQ、政府の借入れならびに支払削減に関し指令</p> <p>1.26 政府、経済危機緊急対策実施要綱を閣議決定</p> <p>2. 8 政府、生産増強方策大綱を閣議決定</p> <p>2.16 政府、経済危機緊急対策を発表(食糧・物資・通貨・物価・就業対策などの総合施策)</p> <p>2.17 食糧緊急措置令・隠匿物資等緊急措置令公布施行</p> <p>2.28 公職に関する就職禁止・退官・退職等に関する件(公職追放令)公布施行</p>	<p>1.10 国際連合、第1回総会をロンドンで開催</p> <p>2.14 イングランド銀行国有化法成立(3月1日実施)</p> <p>2.20 ソ連、千島・南樺太の領有を宣言(ソ連最高会議布告)</p> <p>2.26 連合国、極東委員会の第1回会合をワシントンで開催</p>	<p>喜</p> <p>重</p> <p>郎</p>	<p>敬</p> <p>三</p>	<p>栄</p> <p>吉</p>

年号	日 本 銀 行	金 融 一 般
昭和21年 (1946年)	<p>行券を発行、旧銀行券は3月3日以降強制通用力を失う)</p> <p>2.18 佐賀駐在員事務所開設</p> <p>2.20 日本銀行券預入令の特例の件公布施行 (旧銀行券に所定の証紙をはり付けたものは新銀行券とみなす)</p> <p>2.20 旧銀行券にはり付ける証紙(1000円・200円・100円・10円)の様式告示</p> <p>2.20 山口駐在員事務所開設</p> <p>2.22 日本銀行券預入令施行規則の一部改正公布施行(預入銀行券の券種に五円券を追加)</p> <p>2.25 証紙貼付銀行券(S券)を発行</p> <p>2.25 大津駐在員事務所開設</p> <p>3. 1 日本銀行券(A)百円券・(A)十円券を発行</p> <p>3. 3 銀行券の引換えのため日曜臨時営業</p> <p>3. 8 日本銀行券(A)五円券を発行</p> <p>3.11 清算事務室を閉鎖機関処理部と改称</p> <p>3.16 工業手形等物資の生産移動の裏付けのある手形を商業手形に準じ優遇することを決定</p> <p>3.20 日本銀行券(A)一円券を発行</p> <p>4. 9 公定歩合引上げ(貸付利子歩合をすべて日歩1厘、当座貸越利子歩合を日歩2厘引上げるとともに、商業手形割引歩合を商業手形もしくは商業手形に準ずる手形の割引歩合に改める、同金利は据置き)</p> <p>4.16 特定銀行に対する調整率適用を廃止(すべて高率適用手続の対象とする)</p> <p>5.15 指定融資処理部廃止</p> <p>5.20 浦和駐在員事務所開設</p> <p>6. 1 新木総裁辞任、第18代総裁に一万田尚登が就任</p> <p>6. 1 製糸業者の購菌手形に対する優遇措置を実施</p> <p>6.28 連合軍住宅関係資金にかかる交易営団振出手形の優遇措置を実施</p> <p>7. 8 輸出向綿製品加工貨手形を商業手形に準じ再割引実施</p> <p>7.11 駐在員事務所を事務所と改称</p> <p>7.17 日本興業銀行の復興資金融通手形を担保</p>	<p>3. 5 小額紙幣五十銭券を発行</p> <p>3.22 大蔵省、金融緊急措置令に基づき金融機関の融資総額を3月20日現在残高以内に制限(8月11日解除)</p> <p>3.31 金融緊急措置令施行規則一部改正公布され、預金払戻し制限強化(4月1日施行)</p> <p>4. 2 金融団体協議会結成</p> <p>4. 3 GHQ、政府の行う債務保証の禁止・補助金交付の制限に関し指令</p> <p>4. 5 GHQ、金融機関指定制度および強制貸付制度の撤廃を指令</p> <p>5.13 水曜会加盟銀行、手形貸付金利の日歩2厘引上げを申合せ(戦後初の協定)</p> <p>5.24 軍需金融等特別措置法を銀行法特例法に改め、指定金融機関を廃止(即日施行)</p> <p>6.20 大蔵省、事業者の事業資金に充てるための封鎖預金払戻しを原則として禁止</p> <p>6.21 大蔵省、有価証券購入のための封鎖預金払戻しを原則として禁止</p> <p>6.28 5大銀行、綿業再開資金の供給を決定</p> <p>7. 9 連合国軍の発行するA号円表示軍票の取締等に関する件公布(10日施行、邦人の收受・所持を禁止)</p> <p>7.22 GHQ、米系銀行の在日支店の再開を許可</p>

昭和 21 年
(1946 年)

政治・経済等	海 外	首 相	大 蔵 大 臣	日 本 銀 行 裁
<p>3. 3 物価統制令公布(いわゆる「3・3価格体系」、大部分即日施行、価格等統制令廃止)</p> <p>4. 1 ボーレー最終報告書作成</p> <p>4. 5 連合国、初の対日理事会開催</p> <p>4.10 第22回衆議院議員総選挙(新選挙法による)</p> <p>4.20 持株会社整理委員会令公布施行(8月27日発足)</p> <p>4.22 幣原内閣総辞職</p> <p>4.24 沖縄民政府創設</p> <p>4.25 極東委員会、日本の食糧輸入を承認</p> <p>4.27 会社配当等禁止制限令公布施行</p> <p>4.30 青果物等統制令公布施行</p> <p>5. 3 極東国際軍事裁判(東京裁判)開始</p> <p>5.19 いわゆる食糧メーデー開催</p> <p>5.22 第1次吉田茂内閣成立</p>	<p>3. 8 IMFおよび世銀設立のための国際会議開催(19日まで)</p> <p>4.19 国際連盟解散</p> <p>4.25 米国、公定歩合引下げ、1.5→1%</p>	幣原喜重郎	波 沢 敬 三	(第十七代) 新 木 栄 吉
<p>6.12 米国陸軍省、日本の産業武装解除に関する勧告を発表</p> <p>6.13 政府、社会秩序維持・食糧危機突破・生産管理否認に関する声明を発表</p> <p>6.15 復員庁設置</p> <p>6.19 化学肥料の緊急増産の件公布施行</p> <p>6.20 貿易等臨時措置令公布施行</p> <p>7.24 政府、戦時補償の全面的打切りを閣議決定</p>	<p>6.25 世界銀行開業</p> <p>7. 4 フィリピン共和国独立</p> <p>7. 5 オランダ首相、銀行国有化を言明</p>	5.22 吉田茂(第一次)	5.22 石橋湛山	6.1 (第十八代) 一万田尚登

年号	日 本 銀 行	金 融 一 般
昭和21年 (1946年)	<p>とする貸付手続を制定</p> <p>8. 1 旭川事務所・帯広事務所開設</p> <p>8. 9 金融機関経理応急措置法実施上の混乱を避けるため、指定時以降の新規貸付に対する高率適用を一時停止</p> <p>8.12 一万田総裁、戦時補償打切りに伴う経済界の再建整備にあたり日本銀行の方針を発表</p> <p>8.21 補償打切り関係事務の行内連絡調整のため補償善後措置委員会を設置</p> <p>8.30 スタンプ手形制度実施(緊要な生産部門の運転資金優遇措置)</p> <p>8.30 貿易手形制度実施(輸出物資製造・集荷資金等の貿易金融の優遇措置)</p> <p>10. 2 総裁、「通貨金融の基本政策に関する所見」をGHQに提出</p> <p>10.14 公定歩合引上げ(商業手形割引歩合1厘引上げ、1銭)</p> <p>10.18 証券局を復活</p> <p>10.28 貯蓄推進部設置</p> <p>10. 一 東京実際物価指数(生産財)を9月分から作成(後の東京闇物価指数<生産財>、生産財闇及び自由物価指数)</p> <p>11. 1 青森事務所を支店に昇格</p> <p>11. 4 本店内に通貨安定対策本部の事務局および同本部の諮問機関として通貨安定対策委員会を設置(支店・事務所は地方通貨安定推進委員会の事務局を担当)</p> <p>11.13 臨時調査室設置(国際経済への復帰問題等を調査・研究のため)</p> <p>11.29 輸出向生糸集荷資金融通手形(生糸手形)の優遇措置を実施</p>	<p>8. 1 日本興業銀行の復興融資開始(政府、復興金融金庫開業までの措置として同行に依頼)</p> <p>8.10 臨時通貨法の一部改正公布施行(五十銭貨を追加)</p> <p>8.11 金融緊急措置令施行規則一部改正公布施行(封鎖預金を第1封鎖・第2封鎖に区分、一定額以上の預金等を第2封鎖とし払戻し制限を強化)</p> <p>8.15 金融機関経理応急措置法公布施行(戦時補償打切りに伴う損失処理のため、8月11日午前0時において新旧勘定に区分)</p> <p>9.25 法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律公布施行</p> <p>9.30 連合国軍の発行するドル表示軍票の取締等の件公布施行</p> <p>10. 7 衆議院本会議において通貨安定に関する決議案を可決</p> <p>10. 8 復興金融金庫法公布(30日施行)</p> <p>10.11 閣議で貯蓄運動の展開を決定、大蔵省は救国貯蓄増強方策を発表</p> <p>10.19 金融機関再建整備法公布(30日施行)</p> <p>10.25 復興金融金庫および産業復興當団の出資払込金支弁のため公債発行に関する法律公布施行</p> <p>11. 4 救国貯蓄運動展開のため衆議院内に通貨安定対策本部、都道府県ごとに地方通貨安定推進委員会を設置</p> <p>11.8~9 大蔵省、金融機関店舗行政につき通達(貯蓄増強のため下級店舗増設方針)</p> <p>11.13 貿易資金特別会計法公布(23日施行)</p> <p>11.18 大蔵省預金部等損失特別処理法公布(22年12月3日施行)</p> <p>11.22 会計法戦時特例廃止等に関する法律公布施行</p> <p>11.28 貯蓄推進運動上の施設として割増金付定期預金・金銭信託の募集を決定</p>

昭和 21 年
(1946 年)

政治・経済等	海 外	首相	大蔵大臣	日総本銀行裁
<p>8. 6 GHQ、各種統制会の解散を指令</p> <p>8. 12 政府、戦後経済再建整備に関する措置大綱を公表</p> <p>8. 12 経済安定本部令・物価庁官制公布施行</p> <p>8. 15 会社経理応急措置法公布施行</p> <p>8. 16 経済団体連合会発足</p> <p>9. 1 租税特別措置法公布</p> <p>9. 6 持株会社整理委員会、三井・三菱・住友の各本社等5社を持株会社に指定(その後追加)</p> <p>9. 9 生活保護法公布(10月1日施行)</p> <p>9. 27 労働関係調整法公布(10月13日施行、労働争議調停法廃止)</p> <p>9. 28 地代家賃統制令公布(10月1日施行)</p> <p>9. 28 重要産業団体令等廃止</p> <p>10. 1 臨時物資需給調整法公布施行(戦後物資統制の基本法)</p> <p>10. 4 政府、昭和21年度下期石炭危機突破対策を決定</p> <p>10. 19 戦時補償特別措置法公布(30日施行、戦時補償打切り)</p> <p>10. 19 企業再建整備法公布(30日施行)</p> <p>10. 21 農地調整法の一部改正・自作農創設特別措置法公布(前者11月22日、後者12月29日施行、第2次農地改革)</p> <p>10. 21 産業復興営団法公布(一部を除き11月10日施行)</p> <p>11. 1 第1回国民体育大会(国体)開催</p> <p>11. 3 日本国憲法公布(22年5月3日施行)</p> <p>11. 3 大赦令・減刑令・復権令公布</p> <p>11. 11 商工協同組合法公布(12月1日施行、商工組合法廃止)</p> <p>11. 12 財産税法公布(20日施行)</p> <p>11. 12 政府、当用漢字(1850字)と新かなづかいを閣議決定(16日告示)</p> <p>11. 20 臨時物資需給調整法に基づく指定生産資材割当手続規程公布施行(石炭・鉄等17品目を指定)</p> <p>11. 20 日本商工会議所発足</p> <p>11. 25 会社の証券保有制限等に関する勅令公</p>	<p>9. 27 IMF・世銀第1回年次総会開催(ワシントン)</p>	<p>吉 田 茂 (第一次)</p>	<p>石 橋 湛 山</p>	<p>(第十八代) 一 万 田 尚 登</p>

年号	日 本 銀 行	金 融 一 般
昭和21年 (1946年)	<p>12.18 総裁、通貨審議会構想を発表</p> <p>12.28 金融制度調査会、通貨発行規制暫定措置に関する決議を答申</p>	<p>12.11 金融制度調査会官制公布施行(第2次金融制度調査会の発足)</p> <p>12.17 東京銀行設立(横浜正金銀行の新勘定を継承、22年1月4日開業)</p> <p>12.29 食糧管理特別会計法の一部改正法律公布(22年2月1日施行、食糧買入代金の支払いに農林中央金庫への前渡制を採用)</p>
昭和22年 (1947年)	<p>1.15 融資幹旋委員会設置</p> <p>1.20 融資幹旋要領を支店に通知(融資幹旋の開始)</p> <p>2. 5 復興金融債担保貸出を国債担保貸出なみに優遇することを決定</p> <p>2.13 大蔵省、復興金融債の市中未消化分の日本銀行引受けを要請</p> <p>2.22 貸出規制方針につき支店に通知</p> <p>3. 1 新高率適用制度を実施</p> <p>3.15 日本銀行の農地証券の交付および元利金支払に関する特別取扱に関する件公布施行</p> <p>4. 1 日本銀行法の一部を改正する等の法律公布(5月3日・一部23年1月21日施行、銀行券の発行限度は通貨発行審議会の議決に基づき閣議を経て決定するなど)</p> <p>4. 1 証券業者・短資業者に高率適用制度を適</p>	<p>1.18 開拓者資金融通法・開拓者資金融通特別会計法各公布(いずれも2月1日施行)</p> <p>1.18 有価証券の処分の調整等に関する法律公布(6月18日施行、証券処理調整協議会設置)</p> <p>1.24 復興金融金庫設立(25日開業)</p> <p>1.24 金融緊急措置令施行規則一部改正公布施行(定期的給与の自由支払限度額の引上げ)</p> <p>1.31 金融緊急措置令施行規則一部改正公布施行(少額所得者の生活費および教育費の自由支払限度額の引上げ)</p> <p>2.17 金融制度調査会、金融機関再建整備暫定要領を答申</p> <p>2.22 昭和21年度一般会計終戦処理費の財源に充てるための借入金に関する法律公布施行</p> <p>2.28 政府、産業資金供給措置要綱を決定</p> <p>3. 1 大蔵省、金融機関資金融通準則・貸出優先順位表を告示(融資規制の開始)</p> <p>3. 1 資金融通準則適用金融機関、融資最高限度を自由預金増加額の50%とする旨申合せ</p> <p>3. 5 金融制度調査会、商工組合中央金庫法中改正法律案要綱を答申</p> <p>3.10 閉鎖機関令・閉鎖機関整理委員会令各公布施行(外地銀行・外国銀行および特別戦時機関閉鎖の件廃止)</p> <p>3.28 日本証券取引所の解散等に関する法律公布(4月16日施行)、証券取引法公布(証券取引委員会関係のみ7月23日施行、その他は施行されず)</p> <p>3.31 財政法公布(大部分4月1日施行、公債発行・借入金の制限、日本銀行引受による公債発行の禁止等)</p> <p>3.31 公債金特別会計法廃止</p> <p>4. 1 金融機関債券発行特例法公布施行</p> <p>4.15 銀行法等特例法施行令一部改正公布施行(貯蓄銀行の業務制限を緩和)</p> <p>4.30 金融緊急措置令施行規則改正(定期的給与の自由支払限度枠の撤廃など)</p>

政治・経済等	海 外	首 相	大 蔵 大 臣	日 本 銀 行 裁
<p>布施行</p> <p>12.12 石炭委員会(首相の私的諮問機関)、石炭超重点を提唱</p> <p>12.14 東京商工会議所設立</p> <p>12.27 政府、石炭の集中生産をはじめとする基礎物資需給計画ならびにその実施要領(傾斜生産方式)を閣議決定</p> <p>12.29 増加所得税法公布施行</p>	<p>12.14 国連総会、軍縮憲章を可決</p> <p>12.18 IMF、加盟国の第1次平価設定(35か国、日本円は1ドル=360円、1953年5月11日IMF理事会で平価正式決定・登録)</p>			
<p>1.16 内閣法・皇室典範・皇室経済法公布(5月3日施行)</p> <p>1.28 賠償計画再評価のためストライク調査団来日</p> <p>1.31 マッカーサー元帥、2・1ゼネストの中止を指令</p> <p>2.18 ストライク調査団、第1次報告を発表</p> <p>2.24 参議院議員選挙法公布施行</p> <p>3.15 東京都、区制を整理統合(35区→22区、なお8月1日練馬区を新設、23区制となる)</p> <p>3.26 統計法公布(5月1日施行)</p> <p>3.31 所得税法改正・法人税法改正等公布(4月1日施行、申告納税制度の採用等税制の大幅改正)</p> <p>3.31 会計法改正公布(一部を除き4月1日施行)</p> <p>3.31 教育基本法公布施行</p> <p>3.31 学校教育法公布(4月1日施行、6・3・3制の採用)</p> <p>3.31 衆議院解散</p> <p>3.31 衆議院議員選挙法改正公布施行</p> <p>4. 4 米国統合参謀本部、マッカーサー元帥に中間賠償取立てに関する指令を発する</p> <p>4. 7 労働基準法・労働者災害補償保険法公布(いずれも9月1日施行)</p> <p>4. 8 船舶公団法公布(4月17日施行)</p>	<p>1.15 英仏同盟条約成立</p> <p>1.16 フランス、第4共和制発足</p> <p>3. 1 IMF、業務開始</p> <p>3.12 米国大統領、非共産主義国に対する援助方針を発表(トルーマン・ドクトリン)</p> <p>3.28 国連、アジア極東経済委員会(エカフェ)および欧州経済委員会設置</p> <p>4.28 パレスチナ問題で国連総会開催</p>	<p>吉 田 茂</p> <p>(第一次)</p>	<p>石 橋 湛 山</p>	<p>(第十八代)</p> <p>一 万 田 尚 登</p>

年号	日 本 銀 行	金 融 一 般
昭和22年 (1947年)	<p>用</p> <p>4.22 特別対策委員会設置(講和・貿易再開に備え対外施策を検討)</p> <p>5. 2 日本銀行法の一部を改正する等の法律の施行勅令公布(3日施行)</p> <p>6. 2 日本銀行内に起債調整協議会を設置(24年6月、起債懇談会と起債打合会とに分かれる)</p> <p>7. 1 日本銀行貿易スタンプ手形制度創設(8日、貿易手形制度と改称、対象は輸出前貸資金のみに限定)</p> <p>8.11 高率適用制度を強化(2次高率を復活)</p> <p>8.11 営業局に融資斡旋部を設置</p> <p>8.12 スタンプ手形制度の適用対象を拡大(政府輸入綿花の内需向け払下げ代金に適用)</p> <p>8.22 貿易手形制度の適用対象を拡大(輸出入諸掛資金に適用)</p>	<p>5.15 大蔵省、無記名定期預金および無記名金銭信託を創設(取扱開始は6月以降)</p> <p>6. 1 各種金融機関の長期預貯金金利引上げ(同時に1年もの・3か月ものの定期預金、1年ものの金銭信託を設ける)</p> <p>6.30 横浜正金銀行、閉鎖機関に指定される</p> <p>7. 1 地方債の許可に関する件公布(5月3日から適用)</p> <p>7. 5 全国銀行協会連合会、貸出最高金利を協定(2銭3厘)</p> <p>7.21 金融機関資金融通準則一部改正(国債公募の推進など)</p> <p>7.23 証券取引委員会設置</p> <p>8. 1 郵便貯金金利引上げ(2.64%→2.76%)</p> <p>8.11 証券処理調整協議会、旧財閥所有有価証券の第1回一般売出しを開始</p> <p>8.14 GHQ、接収管理中のわが国の金・銀・貴金属等を担保とする輸出入回転基金の設置計画を発表</p> <p>8.26 金融緊急措置令施行規則一部改正公布(9月1日施行、個人の生活費引出し限度の引上げ等制限緩和)</p>

昭和 22 年
(1947 年)

政治・経済等	海 外	首相	大蔵大臣	日総本銀行裁
<p>4. 8 公共職業安定所設置</p> <p>4.14 私的独占の禁止および公正取引の確保に関する法律(独占禁止法)公布(一部7月1日、その他7月20日施行)</p> <p>4.15 石油配給公団法・配炭公団法・産業復興公団法・貿易公団法公布(いずれも17日施行、産業復興公団法廃止)</p> <p>4.16 価格調整公団法公布施行</p> <p>4.17 地方自治法公布(5月3日施行)</p> <p>4.17 裁判所法公布(5月3日施行)</p> <p>4.19 会計検査院法公布(5月13日施行)</p> <p>4.20 第1回参議院議員選挙</p> <p>4.25 第23回衆議院議員総選挙(新憲法による第1回)</p> <p>4.30 国会法公布(5月3日施行、議院法廃止)</p> <p>4.30 肥料配給公団令公布(6月20日施行)</p> <p>5. 3 新憲法施行</p> <p>5.12 米国政府、極東委員会に対し日本の過度の経済力集中排除政策に関する文書を提出</p> <p>5.20 吉田内閣総辞職</p> <p>5.24 片山哲内閣成立(組閣完了は6月1日)</p> <p>6. 8 日本教職員組合結成</p> <p>6.10 GHQ、民間貿易再開(8月15日)を許可</p> <p>6.11 政府、経済危機突破緊急対策要綱発表</p> <p>7. 1 公正取引委員会設置</p> <p>7. 3 GHQ、三井物産・三菱商事の解体を指令</p> <p>7. 4 経済安定本部、経済実相報告書を発表(初の経済白書)</p> <p>7. 5 政府、新物価体系を発表</p> <p>7.24 極東委員会、対日貿易政策16原則を採択</p> <p>7.29 政府、流通秩序確立対策要綱を閣議決定</p> <p>7.31 青果物統制令廃止公布(8月1日施行)</p> <p>8. 1 水産物統制令廃止公布施行</p> <p>8. 4 最高裁判所発足(10月1日初開廷)</p> <p>8.10 第2次ストライク賠償調査閉来日</p> <p>8.15 制限付民間貿易再開(バイヤーの日本入国数・滞在日数等を制限)</p> <p>8.31 労働省設置法公布(9月1日施行)</p>	<p>6. 5 米国、欧州復興計画(マーシャル・プラン)を発表</p> <p>6.23 米国、タフト・ハートレー法成立</p> <p>6.29 ハンガリー、銀行国有化を決定</p> <p>7.12 欧州経済復興会議をパリで開催</p> <p>8.14 パキスタン独立(15日、インドも)</p>	<p>吉田</p> <p>茂(第一次)</p> <p>5.24</p> <p>片山</p> <p>哲</p>	<p>石橋湛山</p> <p>6.1 矢野庄太郎</p> <p>6.25</p> <p>栗栖 勉</p>	<p>(第十八代)</p> <p>一 万 田 尚 登</p>

年号	日 本 銀 行	金 融 一 般
<p>昭和22年 (1947年)</p>	<p>9. 5 日本銀行券(A)十銭券を発行 9.15 復興金融金庫支払保証付手形担保貸付 に対する高率適用を免除 9.22 渉外部設置 9.27 日本銀行国庫金取扱規程公布(11月1日 施行、旧省令の全面改正) 10.29 企業整備金融委員会設置</p> <p>11. 1 製糸業者の購繭手形にスタンプ手形制 度による優遇措置を実施</p> <p>12. 1 下関支店開設 12.15 日本銀行券の未回収発行残高に相当す る金額の一部を国庫に納付するに伴う日本 銀行への交付金に関する法律公布(23年1月 1日施行) 12.17 通貨発行審議会法公布(19日施行、付則 により日本銀行法改正) 12.19 大蔵大臣、日本銀行総裁に対し金融機関 の金利の最高限度を定めるよう命令(23・24 日、初の金利調整委員会を開催、26日答申) 12.30 臨時金利調整法に基づき、金融機関の金 利の最高限度を決定(23年1月6日から実施、 1年定期預金年4.2%、貸出日歩2銭5厘、長 期貸出は適用外、なおコールレートは翌日 もののみ日歩9厘) 12.31 銀行券の年末臨時寄託制度を実施</p>	<p>9.25 復興四分利国庫証券(第1回)を公募方式 で発行(10億円、券面利率の引上げ、公募復 活)</p> <p>10. 4 公正取引委員会、銀行の金利協定が独禁 法に抵触するとして審判開始 10.23 東京銀行協会、公正取引委員会の審決を またず金利協定を廃止</p> <p>11.15 金融制度調査会、「戦後の新情勢に即応 する金融制度整備の方策」を答申(解散) 11.15 GHQ、日英暫定通貨取決めを成立を 発表 11.19 農業協同組合法・同法制定に伴う農業団 体の整理に関する法律各公布(いずれも12 月15日施行) 11.30 郵便貯金法公布(12月1日施行、旧法廃 止) 12. 4 大蔵省、金融業法案要綱を作成 12. 4 補助貨幣損傷等取締法公布施行 12.11 輸出入回転基金設定 12.13 臨時金利調整法公布(15日施行) 12.13 貿易資金特別会計法の改正公布(15日施 行、旧法を全面改正) 12.22 公正取引委員会、銀行の金利協定を独禁 法違反と審決、同協定廃止を命令</p>
<p>昭和23年 (1948年)</p>	<p>1.21 通貨発行審議会、制限外発行税率の最低 割合を1.5%とすること等を決定</p>	

政治・経済等	海 外	首相	大蔵大臣	日総本銀行裁
<p>10. 1 臨時国勢調査実施 10.21 国家公務員法公布(一部を除き23年7月1日施行) 10.26 改正刑法公布(11月15日施行、不敬罪・姦通罪廃止) 11. 8 独占禁止法施行令公布施行 11.20 政府、経済安定基本方針を发表(均衡財政・物価体系維持・生活給保証・労使紛争防止) 11.30 職業安定法公布(12月1日施行)</p> <p>12. 1 失業保険法・失業手当法公布(11月1日にさかのぼって施行) 12.12 郵便法公布(23年1月1日施行、23年4月1日旧法廃止) 12.12 酒類配給公団法公布(11日にさかのぼって施行) 12.15 農業災害補償法公布施行 12.16 会社利益配当等臨時措置法公布施行(会社配当等禁止制限令廃止) 12.17 食料品配給公団法・飼料配給公団法・油糧配給公団法公布(いずれも12月27日施行) 12.17 警察法公布(23年3月7日施行、国警・自治警・公安委員会設置) 12.18 過度経済力集中排除法公布施行 12.20 臨時石炭鉱業管理法公布(23年4月1日施行、3年間の時限立法で主要炭鉱を国家管理) 12.30 食糧管理法の一部改正公布施行(食糧配給公団設立等)</p>	<p>10. 5 コミンフォルム(ヨーロッパ共産党情報局)設置 10.30 ジュネーブ国際貿易会議、関税および貿易に関する一般協定(ガット)に調印(1948年1月1日発効)</p> <p>12.14 ソ連、通貨改革発表(旧10ルーブル→新1ルーブル) 12.30 米国、インフレ防止法成立</p>	片山哲	栗栖 越夫	(第十八代) 一 万 田 尚 登
<p>1. 4 日米国際電話開通 1. 6 ロイヤル米国防軍長官、新たな国際情勢の展開に対応し日本の経済自立促進の要ありと声明 1. 7 財閥同族支配力排除法公布施行 1.21 極東委員会のマッコイ米国代表、対日</p>	<p>1.12 米国、公定歩合引上げ、1→1.25% 1.26 フランス、フランの平価切下げ(1ドル=119フラン→214フラン)</p>			

年号	日 本 銀 行	金 融 一 般
昭和23年 (1948年)	<p>2. 2 大分事務所を支店に昇格、同時に門司支店を門司事務所にする</p> <p>2.12 日本銀行券発行限度を2700億円に改定(1月21日から実施、従来は60億円)</p> <p>3.26 公団認証手形担保貸付の優遇措置を実施</p> <p>4. 1 総合企画委員会設置(内外の経済情勢に対応する基本方針の企画立案、特別対策委員会は廃止)</p> <p>4. 7 資金調整局を資金局と改称</p> <p>4.23 商工組合中央金庫に中小企業金融関係別枠融資を実施</p> <p>4.24 未払込資本金5500万円(政府出資分)の払込完了(払込資本金1億円)</p> <p>4.26 公定歩合引上げ(商業手形割引歩合2厘引上げ、1銭2厘)</p> <p>4.30 農業手形制度創設(農業生産金融の優遇)</p> <p>5.20 購繭スタンプ手形制度の適用範囲を拡大(種繭・乾繭等)</p> <p>5.25 日本銀行券(A)五銭券を発行</p> <p>5.28 日本興業・日本勧業両行に中小企業金融関係別枠融資を認める</p> <p>6. 4 農業手形制度の適用範囲を拡大(肥料・農業・農機具等)</p> <p>7. 1 臨時金利調整法に基づく市中金利の最高限度を引上げ(1年定期預金4.2%→4.4%、貸出2銭5厘→2銭8厘)</p> <p>7. 5 公定歩合引上げ(商業手形割引歩合2厘引上げ、1銭4厘)</p> <p>7. 7 地方税法を改正する法律公布され、その付則により日本銀行法の一部を改正(納付金</p>	<p>3.31 金融機関再建整備の最終処理完了(4月1日付で新・旧勘定を併合)</p> <p>4. 7 臨時資金調整法廃止(関連諸法令の廃止公布施行)</p> <p>4.13 証券取引法改正公布(一部を除き5月7日施行、証券民主化の方向で証券業関係法令を統合整備、証券引受業務の金融機関からの分離、旧法令の廃止など)</p> <p>5. 1 琉球銀行設立</p> <p>5.13 小額紙幣整理法公布施行(23年制定五十銭券を除き小額紙幣は8月31日限り通用を禁止、引換期限24年8月31日)</p> <p>5.15 大蔵省、金融機関再建整備に関する最終処理を認可(3月末にさかのぼって実施)</p> <p>5.20 米国から円レート政策に関する特別使節団(ヤング使節団)来日(6月12日、報告書作成)</p> <p>6. 1 日英支協協定成立</p> <p>6. 5 GHQとワシントン輸出入銀行・米国民間銀行との間に綿花借款契約成立(6000万ドル)</p> <p>6.19 臨時通貨法の一部改正公布施行(五円貨・一円貨を追加、10月25日から流通開始)</p> <p>7. 9 融資幹旋委員会発足(市中銀行を主体に組織)</p> <p>7.12 割増金付貯蓄の取扱に関する法律・当籤金付証券法(宝くじの発行)各公布施行</p> <p>7.15 日本貯蓄銀行、普通銀行に転換し協和銀行と改称</p> <p>7.15 連合軍発行のB号円表示軍票の流通禁止</p>

昭和23年
(1948年)

政治・経済等	海外	首相	大蔵大臣	日総本銀行裁
<p>経済政策転換を示唆</p> <p>2. 4 外国バイヤーの日本入国制限緩和</p> <p>2. 8 持株会社整理委員会、集中排除法に基づく指定会社を指定(257社、22日68社追加)</p> <p>2.10 片山内閣総辞職</p> <p>3. 7 新警察制度発足(国家地方警察本部・国家公安委員会設置)</p> <p>3. 9 第2次ストライク報告公表</p> <p>3.10 芦田均内閣成立</p> <p>3.20 ドレーパー米国陸軍次官、ジョンストン使節団とともに来日</p> <p>4.28 夏時刻法公布施行(サマータイム<5月第1土曜日から9月第2土曜日まで時刻を1時間進める>、27年4月11日廃止)</p> <p>4.30 政府、経済復興計画委員会設置</p> <p>5. 4 米国から集中排除審査委員会(通称「5人委員会」)来日</p> <p>5.15 繊維品の輸出商談に限り外国バイヤー等とわが国輸出業者との直接交渉が認められる</p> <p>5.19 ドレーパー・ジョンストン報告書(日本と朝鮮の経済的地位と見通しに関する報告)公表</p> <p>6.15 経済安定本部、中間的経済安定計画試案を発表</p> <p>6.22 政府、物価体系補正を発表(いわゆる「新々物価体系」)</p> <p>6.30 国有財産法公布(7月1日施行、全面改正)</p> <p>7. 2 中小企業庁設置法公布(8月1日施行)</p> <p>7. 6 公認会計士法公布(計理士法廃止、8月1日施行)</p> <p>7. 7 地方財政法公布施行</p> <p>7. 7 取引高税法公布(9月1日施行)</p> <p>7.10 建設省設置</p> <p>7.12 商法の一部改正公布施行(株式の分割</p>	<p>2.15 西ドイツ、中央銀行としてレンダー・バンク設立</p> <p>4. 1 ソ連、ベルリン封鎖はじまる</p> <p>4. 3 米国、マーシャルプランに基づく対外援助法成立</p> <p>4.16 第3回欧州経済復興会議をパリで開催、西欧16か国、欧州経済協力機構(OEEC)条約調印</p> <p>5.14 イスラエル、ユダヤ国家成立宣言(16日、米・ソ両国、イスラエルを承認)</p> <p>6.20 米国議会で1949会計年度対外援助費を可決、占領地救済資金(ガリオア)・占領地復興資金(エロア)設けられる</p> <p>6.20 西ドイツ、通貨改革実施(旧ライヒスマルク10に対し新ドイツマルク0.65)</p> <p>6.29 米国、天然繊維回転基金法成立(米綿の対日売却のため1億5000万ドルの基金設定)</p> <p>7. 1 西ドイツ、公定歩合引上げ、3.5→5%</p>	<p>片山 哲</p> <p>3.10</p> <p>芦田 均</p>	<p>栗柄 越夫</p> <p>3.10</p> <p>北 村 徳太郎</p>	<p>(第十八代)</p> <p>一 万 田 尚 登</p>

年号	日 本 銀 行	金 融 一 般
昭和23年 (1948年)	<p>の損金算入規定追加、営業税に関する規定削除)</p> <p>8. 2 手形割引市場育成方針を決定(短資業者の不足資金供給、専業割引業者と取引開始など)</p> <p>8.10 融資斡旋部設置</p> <p>8.23 単一為替相場問題の内部検討資料として「単一為替早期設定の為の金融方策」を作成(12月15日にも「単一為替相場設定に伴う総合政策」を作成)</p> <p>9.21 「新法の制定による金融制度の全面的改編に関する考え方」を取りまとめGHQに提出</p> <p>10. 1 購蘭スタンプ手形制度の適用範囲を輸出玉糸メーカーに拡大</p> <p>10. 9 日本銀行券発行限度を3300億円に改定(10月1日から実施、従来は2700億円)</p> <p>10.14 大蔵省、金融懇談会の意見に沿って金融委員会(バンキング・ボード)案を作成し、GHQに提出</p> <p>10.15 生命保険18社からの売戻条件付国債買入れを実施</p> <p>10.22 金融懇談会の意見に沿って日本銀行制度改正要綱を作成し、大蔵省に送付</p> <p>11.12 閉鎖機関清算事務を閉鎖機関整理委員会へ移管</p> <p>12. 1 大蔵省、日本銀行制度改正法律案を作成し、GHQに提出</p>	<p>7.21 金融機関再建整備法の一部改正法律公布施行(付則により金融緊急措置令を改正し第1封鎖預金を解除、自由預金1本となる)</p> <p>7.21 金融機関資金融通準則を一部改正(資金の一定割合を財政資金として優先確保)</p> <p>7.21 日本信託・第一信託、信託銀行(信託兼営銀行)として発足(8月2日、東京・朝日・中央・富士の4信託銀行が発足し専業信託会社消滅)</p> <p>7.24 復興五分利国庫証券第1回発行(10億円、券面利率4%→5%に引上げ)</p> <p>7.30 持株会社整理委員会、銀行に集中排除法を適用しないと発表</p> <p>8. 3 外国貿易特別円資金特別会計法公布(19日施行)</p> <p>8.11 大蔵省、中小企業金融対策要綱を発表</p> <p>8.16 ヤング使節団、追加報告を提出</p> <p>8.17 GHQ、新法律の制定による金融機構の全面的改編を勧告</p> <p>8.19 GHQ・大蔵省・日本銀行による共同準備委員会設置(金融制度の検討を開始)</p> <p>8.24 金融機構改編に関する大蔵大臣・日本銀行総裁・経済安定本部長官による「3人委員会」発足(9月8日、日本側の方針を非公式にGHQに報告)</p> <p>9.11 「3人委員会」の名において金融制度改革懇談会(金融懇談会)を設置し検討開始(30日、中間成案を発表)</p> <p>9.29 帝国銀行、第一銀行と(新)帝国銀行に分離</p> <p>10. 1 再建整備法適用の各銀行、新資本金で再発足(三菱は千代田、住友は大阪、安田は富士、野村は大和とそれぞれ改称)</p> <p>10.15 貿易庁、商品別円・ドル交換比率を定めた価格算定制度を適用</p> <p>12.15 水産業協同組合法・同法制定に伴う水産団体の整理に関する法律各公布(いずれも24</p>

政治・経済等	海 外	首相	大蔵大臣	日総 本銀行 行裁
<p>払込制を廃止して全額払込制を採用)</p> <p>7.15 GHQ、政府に経済安定方策の諸基本的要素(経済安定10原則)を提示</p> <p>7.20 国民の祝日に関する法律公布施行</p> <p>7.29 事業者団体法公布施行</p> <p>7.30 消費生活協同組合法公布(10月1日施行)</p> <p>7.31 公務員の争議行為禁止等に関する政令(いわゆる「政令201号」)公布施行</p> <p>8.15 外国バイヤーと輸出業者との直接契約締結が認められる</p> <p>9.11 「5人委員会」、集中排除法適用緩和を勧告</p> <p>10.7 芦田内閣総辞職</p> <p>10.8 食料・日用品など111種の公定価格廃止</p> <p>10.15 第2次吉田内閣成立(19日組閣完了)</p>	<p>8.13 米国、公定歩合引上げ、1.25→1.5%</p> <p>8.15 大韓民国樹立宣言</p> <p>9.9 朝鮮民主主義人民共和国成立</p>	<p>芦田均</p>	<p>北村徳太郎</p>	<p>(第十八代) 一万田尚登</p>
<p>11.6 GHQ、貸金3原則提示</p> <p>11.12 極東国際軍事裁判所、戦犯判決(12月23日、絞首刑執行)</p> <p>11.29 政府、貸金3原則を尊重する旨発表</p> <p>12.3 国家公務員法改正公布施行(政令201号は地方公務員にのみ適用される)</p>		<p>10.15 吉田茂 (第二次)</p>	<p>10.19 泉山三六</p>	

年号	日 本 銀 行	金 融 一 般
昭和23年 (1948年)	12.20 閉鎖機関処理部廃止	<p>年2月15日施行)</p> <p>12.28 政府、内閣に単一為替設定対策審議会の設置を決定(30日発足)</p> <p>12.28 GHQ、金融機関店舗新設の慎重化を指令(逐次増加してきた個別案件の司令部の要承認範囲も明示)</p>
昭和24年 (1949年)	<p>1.11 日本銀行券発行限度を3500億円に改定(1月1日から実施、従来は3300億円)</p> <p>1.15 貿易手形制度の適用範囲を輸出業者の直接発注先に拡張(メーカー買手の新設)</p> <p>1.28 日本銀行法改正要綱を作成し、GHQに提出</p> <p>1.29 復興金融金庫保証付漁業手形担保貸付の優遇措置を実施</p> <p>2. 1 国有繊維払下げに伴い、輸出綿・毛製品生産資金に対し貿易手形制度の特例を認める</p> <p>2. 3 「単一為替の設定について」と題する意見書を作成</p> <p>3. 1 長崎事務所を支店に昇格</p> <p>3.22 日本興業銀行に対し当分の間第2次高率の適用を免除</p> <p>3.24 中央銀行制度改革問題に関し、GHQ・大蔵省・日本銀行の3者会談開催(28日、経済安定本部を加えて4者会談)</p> <p>3.30 一万田総裁、ドッジ財政顧問と会談(中央銀行制度改革問題ほか)</p> <p>4. 1 貿易手形の再割引扱いを開始</p> <p>4. 1 高率適用手続改正(従来適用外の貿易手形・スタンプ手形などにも適用、利率引上げ)</p> <p>4. 1 対日援助資金見返勘定を設置</p> <p>4. 1 大蔵省、政策委員会設置要綱案を作成(2日、同省はこれを基に日本銀行法の一部改正法律を起案)</p> <p>4. 2 外事局を外国為替局と改称</p> <p>4. 7 一万田総裁、ドッジ財政顧問と会談(第2回)</p>	<p>1. 1 青和銀行設立(青森貯蓄銀行が普通銀行に転換)</p> <p>1.10 金融機関資金融通準則一部改正(貸出優先順位表改正)</p> <p>1.31 GHQ、証券取引所の再開準備を許可</p> <p>2. 1 貿易庁、輸出品の円ドル交換比率の上限を600円から450円に引下げ</p> <p>2. 2 GHQ、外国為替管理に関し指令(外国為替管理委員会の設置など)</p> <p>2.28 青森商業銀行、青湾貯蓄銀行を合併(これにより専業貯蓄銀行は消滅)</p> <p>3.16 外国為替管理委員会令公布施行(日本銀行本店内に設置される)</p> <p>3.25 大蔵省、政府当座預金から農林中央金庫へ指定預金として210億円を預入(市中金融対策、以後預入先拡大)</p> <p>3.25 貿易庁、輸出品の円ドル交換比率の上限を450円から425円に引下げ(4月1日から実施)</p> <p>3.29 米国の「国際金融問題に対する国家諮問委員会」、国務省および陸軍省に対し日本の単一為替相場の早期設定(1ドル360円)を勧告</p> <p>4. 1 東京・大阪・名古屋の3証券取引所設立(5月16日開業)</p> <p>4. 7 貿易庁、輸入品の円ドル交換比率を330円1本に統一(4月1日にさかのぼり実施)</p> <p>4.23 GHQ、1ドル360円の単一為替レートを設定、25日から実施する旨発表</p> <p>4.25 大蔵省、1米ドル360円を告示</p> <p>4.25 貴金属特別会計法公布(20日施行、24年度から適用、金資金特別会計法廃止)</p> <p>4.30 米国対日援助見返資金特別会計法・貿易</p>

政治・経済等	海外	首相	大蔵大臣	日総本銀行裁
<p>12.11 米政府、経済安定9原則をGHQに伝達(18日発表、19日、首相への書簡で伝達)</p> <p>12.20 日本国有鉄道法・日本専売公社法公布(24年6月1日施行)</p> <p>12.20 公共企業体等労働関係法公布(24年4月1日施行)</p> <p>12.23 衆議院解散(衆議院、内閣不信任案を可決)</p>		吉田	泉山	
<p>1.1 人事院、官庁の勤務時間を1週48時間に決定</p> <p>1.23 第24回衆議院議員総選挙(最高裁判所裁判官の国民審査をはじめて実施)</p> <p>2.1 ロイヤル米陸軍長官・ドッジ連合最高司令官財政顧問ら来日</p> <p>2.16 第3次吉田内閣成立</p> <p>3.7 ドッジ財政顧問、経済安定9原則の具体化構想(ドッジ・ライン)を発表(ドッジ声明)</p> <p>3.15 外国人の財産取得に関する政令公布施行(外資委員会設置)</p> <p>3.31 貿易公団法の一部改正法律公布(4月1日施行、食料貿易・原材料貿易公団廃止)</p> <p>3.31 石炭鉱業等の損失の補填に関する法律公布施行</p> <p>4.19 公団等の予算および決算の暫定措置に関する法律公布施行(予・決算の国会提出等)</p> <p>4.20 昭和24年度超均衡予算成立(いわゆる「ドッジ予算」)</p>	<p>1.3 フィリピン中央銀行開業</p> <p>1.25 ソ連と東欧5か国、経済相互援助会議(コメコン)の設置を発表</p> <p>2.16</p> <p>4.4 米・英・仏等12か国、北大西洋条約に調印(NATO成立)</p>	<p>茂(第二次)</p> <p>2.16</p> <p>吉田</p> <p>茂(第三次)</p>	<p>三六</p> <p>2.16</p> <p>池田</p> <p>勇人</p>	<p>(第十八代) 一万田尚登</p>

年号	日本銀行	金融一般
昭和24年 (1949年)	<p>4.26 日本銀行出資証券の東京・大阪・名古屋証券取引所上場を決定(東京は5月30日から上場)</p> <p>5.17 一万田総裁、デイス・インフレーション政策をとることを表明(全国銀行大会において)</p> <p>5.18 納税準備預金の実施に伴い臨時金利調整法による金融機関金利の最高限度を設定</p> <p>5.26 復興金融金庫の業務停止から見返資金融資までのつなぎとして行われる緊急設備資金融資の手形を担保とする貸付に優遇措置を実施</p> <p>5.28 起債市場育成のため市中手持ちの復金債買入れを決定</p> <p>6.2 割引興業債券および優良社債を担保とする貸付に優遇措置を実施</p> <p>6.3 日本銀行法の一部を改正する法律公布施行(政策委員会の設置)</p> <p>6.11 生命保険会社から売戻条件付きの国債買入れを決定</p> <p>6.17 政策委員会委員発令(18日発足)</p> <p>6.21 政策委員会庶務部設置</p> <p>6.27 輸南向綿製品用原綿引取資金にスタンプ手形制度を適用</p> <p>6.29 輸入物資引取資金・輸入諸掛り資金にスタンプ手形制度を適用</p> <p>6.30 日本銀行援助資金預金及び援助資金別口預金取扱規程公布施行</p> <p>7.4 割引適格貿易手形を高率適用対象から除外</p> <p>7.8 無尽会社・市街地信用組合からの国債買入れを決定</p> <p>7.13 第2次高率適用金利引下げ</p> <p>7.14 輸入羊毛の内需用払下げ代金にスタンプ手形制度を適用</p> <p>7.16 漁業手形担保貸付の優遇措置を実施</p> <p>7.18 産業資金供給のため信託銀行からの国債買入れを決定</p> <p>7.21 重要産業の設備資金融資を行う生命保険会社から融資相当額の国債を買入れ</p> <p>7.23 日本興業銀行に対し第2次高率の適用を免除(25年3月まで)</p>	<p>特別会計法各公布(いずれも20日にさかのぼり施行、貿易資金特別会計法廃止)</p> <p>5.2 国民金融公庫法公布施行(恩給金庫法・庶民金庫法廃止)</p> <p>5.16 簡易生命保険法・郵便年金法各公布(いずれも6月1日施行、旧法廃止)</p> <p>5.19 興業債券の発行限度の特例に関する法律公布施行</p> <p>5.28 復興金融金庫に対する政府出資等に関する法律公布施行</p> <p>5.28 貿易特別会計法の一部を改正する政令公布施行(外国為替資金設置)</p> <p>5.31 貸金業等の取締に関する法律公布(6月30日施行)</p> <p>5.31 大蔵省設置法の施行等に伴う法令の整理に関する法律公布(6月1日施行、金融制度調査会の廃止、金利調整委員会を金利調整審議会と改称等)</p> <p>6.1 国民金融公庫設立(庶民金庫・恩給金庫の業務を継承)</p> <p>6.1 中小企業等協同組合法・協同組合による金融事業に関する法律各公布(いずれも大部分7月1日施行、商工組合法・市街地信用組合法等廃止)</p> <p>6.1 外国保険事業者に関する法律公布施行</p> <p>7.5 大蔵省、農林関係5公団に対し短期運転資金の融資を決定(90億円)</p> <p>7.15 輸出振興のための外貨資金の優先使用に関する政令公布施行(優先外貨制度)</p> <p>7.22 GHQ、対日援助見返資金による公企業投資をはじめ許可(国鉄貸付56億円、電気通信公債買入れ13億円)</p> <p>7.22 政府の金買上価格を1グラム385円、銀買上価格を1キログラム7388円に引上げ</p>

年号	日 本 銀 行	金 融 一 般
昭和24年 (1949年)	<p>8. 1 臨時金利調整法に基づく市中金利の最高限度を変更(貸出金利に日本銀行再割引適格貿易手形を追加<2厘下轄の2銭6厘>、1年定期預金を引上げ4.4%→4.7%)</p> <p>8. 3 木炭集荷資金融通手形を適格担保として優遇</p> <p>8.19 重要産業の設備資金供給のため銀行・生命保険会社からの国債買入れを決定(9月1日から12月にかけて実施)</p> <p>9.15 臨時金利調整法に基づく市中金利の最高限度を引下げ(貸出2銭8厘→2銭7厘)</p> <p>9.30 GHQ、外国為替管理委員会に対し11月1日以降外国為替資金に関する経理を日本銀行に移管するよう命令</p> <p>11. 1 外国為替管理委員会から外国為替資金に関する計算登記および報告事務を引継ぎ</p> <p>11. 8 公募株・証券処理調整協議会放出株購入資金供給のため生命保険会社から国債を買入れ</p> <p>11.30 日本銀行の歳入金の受入に関する特別取扱手続公布(12月1日施行、国税代理店を歳入代理店と改称し国税以外の歳入金も取扱う)</p> <p>12. 1 農林中央金庫の資金過不足調整のための国債売買を開始</p> <p>12. 1 大蔵大臣から外国為替特別会計法施行に伴う日本銀行の取扱方につき令達を受け</p> <p>12.28 補償済震災手形の取立完了(25年2月16日、大蔵大臣・会計検査院長あて報告)</p> <p>12.31 山口事務所廃止</p>	<p>8.15 金融機関資金融通準則一部改正(丙順位融資に対する規制緩和<実質上、融資規制の廃止>)</p> <p>8.26 大蔵省、GHQに対し銀行の個別店舗認可権限を同省に委ねるよう要請(29日、承認される)</p> <p>9.19 蔵相、ポンド切下げにかかわらず円の対ドル相場は変更せずと言明(20日、マッカーサー元帥も同様声明)</p> <p>9.24 大蔵省、金融機関店舗行政につき通達(過剰店舗の統合・配転)</p> <p>9.26 GHQ、対日援助見返資金による私企業投資を許可</p> <p>10. 7 復興金融金庫、新規融資の停止を決定</p> <p>10.15 マッカーサー元帥、360円レート変更の必要なしと言明</p> <p>10.25 外国為替銀行の臨時措置等に関する政令公布施行(外国為替銀行等の認可制度発足)</p> <p>11. 1 外貨資金の集中に関する大蔵省令公布施行</p> <p>11. 8 対日援助見返資金による復金債の償還開始</p> <p>11. 8 大蔵省、外国為替銀行11行と両替商1社を11月1日付をもって認可の旨告示</p> <p>11.15 池田蔵相、国会の財政演説の中で、従来の1県1行主義にこだわらず適当と認める地域には小銀行の設立を認める方針を示す(これにより各地に銀行新設の動き活発化)</p> <p>11.30 通貨安定対策本部解散(地方委員会も逐次解散)</p> <p>12. 1 外国為替及び外国貿易管理法公布(大半は12月1日および25年1月1日施行、外国為替管理法・貿易等臨時措置令は廃止)</p> <p>12. 1 外国為替特別会計法公布施行</p> <p>12. 1 外国為替管理委員会設置法公布施行</p> <p>12. 1 閣僚審議会令公布施行</p> <p>12. 1 大蔵省、基準外国為替相場および裁定外国為替相場を告示(基準相場1米ドルにつき360円、裁定相場は米ドル以外の外国通貨で、大蔵大臣が日本銀行本店に公示する相場)</p> <p>12. 1 通貨の指定に関する省令公布施行(米ドルおよび英ポンドを対外決済通貨として指定)</p> <p>12.19 日本銀行・市中銀行・証券引受業者・持株会社整理委員会等の代表者による増資等調</p>

昭和 24 年
(1949 年)

政治・経済等	海 外	首相	大蔵大臣	日総本銀行裁
<p>8.10 出入国管理令公布施行</p> <p>8.15 食肉等430品目の価格統制廃止(8~9月中に約1500の各種品目が相次ぎ統制解除される)</p> <p>8.17 松川事件おこる</p> <p>8.26 シャープ使節団長、日本税制の改革に関し勧告</p> <p>9.15 配炭公団廃止</p> <p>9.19 人事院規則公布施行(公務員の政治活動制限)</p> <p>9.19 フリール貿易使節団来日</p> <p>10.28 GHQ、貿易の民間移行を発表(輸出は12月1日から、輸入は25年1月1日から)</p> <p>11.22 日英通商協定調印</p> <p>12. 1 輸出貿易管理令公布施行(民間自由輸出貿易発足)</p> <p>12. 1 住宅當団法を廃止する等の法律・産業設備當団法及び交易當団法を廃止する等の法律公布施行</p> <p>12.15 漁業法公布(25年3月14日施行、旧法廃止)</p> <p>12.15 所得税法臨時特例法公布施行</p> <p>12.19 GHQ、重要物資統制の大幅撤廃を指令</p> <p>12.22 GHQ、1949年の日本の工業生産水準は1932~1936年水準に回復したと発表</p> <p>12.27 取引高税法廃止公布(25年1月1日施行)</p>	<p>9.18 英国、ポンド切下げ(1ポンド=4ドル3セント→2ドル80セント、スターリング諸国・西ドイツ・フランス・カナダなど追隨切下げ)</p> <p>9.25 アルゼンチン、金本位制停止</p> <p>10. 1 毛沢東主席、中華人民共和国成立宣言</p> <p>10. 7 ドイツ民主共和国(東ドイツ)成立</p> <p>11.30 対共産圏輸出統制委員会(ココム)設立</p>	<p>吉 田 茂 (第三次)</p>	<p>池 田 勇 人</p>	<p>(第十八代)</p> <p>一 万 田 尚 登</p>

年号	日 本 銀 行	金 融 一 般
昭和24年 (1949年)		<p>整懇談会発足</p> <p>12.20 東京証券㈱、日本証券金融㈱と商号変更 (25年2月8日、証券金融専門機関として新発足)</p> <p>12.23 預金部資金の市中預託開始</p> <p>12.28 大蔵省、外国銀行10行に対し国内業務と外国為替業務を認可</p> <p>12.28 大蔵省、無記名定期預金取扱いの年内限り打切りを決定</p> <p>12.29 GHQ、外貨資金の管理運営権を外国為替管理委員会に移譲</p>
昭和25年 (1950年)	<p>1. 4 特別調査室設置(わが国の国際復帰を想定した金融・経済問題の調査研究、総合企画委員会は廃止)</p> <p>1. 4 タイ国銀行イヤマーク金のタイ国政府への引渡し実行</p> <p>1. 7 日本銀行券(B)千円券を発行</p> <p>1.14 外国為替管理委員会から外国為替管理委員会勘定の記帳事務の委任を受ける</p> <p>1.23 インドシナ銀行イヤマーク金のフランス政府への引渡し実行</p> <p>1.24 民間輸入方式の実施に伴い輸入手形決済資金に貿易手形制度を準用、輸入諸掛資金にスタンプ手形制度を適用</p> <p>2. 1 臨時金利調整法に基づく市中金利の最高限度を引下げ(貸出金利1厘~2厘引下げ、1件の金額による区分設定)</p> <p>2. 1 高率適用手続改正(割引適格商業手形を適用対象から除外、高率適用利子歩合の引下げ)</p> <p>2. 2 輸入手形決済資金関係手形を輸入貿易手形と呼称し、直接輸入を行う製造業者も輸入業者とみなし本制度を適用</p> <p>2. 6 銀行からの国債の無条件買入れを決定</p> <p>2.15 在日外国銀行に対する手形割引取引の開始を決定</p> <p>2.18 農林中央金庫の桑園・煙草・肥料資金融資にかかる手形を担保適格として優遇</p> <p>2.25 北海道拓殖銀行に中小企業金融関係別枠融資を認める</p> <p>2.28 日本証券金融㈱が運転資金調達のため市中銀行あてに振出した手形を優遇</p> <p>3.11 手形割引市場育成のため、短資業者に対し輸入貿易手形売買に伴うつなぎ資金の貸出限度額を設定</p>	<p>1. 6 対日援助見返資金による中小企業に対する融資開始</p> <p>1. 6 大阪代行証券㈱、大阪証券金融㈱と商号変更</p> <p>1.14 地方銀行協会設立(26年5月、「全国地方銀行協会」と改称)</p> <p>1.16 外国為替管理委員会、外貨資金の集配に関する暫定手続を制定</p> <p>1.一 中部証券㈱、中部証券金融㈱と商号変更</p> <p>3. 2 臨時通貨法の一部改正公布施行(十円貨を追加、28年1月5日から流通開始)</p> <p>3.27 大蔵省、都市銀行11行に対し中小金融特</p>

昭和24年～昭和25年
(1949年～1950年)

政治・経済等	海外	首相	大蔵大臣	総本銀行 總裁
12.29 輸入貿易及び対外支払管理令公布(25年1月1日施行、民間輸入貿易発足)				
1.1 青色申告制度実施 1.21 財閥商号の使用禁止・財閥標章の使用禁止の2政令公布(いずれも2月4日施行)	1.27 米国・NATO加盟国間で相互防衛援助協定調印 2.14 中ソ友好同盟条約調印	吉田	池田勇人	(第十八代) 一万田尚登
3.31 相統税法公布、所得税法・法人税法等の諸税法改正(4月1日の税制改正関連のもの)	3.2 ソ連、通貨改革実施(ルーブルの金平価設定、対米ドルは1ドル5.3ルーブルを4ルーブルに変更)	茂	人	(第三次)

年号	日 本 銀 行	金 融 一 般
昭和25年 (1950年)	<p>4. 1 日本銀行の公社等預託金取扱規程公布施行</p> <p>4.10 臨時金利調整法に基づく市中金利の最高限度を引下げ(貸出金利1厘~2厘引下げ、体系を改め日本銀行再割引適格貿易手形・同商業手形・スタンプ手形等・その他の手形に区分)</p> <p>4.13 商品(倉庫証券)見返貸付制度実施</p> <p>5. 4 金融情勢の変化に伴い、国債買いオペレーションの圧縮方針を決定(銀行からの無条件買入れ中止など)</p> <p>5. 9 工業手形の割引扱いを廃止しスタンプ手形制度を準用</p> <p>5.15 総裁、融資斡旋を逐次廃止する方針を言明</p> <p>5.20 日本銀行出資金の配当を復活(年5%、昭和20年度上期分以降支払停止中であったもの)</p> <p>6. 2 短資取引担保ならびに短資業者に対する日本銀行貸出担保として金融債・事業債を認める</p> <p>6. 7 日本銀行による外資委員会の事務の取扱に関する政令公布(8日施行)</p> <p>6.15 為替管理局・管理部設置</p> <p>6.29 繊維工業関係輸入物資引取資金にスタンプ手形制度を適用</p> <p>7. 1 臨時金利調整法に基づく市中金利の最高限度を変更(従来規制外の金融機関相互間の預金金利等を定める)</p> <p>8. 1 朝鮮動乱に伴う特需物資の製造・加工・集荷資金等に貿易手形制度を準用</p> <p>8.29 支店長に対し金融機関の融資態度に注意し、日本銀行信用供与に慎重を期すよう指示</p>	<p>別店舗の設置を認可</p> <p>3.31 銀行等の債券発行等に関する法律公布(4月1日施行)</p> <p>3.31 日本勸業銀行法等を廃止する法律公布(4月1日施行、日本勸業銀行・日本興業銀行・北海道拓殖銀行は銀行法に基づく銀行となり、特殊銀行制度廃止)</p> <p>3.31 輸出信用保険法公布施行</p> <p>4. 5 外国為替管理委員会、邦銀11行に対し米系11行とのコルレス取引を認可(10日開始)</p> <p>4.10 琉球復興金融基金設立</p> <p>4.10 日本証券金融(株)、コール取引参加業者となる</p> <p>4.24 対日援助見返資金による債券発行金融機関の優先株式・出資の引受け開始</p> <p>5. 1 貴金属管理法・貴金属地金買入規則・金地金使用規則各公布施行(産金法・金銀または白金等の取引等取締に関する勅令など関連旧法令廃止)</p> <p>5. 6 住宅金融公庫法公布施行</p> <p>5. 8 質屋営業法公布(7月1日施行)</p> <p>5.30 地方財政委員会設置法・地方財政平衡交付金法各公布施行</p> <p>6. 5 住宅金融公庫設立(6日開業)</p> <p>6.14 特別預金勘定に関する政令公布(15日施行)</p> <p>6.27 外国為替管理令公布(30日施行)</p> <p>6.30 外国為替の管理に関する大蔵省令公布施行</p> <p>6.30 外国為替等集中規則公布施行</p> <p>7.31 融通証券発行規程公布施行</p> <p>8. 1 第1回外国為替資金証券発行(100億円全額日本銀行引受け)</p> <p>8. 9 輸入貿易管理令の一部改正公布施行(輸入自動承認制・輸入保証金の日本銀行再預託)</p>

昭和25年
(1950年)

政治・経済等	海 外	首相	大蔵大臣	日総本銀行裁
<p>3.31 米国対日援助物資等処理特別会計法公布(4月1日施行)</p> <p>4.15 公職選挙法公布(衆議院議員選挙法・参議院議員選挙法等を廃止、5月1日施行)</p> <p>4.25 資産再評価法公布施行</p> <p>5. 1 北海道開発法公布(6月1日施行、北海道開発庁設置)</p> <p>5. 2 放送法・電波法等電波3法公布(6月1日施行)</p> <p>5. 4 生活保護法公布施行</p> <p>5.10 商法の一部を改正する法律公布(26年7月1日施行、株式会社関係全面改正)</p> <p>5.10 外資に関する法律・外資委員会設置法各公布(いずれも6月8日施行)</p> <p>5.11 富裕税法公布施行</p> <p>5.12 日・米・英3国綿業会談、大阪で開催</p> <p>5.20 臨時石炭鉱業管理法廃止公布施行</p> <p>5.26 国土総合開発法公布(6月1日施行)</p> <p>5.31 商工会議所法公布施行</p> <p>6.28 輸入貿易及び対外支払管理令を輸入貿易管理令と改題しその一部を改正する政令公布(30日施行)</p> <p>6.28 首都建設法公布施行</p> <p>7.11 総評(日本労働組合総評議会)結成</p> <p>7.28 レッドパージはじまる(報道機関、共産党員を解雇)</p> <p>7.31 地方税法公布施行(地方税制の根本的再編成)</p> <p>8. 1 肥料配給公団廃止</p> <p>8. 5 商品取引所法公布(大部分20日施行、旧法廃止)</p> <p>8. 5 日本製鉄株式会社法廃止公布施行</p>	<p>6.25 朝鮮戦争はじまる(北朝鮮軍、38度線を突破)</p> <p>7. 1 セイロン、中央銀行設立</p> <p>7.20 米国、共産圏向け輸出統制を強化</p> <p>8.21 米国、公定歩合引上げ、1.5→1.75%</p>	<p>吉 田 茂</p> <p>(第三次)</p>	<p>池 田 勇 人</p>	<p>(第十八代)</p> <p>一 万 田 尚 登</p>

年号	日 本 銀 行	金 融 一 般
昭和25年 (1950年)	<p>8.30 貿易手形制度運用の厳格化を決定(31日各店へ通知、複名手形の勧奨・使途審査の厳格化・思惑資金への流用防止)</p> <p>9. 8 国債買いオペレーション漸減方針を強化</p> <p>9.16 ニューヨーク駐在参事設置</p> <p>9.25 外国為替貸付制度実施(輸入促進のため)</p> <p>9.30 小口国債買上げ制度廃止</p> <p>11.10 臨時金利調整法に基づく市中金利の最高限度を引下げ(日本銀行再割引手形1厘~2厘引下げ)</p> <p>11.29 日本銀行券発行限度を3900億円に改定(11月28日から実施、従来は3500億円)</p> <p>12. 1 高率適用手続改正(割引商業手形の追加・第2次高率の引上げ等)</p> <p>12. 5 精油業者の輸入原油引取資金にスタンプ手形制度の適用を決定(22日各店へ通知)</p>	<p>制実施など)</p> <p>8.29 東京都貯蓄推進委員会設立(これと前後して各道府県に貯蓄推進委員会設立される)</p> <p>9. 2 大蔵省、地方銀行の預金専門店舗設置を承認</p> <p>10. 7 東北銀行設立(戦後初の銀行設立)</p> <p>10.20 大蔵省、銀行の配当を1割以内とするよう指導</p> <p>10.30 全国銀行協会連合会、「最近の財政金融情勢に関する意見書」(オーバー・ローン是正対策)をドッジ財政顧問・大蔵省・日本銀行に提出</p> <p>11. 1 標準決済方法に関する規則公布施行</p> <p>11.16 農業協同組合財務処理基準令公布施行</p> <p>11.24 大阪不動産銀行設立(現大阪銀行)</p> <p>12.14 中小企業信用保険法・中小企業信用保険特別会計法各公布(いずれも15日施行)</p> <p>12.15 日本輸出銀行法公布施行</p> <p>12.23 外貨預金等の集中の臨時措置に関する政令公布施行</p> <p>12.28 日本輸出銀行設立(26年2月1日開業)</p>
昭和26年 (1951年)	<p>1. 4 臨時金利調整法に基づく市中金利の最高限度を引上げ(1年定期預金4.7%→5%等)</p> <p>1. 6 日本銀行券の制限外発行税率を年3%と決定</p> <p>1. 8 市中金融機関からの国債買入れを必要最小限に圧縮することを決定</p> <p>1.11 緊急輸入物資(主に原材料)引取資金にスタンプ手形制度の適用を決定</p> <p>1.23 外国為替管理委員会によるボンド・ユーザンス制度実施に伴い、同制度の適用対象となるものについては外国為替貸付制度の対象から除外(4月25日、上記委員会のボンド資金繰りが逼迫し再び貸付制度を適用)</p> <p>2.27 商工組合中央金庫をスタンプ手形制度の適用先に加える</p>	<p>1.23 外国為替管理委員会、スターリング地域から輸入する原綿・鉄鉱石等12品目に委員会資金を引当てとする期限付輸入手形制度(ボンド・ユーザンス)を実施(4月26日停止)</p> <p>1.25 泉州銀行設立</p> <p>2.15 東京銀行、貿易債券10億円を発行(1回限りで取りやめ)</p>

年号	日 本 銀 行	金 融 一 般
昭和26年 (1951年)	<p>3.20 高率適用手続改正(第1次高率適用限度額の縮小、第2次高率適用利子歩合の引上げ)</p> <p>3.30 震災手形善後処理法による政府貸付金の最終処理完了</p> <p>4.2 日本銀行券(B)五百円券を発行</p> <p>5.14 レギュラー・ウェイの実施に伴う各地証券金融会社に対する資金援助措置を決定(短資取引担保株式預り証を付随担保とする証券金融会社振出手形を担保とする貸付制度を創設)</p> <p>5.21 臨時金利調整法に基づく市中金利の最高限度を引上げ(1年定期預金5%→5.4%)</p> <p>5.31 インフレーション抑制の具体策を取りまとめGHQに提出</p> <p>6.15 信用金庫法施行法により日本銀行法の一部を改正(信用金庫・同連合会の証券業者に対する投融资規制を政策委員会の権限事項として追加)</p>	<p>3.5 北海道銀行設立</p> <p>3.30 外国為替資金特別会計法公布(4月1日施行、外国為替特別会計法廃止)</p> <p>3.30 緊要物資輸入基金特別会計法公布(4月1日施行、貿易特別会計法廃止)</p> <p>3.31 資金運用部資金法・資金運用部特別会計法各公布(いずれも4月1日施行、預金部預金法・大蔵省預金部特別会計法廃止)</p> <p>3.31 郵便貯金特別会計法公布(4月1日施行)</p> <p>3.31 農林漁業資金融通法・農林漁業資金融通特別会計法各公布(いずれも4月1日施行)</p> <p>3.31 日本開発銀行法公布施行(復興金融庫法廃止)</p> <p>4.1 大蔵省預金部を資金運用部と改称</p> <p>4.4 郵便貯金法中改正法律公布(6月1日施行、郵便貯金の種類を通常・積立・定額の3種に整理)</p> <p>4.7 農漁業協同組合再建整備法公布施行</p> <p>4.10 納税貯蓄組合法公布施行</p> <p>4.20 日本開発銀行設立(5月15日開業)</p> <p>6.1 全国証券取引所、信用取引(いわゆるレギュラー・ウェイ)を開始</p> <p>6.1 自動車抵当法公布(27年4月1日施行)</p> <p>6.4 証券投資信託法公布施行</p> <p>6.5 相互銀行法公布施行</p> <p>6.15 信用金庫法公布施行</p> <p>6.15 商法の一部改正法律施行に伴う銀行法等の金融関係法律の整理に関する法律公布(7月1日施行)</p> <p>6.15 野村・日興・山一の3証券会社、第1回投資信託の募集を開始</p> <p>7.1 優先外貨制度廃止</p> <p>7.1 証券処理調整協議会廃止</p> <p>7.2 朝鮮休戦問題の進展により株式・商品相</p>

政治・経済等	海 外	首相	大蔵大臣	日総本銀行裁
<p>計画を調整するよう要請</p> <p>3.31 農業委員会法公布施行</p> <p>4.10 資産再評価法の一部改正法律公布施行、再評価積立金の資本組入に関する法律公布(7月1日施行)</p> <p>4.11 マッカーサー連合軍最高司令官解任、後任にリッジウェー中将が就任</p> <p>4.12 GHQ、日米経済協力についての米本国政府の意向打診のためマーケット経済科学局長を派遣(5月16日帰任し、声明を发表)</p> <p>4.13 日蘭通商協定調印</p> <p>5. 1 リッジウェー中将、司令部の日本管理の緩和を声明</p> <p>5. 1 沖縄からの輸入品に対する関税廃止</p> <p>5.14 GHQ、日本政府に対し7月以降のガリオア等対日援助の打切りと占領費の一部の米側負担を通告</p> <p>6.15 商法の一部改正法律公布(7月1日施行)</p> <p>6. 9 土地収用法公布(12月1日施行)</p> <p>6.20 政府、公職追放解除(約2900名)を发表(8月6日、第2次解除)</p> <p>7.11 持株会社整理委員会廃止</p> <p>7.27 フォスター米国内閣経済協力局長官、米国のアジア計画遂行上日本の工業力の全面活</p>	<p>3.15 イラン国会、石油国有化法案可決</p> <p>4.18 欧州石炭鉄鋼共同体条約成立</p> <p>5. 1 イラン、英国石油会社(アングロ・イラニアン会社)の接収開始</p> <p>6.23 マリク・ソ連国連代表、朝鮮戦争の和平交渉を提案(30日、リッジウェー司令官、休戦を呼びかけ)</p> <p>7.10 朝鮮休戦会談はじまる</p>	<p>吉 田 茂</p> <p>(第三次)</p>	<p>池 田 勇 人</p>	<p>(第十八代)</p> <p>一 万 田 尚 登</p>

年号	日 本 銀 行	金 融 一 般
昭和26年 (1951年)	<p>8.21 ロンドン駐在参事設置</p> <p>8.21 特別調査室廃止(所管事務は総務部に移管)</p> <p>8.22 一万田総裁、講和全権委員に任命される</p> <p>8.23 命令融資関係損益金の処理完了</p> <p>9. 1 臨時金利調整法に基づく市中金利の最高限度を引上げ(1年定期預金5.4%→6%等)</p> <p>9.22 事業債取得を対象とする金融機関からの国債買入れは当分行わない旨支店に通知</p> <p>10. 1 公定歩合引上げ(商業手形割引歩合日歩2厘引上げ、1銭6厘)</p> <p>10. 4 外国為替管理委員会との間に、米ドル資金の売戻条件付買入れに関する取決めを締結(外国為替資金特別会計の円資金不足を補うため)</p> <p>10.15 高率適用手続改正(最低利子歩合・第1次高率適用限度額の算定方式の改正等)</p> <p>10.18 内国為替集中決済制度の廃止内定の旨支店に通知</p> <p>11. 1 外国為替貸付制度改正(輸入手形決済のための貸付を廃止し、貸付の範囲を輸入信用状開設保証金のみに縮小、廃止した部分は輸入貿易手形を準用)</p> <p>11.20 日本銀行資金運用部出納及び計算整理規則公布施行</p> <p>11.24 日本銀行特別調達資金出納取扱規程公布施行</p> <p>12. 1 日本銀行券(B)五十円券を発行</p> <p>12.20 日本銀行券発行限度を4700億円に改定(12月16日から実施、従来は3900億円)</p> <p>12.21 ワシントン輸出入銀行との間に4000万ドルの綿花借款契約調印</p> <p>12.26 日本相互銀行と取引開始(相互銀行取引のはじまり)</p>	<p>場暴落</p> <p>7. 5 大蔵省、当面の銀行業務の運営方針(大口信用の抑制・歩積両建預金の自粛・粉飾預金の廃止等)につき通達</p> <p>7. 9 全国銀行協会連合会、融資自主規制委員会を設置(30日、不要不急融資抑制基準を申合せ)</p> <p>8.16 政府、GHQから米ドル資金の移管を受ける</p> <p>8.31 日英新支払協定調印(ドル条項<ドル・クローズ>の廃止)</p> <p>9. 1 池田銀行設立</p> <p>10. 2 政府、GHQから英ポンド資金の移管を受ける</p> <p>10.19 全国銀行協会連合会融資自主規制委員会、長期設備資金の融資抑制方針を決定</p> <p>10.20 大蔵省、各銀行に対し設備資金の融資抑制を通達</p> <p>10.20 日本無尽会社、相互銀行に転換し日本相互銀行と改称(無尽会社から相互銀行へ、信用協同組合から信用金庫への転換はじまる)</p> <p>11. 1 全国信用協同組合連合会、全国信用金庫連合会に改組</p> <p>12. 1 GHQ管理下にあるオープン勘定の日本政府への移管開始</p> <p>12.10 通商産業省、優先外貨制度に代わる輸出振興外貨資金制度を実施(7月1日以後の輸出にさかのほり適用)</p> <p>12.12 東京都民銀行設立</p> <p>12.19 外国為替管理委員会、英ポンドの買相場を改定(電信1ポンド1007円02銭→1002円05銭)</p> <p>12.19 経済団体連合会、超均衡財政の是正を要望する意見書を政府・日本銀行に提出</p>

昭和 26 年
(1951 年)

政治・経済等	海 外	首相	大蔵大臣	日総本銀行裁
<p>用方針を発表</p> <p>8.28 フルブライト教育基金設定(日米教育交換計画)</p> <p>9. 8 対日平和条約・日米安全保障条約調印</p> <p>10. 4 出入国管理令公布(11月1日施行)</p> <p>10.24 日本社会党、左右両派に分裂</p> <p>11.16 経済安定本部に日米経済協力連絡会を設置</p> <p>11.24 会社利益配当等臨時措置法廃止</p> <p>11.26 連合国内産補償法公布(27日施行)</p> <p>12.17 蕪糸価格安定法・糸価安定特別会計法公布(いずれも27年1月1日施行)</p> <p>12.17 水産資源保護法公布(27年6月16日施行)</p>	<p>9. 4 サンフランシスコ対日講和会議はじまる(8日まで、52か国参加)</p> <p>9.23 米国、マッカーラン法(国内治安法)、大統領の拒否権をこえて成立発効</p> <p>9.27 IMF、非貨幣用金の自由価格売買を承認</p> <p>11. 7 英国、公定歩合引上げ、2→2.5%</p>	<p>吉 田 茂 (第三次)</p>	<p>池 田 勇 人</p>	<p>(第十八代) 一 万 田 尚 登</p>

年号	日 本 銀 行	金 融 一 般
昭和26年 (1951年)		<p>12.24 大蔵大臣の諮問機関として省内に臨時金融制度懇談会を設置(銀行法改正等を審議)</p> <p>12.24 通商産業省、ポンド地域・オープン勘定地域からの輸入促進のため、信用状開設の緩和・輸入担保率の引下げを実施</p>
昭和27年 (1952年)	<p>1.14 浦和・千葉・大津・津・奈良の各事務所を廃止</p> <p>2.18 別口外国為替貸付制度実施(ポンド地域およびオープン勘定地域からの輸入促進のため)</p> <p>3.31 閉鎖機関整理委員会の会計代理人の任を解かれる</p> <p>4.15 別口外国為替貸付制度改正(貸付の対象にドル地域から輸入する合理化技術・機械を追加)</p> <p>4.15 貯蓄増強中央委員会設置(事務局を貯蓄推進部に置く)</p> <p>5. 1 日米行政協定に基づく米軍経費支払いのための経理措置として在日米軍との当座預金取引を開始</p> <p>5. 8 日本銀行特別融通及損失補償法に基づく特別融通の期限満了(回収不能25行・社、5283万円、日本銀行の収益超過額9495万円、これに伴い7月10日、特別融通純益金4212万</p>	<p>1.16 復興金融金庫解散(権利義務を日本開発銀行が継承)</p> <p>1.18 千葉興業銀行設立</p> <p>2.18 外国為替管理委員会、ポンド過剰対策として先物為替相場の変更・輸出為替買予約期間の短縮等を実施(3月3日、通商産業省の輸出調整措置実施に伴い規制緩和)</p> <p>3. 6 武蔵野銀行設立</p> <p>3.31 輸出信用保険法の一部改正法律公布(4月1日施行、金融機関の輸出関係融資の損失補償追加等)</p> <p>4. 1 日本輸出銀行法の一部改正公布施行(日本輸出入銀行と改称)</p> <p>4. 1 郵便貯金金利上げ(2.76%→3.96%)</p> <p>4. 5 GHQ、接收中の貴金属等を平和条約発効とともに解除する旨通告</p> <p>4.18 政府、IMFへの加盟を閣議決定</p> <p>4.28 外国為替等集中規則の一部改正公布施行(外国為替銀行にドル為替の保有を認める持高集中制実施など)</p> <p>4.28 日米安全保障条約に基づく行政協定の実施に伴う外国為替管理令等の臨時特例に関する政令公布施行(駐留軍の取引・軍票による支払などについて規制対象外とする特例措置)</p> <p>5.28 IMFおよび国際復興開発銀行(世銀)、日本の加盟を承認</p> <p>5.31 設備輸出為替損失補償法公布施行</p>

政治・経済等	海外	首相	大蔵大臣	日本銀行 総裁
<p>1.16 公益事業委員会、電源開発5か年計画を發表</p> <p>1.18 日本・インドネシア賠償中間協定仮調印</p> <p>2.25 通商産業省、綿紡4割操短を勧告(3～5月)</p> <p>2.28 日米安全保障条約に基づく行政協定調印</p> <p>2.29 沖縄米民政府、琉球政府設立に関し布告(4月1日発足)</p> <p>3.14 企業合理化促進法公布施行</p> <p>3.28 繊維相場暴落、大阪三品取引所後場休会</p> <p>3.31 国際的供給不足物資等の需給調整に関する臨時措置に関する法律公布(4月1日施行)</p> <p>3.31 閉鎖機関整理委員会解散令公布施行</p> <p>3.31 GHQ、賠償指定旧軍工廠の転活用を許可</p> <p>4.11 ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する勅令廃止法律公布(28日施行)</p> <p>4.12 労働法規改悪反対闘争委員会、破壊活動防止法案反対スト実施(18日第2波、6月7日第3波スト)</p> <p>4.21 公職に関する就職禁止・退職等に関する勅令等の廃止法律公布(28日施行)</p> <p>4.28 対日平和条約・日米安全保障条約、発効</p> <p>4.28 GHQ・対日理事会・極東委員会、廃止</p> <p>4.28 台湾の国民政府との間に日華平和条約調印(8月5日発効)</p> <p>4.30 戦傷病者戦没者遺族等援護法公布施行(遺族国庫債券の交付など)</p> <p>5.1 メーデー事件(皇居前広場で騒擾)おこる</p> <p>5.29 食糧管理法改正公布(6月1日施行)</p>	<p>2.1 IMF、西ドイツの加盟を承認</p> <p>3.14 英国、公定歩合引上げ、2.5→4%</p> <p>4.3 モスクワ国際経済会議開催</p> <p>5.26 米・英・仏3か国、西ドイツと平和条約調印</p> <p>5.29 西ドイツ、公定歩合引下げ、6→5%</p>	<p>吉田</p> <p>田</p> <p>茂</p> <p>(第三次)</p>	<p>池田</p> <p>田</p> <p>勇</p> <p>人</p>	<p>(第十八代)</p> <p>一</p> <p>万</p> <p>田</p> <p>尚</p> <p>登</p>

年号	日 本 銀 行	金 融 一 般
昭和27年 (1952年)	<p>円を政府に納付)</p> <p>6.14 IMFおよび世銀への加盟に伴い、日本銀行が同基金および同行の保有する本邦通貨の寄託所に指定される</p> <p>6.16 IMFに出資する金に充当するため日本銀行所有金地金15トンを政府に売却</p> <p>6.20 別口外国為替貸付制度改正(ドル地域からの輸入に対する貸付適用品目の範囲を拡張し、従来の制限を事実上撤廃)</p> <p>6.20 地方債の公募再開に伴い特定の地方債を担保とする貸付に優遇措置を実施</p> <p>7.31 大蔵省設置法の一部改正法律等の施行に伴う関係法令の整理に関する法律の公布(8月1日施行)により、日本銀行法一部改正(通貨発行審議会の規定削除、以後日本銀行券最高発行限度は主務大臣が閣議を経て決定)</p> <p>7.31 大蔵省設置法の一部改正法律等の施行に伴う関係命令の整理に関する政令の公布施行により、日本銀行による外資委員会の事務取扱に関する政令廃止</p> <p>7.31 経済安定本部設置法の廃止及びこれに伴う関係法令の整理に関する法律公布(8月1日施行)により、通貨発行審議会法等廃止</p> <p>8.1 外国為替管理委員会廃止に伴い、大蔵大臣から外国為替の管理ならびに外貨資金運営に関する事務の委任を受ける</p> <p>8.9 国際復興開発銀行(世銀)預り金勘定を開設</p> <p>8.20 別口外国為替貸付の利率引下げ(輸入促進のため、スターリング地域・オープン勘定地域3%→2%、ドル地域4%~5%→4%)</p>	<p>6.1 東京銀行協会、手形交換の地区別子備交換を実施</p> <p>6.2 国民貯蓄債券法公布施行</p> <p>6.2 外国為替管理委員会、本邦外国為替銀行と英本国銀行とのコルレス契約締結を許可</p> <p>6.12 長期信用銀行法公布(一部即日、大部分12月1日施行)</p> <p>6.13 貴金属管理法の一部改正公布施行(金以外の貴金属を規制対象から除き、法律名を金管理法と改称)</p> <p>6.14 貸付信託法公布施行</p> <p>6.14 国際通貨基金および国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律公布施行</p> <p>6.16 本邦外国為替銀行、自己名義米ドル勘定を在米コルレス先銀行に開設</p> <p>6.20 農業共済基金法公布施行</p> <p>6.20 道路交通事業抵当法公布(8月20日施行)</p> <p>6.25 簡易生命保険および郵便年金の積立金の運用に関する法律公布(28年4月1日施行)</p> <p>7.1 東京外国為替市場開設</p> <p>7.1 日本開発銀行法の一部改正公布施行(市中銀行の融資肩代わり、政府からの借入れ、見返資金の対私企業貸付金の承継など業務範囲拡大)</p> <p>7.31 大蔵省設置法の一部改正公布(8月1日施行)により外国為替管理委員会設置法・外資委員会設置法廃止</p> <p>7.31 外国為替審議会令および外資審議会令公布(いずれも8月1日施行)</p> <p>8.1 大蔵省、加工用金の金納入者への売戻しを実施</p> <p>8.1 大蔵省内に金融制度調査室を設置</p> <p>8.11 国際通貨基金等への出資に伴う国債の発行等に関する省令公布施行</p> <p>6.14 国際通貨基金および国際復興開発銀行両協定への日本加盟調印</p>

昭和 27 年
(1952 年)

政治・経済等	海 外	首相	大蔵大臣	日総本銀行裁
<p>6. 1 麦類の統制廃止</p> <p>6. 1 日中貿易促進関係諸団体の高良とみ・帆足計・宮腰喜助の3氏、北京で日中貿易協定に調印(民間協定)</p> <p>6. 6 道路整備特別措置法公布施行</p> <p>6. 7 会社更生法公布(8月1日施行)</p> <p>6. 9 日本・インド平和条約調印</p> <p>6.30 国有財産特別措置法公布施行</p> <p>7. 1 外資に関する法律の一部改正公布施行(外資導入促進のため、導入外資の海外帰還に関する送金保証範囲の拡大)</p> <p>7.15 農地法公布(10月21日施行、農地調整法・自作農創設特別措置法等廃止)</p> <p>7.21 破壊活動防止法公布施行</p> <p>7.31 自治庁設置法・経済審議庁設置法公布(8月1日施行、地方自治庁設置法・地方財政委員会設置法等廃止)</p> <p>7.31 保安庁法公布(総理府に保安庁を新設、警察予備隊を保安隊に編成替え、施行8月1日・10月15日)</p> <p>7.31 労働関係調整法等の一部改正法公布(8月1日施行、緊急調整制度実施など)</p> <p>7.31 日本電信電話公社法公布(8月1日施行)</p> <p>7.31 電源開発促進法公布施行</p> <p>8. 1 地方公営企業法公布(一部を除き10月1日施行)</p> <p>8. 1 経済審議庁・工業技術院設置(経済安定本部・公益事業委員会廃止)</p> <p>8. 1 特定中小企業の安定に関する臨時措置法公布施行(29年3月末までの時限立法で指定業種に生産調整等を認める)</p> <p>8. 5 輸出取引法公布(9月1日施行)</p> <p>8. 7 国際電信電話株式会社法公布(9月10日施行)</p>	<p>7.19 ヘルシンキでオリンピック開催(戦後日本初参加)</p> <p>7.23 エジプトでクーデター発生(指導者ナセル)</p> <p>8.21 西ドイツ、公定歩合引下げ、5→4.5%</p>	<p>吉 池</p> <p>田 田</p> <p>勇 尚</p> <p>茂 人</p> <p>(第三次)</p>	<p>(第十八代)</p> <p>一 万 田</p> <p>尚</p> <p>登</p>	

年号	日 本 銀 行	金 融 一 般
昭和27年 (1952年)	<p>9.13 援助資金私企業貸付金債権の一部を日本開発銀行に引継ぎ(10月18日に残りを引継ぎ)</p> <p>9.16 外国為替資金特別会計からのアウトライト買いをはじめて実行(5000万ドル、同会計の円資金繰り緩和のため)</p> <p>10. 1 釧路支店開設</p> <p>10. 6 臨時金利調整法に基づく市中金利の最高限度を引下げ(貸出金利1厘引下げ等)</p> <p>10.31 資金局廃止</p> <p>11. 1 日本銀行の本邦外における外貨債の特別取扱に関する省令公布施行</p> <p>12. 8 政府保有米ドル資金の外国為替銀行預託に伴い、外国為替貸付制度の米ドル資金による新規貸付を取りやめ</p> <p>12.10 日本銀行券発行限度を5100億円に改定(従来は4700億円)</p> <p>12.30 ロンドン駐在参事付パリ駐在設置</p>	<p>9. 1 証券取引審議会令公布施行</p> <p>9. 1 東京銀行、ロンドンに支店設置(戦後初の本邦銀行の海外支店設置)</p> <p>9.10 第1回国民貯蓄債券の公募売出し開始(10月1日発行、発行額14億円、なお本債券の発行は12月の第3回をもって中止)</p> <p>9.15 関東銀行設立</p> <p>10.15 全国銀行協会連合会、重要産業・中小企業関係設備資金等につき抑制緩和方針を決定</p> <p>11. 7 全国銀行協会連合会、金融問題調査委員会を設置</p> <p>12. 1 日本長期信用銀行設立(5日開業)</p> <p>12. 1 日本興業銀行、長期信用銀行法に基づく銀行に転換</p> <p>12. 1 大阪銀行、住友銀行の行名に復帰(旧財閥系銀行の旧行名復帰のはじまり)</p> <p>12. 8 本邦外国為替銀行に対し政府保有ドル資金の預託を実施</p> <p>12.23 筑邦銀行設立</p> <p>12.27 電信電話債券令公布(28年1月1日施行)</p> <p>12.27 中小漁業融資保証法公布施行(漁業信用基金の設置ほか)</p> <p>12.29 農林漁業金融公庫法公布施行(農林漁業資金融通法廃止)</p>
昭和28年 (1953年)	<p>2. 2 外国為替引当貸付制度実施(本邦外国為替銀行に対する信用状付3か月以内の米・英通貨表示期限付輸出手形を引当とする手形貸付制度)</p> <p>2. 2 貿易手形制度を輸出前貸手形制度と改称、また輸入貿易手形を輸入決済手形、運賃貿易手形を輸入運賃手形と改称</p> <p>3. 2 外国為替貸付制度の新規貸付を停止し本制度を事実上廃止</p> <p>3.27 漁業信用基金保証手形を担保とする手形</p>	<p>1. 5 外航船舶建造融資利子補給法公布施行</p> <p>2. 2 海外合弁銀行としてサンフランシスコに加州住友銀行と加州東京銀行が開店</p> <p>2. 4 株式市場、買人気高まり東証ダウ平均株価474円の新高値を記録(9日、各証券取引所事務繁忙のため臨時休会)</p> <p>2.25 外国為替等集中規則の一部改正公布(3月2日施行、外国為替銀行の保有できる対外支払手段として英ポンド資金を追加)</p> <p>3. 2 本邦外国為替銀行、自己名義英ポンド勘定を在英コルレス先銀行に開設(政府、本邦外国為替銀行に対し保有英ポンドの預託制度</p>

昭和 27 年～昭和 28 年
(1952 年～1953 年)

政治・経済等	海 外	首相	大蔵大臣	日総本銀行裁
<p>8. 7 日本・インドネシア通商協定調印 8. 11 日米民間航空運送協定調印 8. 28 衆議院解散 9. 24 電産、電源スト実施(12月18日妥結)</p> <p>10. 1 第25回衆議院議員総選挙 10. 17 炭労、無期限スト実施(12月16日中止) 10. 30 第4次吉田内閣成立</p>	<p>11. 1 米国、水爆実験(エニウエトク環礁) 11. 14 対共産圏輸出統制委員会(ココム)、日本の加入を決定</p>	<p>吉田 茂 (第三次)</p> <p>10. 30</p> <p>吉田 茂 (第四次)</p>	<p>池田 勇人</p> <p>10. 30</p> <p>向井 忠</p> <p>晴</p>	<p>(第十八代)</p> <p>一 万 田 尚 登</p>
<p>1. 10 経済審議庁、初の国民所得白書を発表 2. 28 酒税法公布(3月1日施行、全面改正) 3. 14 衆議院解散</p>	<p>1. 8 西ドイツ、公定歩合引下げ、4.5→4% 1. 16 米国、公定歩合引上げ、1.75→2% 1. 20 アイゼンハワー、米国大統領に就任 2. 3 西ドイツ、平価を1ドル対4.2マルクと決定 2. 14 国連アジア極東経済委員会(エカフェ)、日本の加盟を承認 2. 15 韓国、緊急通貨措置令公布(通貨単位をウォンからホワンに改めるとともに、平価切下げ<新旧通貨交換比率1対100>を断行) 3. 5 スターリン・ソ連首相死去</p>	<p>茂 (第四次)</p>	<p>晴</p>	

年号	日 本 銀 行	金 融 一 般
昭和28年 (1953年)	<p>貸付に優遇措置を実施</p> <p>3.31 生活困窮者に対する遺族国庫債券の買上償還事務を開始</p> <p>4.17 在日外国銀行を外国為替引当貸付制度の対象に含める</p> <p>5.8 ワシントン輸出入銀行との間に第2次綿花借款契約調印(4000万ドル)</p> <p>5.15 国際通貨基金預り金勘定を開設</p> <p>5.25 ポンド地域および一部を除くオープン勘定地域からの輸入にかかる別口外国為替貸付の利率引上げ(ドル地域のみ4%)</p> <p>8.15 造船コスト引下げを図るため鉄鋼原材料・機械・技術の輸入にかかる別口外国為替貸付の利率引下げ(2%を適用)</p> <p>8.17 別口外国為替貸付制度改正(FOB建輸入の場合の運賃・保険料についても適用)</p>	<p>を実施)</p> <p>3.5 スターリン死去の報により株価暴落</p> <p>3.16 全国銀行協会連合会、不要不急融資の抑制を各行に要請</p> <p>3.16 消費生活協同組合資金の貸付に関する法律公布(4月1日施行)</p> <p>3.19 大蔵省、銀行業務の合理化に関し通達(粉飾・両建預金の自粛、営業所設置の抑制等)</p> <p>4.1 農林漁業金融公庫設立</p> <p>4.21 全国銀行協会連合会、歩積・両建預金等の自粛方策につき各地銀行協会あてに通知(このあと相互銀行・信用金庫の各業界も同様の措置をとる)</p> <p>4.29 日英金融会談終結</p> <p>5.11 IMF理事会、日本円の平価を純金2.46853ミリグラム=1円(1ドル=360円)と決定</p> <p>5.21 大蔵省、外国銀行の信用供与による英ポンド建期限付輸入手形の利用を認める</p> <p>6.1 大蔵省、信託兼営銀行に対し信託財産の分別管理につき通達</p> <p>7.4 国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律公布施行</p> <p>7.15 小額通貨の整理および支払金の端数計算に関する法律公布施行(一部29年1月1日施行、小額紙幣整理法等廃止、当時通用の1円以下の補助貨幣・1円未満の小額紙幣・小額日本銀行券は本年末限り通用禁止、その後29年6月末までに引換え)</p> <p>7.15 金管理法公布(8月1日施行、旧法の全面改正)</p> <p>7.30 開拓融資保証法公布施行</p> <p>7.31 有価証券取引税法公布(8月1日施行)</p> <p>8.1 産業投資特別会計法公布施行(米国対日援助見返資金特別会計法廃止)</p> <p>8.1 相互銀行法の一部改正法律公布施行(内国為替取引を認める)</p> <p>8.1 中小企業金融公庫法公布施行</p> <p>8.1 鉄道債券および電信電話債券等に係る債務の保証に関する法律公布施行</p> <p>8.1 金買入規則公布施行(金地金の買入及び売却等に関する省令等廃止)</p> <p>8.7 租税特別措置法の一部改正法律公布施行(預貯金利子等につき源泉分離課税制度の実施など)</p>

昭和 28 年
(1953 年)

政治・経済等	海 外	首相	大蔵大臣	日総 本銀 行裁
4. 2 日米友好通商航海条約調印 4. 4 日英貿易調整会談妥結(対日輸入制限の緩和など) 4.19 第26回衆議院議員総選挙	4. 8 国連総会、軍縮決議を採択 4.26 朝鮮休戦本会談再開	吉田 茂 (第四次)	向井忠晴	(第十八代)
5.21 第5次吉田内閣成立	5. 4 西ドイツ、戦後はじめて外国為替市場再開 5. 4 IMF、加盟国に優先外貨制度の廃止および通貨の交換性回復への努力を要請	5.21	5.21	一 万 田
6. 9 日独通商協定調印 7. 4 総評加盟単産、スト規制法案反対スト実施(11日第2波、27日第3波スト) 7.31 塩業組合法公布(8月1日施行) 7.31 公衆電気通信法公布(8月1日施行)	6.11 西ドイツ、公定歩合引下げ、4→3.5% 7.27 朝鮮休戦協定調印	吉 田	小笠原	尚 登
8. 1 商工会議所法公布(10月1日施行、旧法廃止) 8. 1 富裕税法廃止法律公布施行 8. 7 電気事業および石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律(いわゆる「スト規制法」)公布施行 8. 8 農林漁業組合連合会整備促進法公布施行 8. 8 輸出取引法の一部改正公布(9月1日施行、輸出入取引法と改題) 8.17 農産物価格安定法公布施行 8.27 農業機械化促進法公布(11月20日施	8. 8 ソ連、水爆保有を発表	茂 (第五次)	三九郎	

年号	日 本 銀 行	金 融 一 般
昭和28年 (1953年)	<p>9. 6 国際収支の悪化に対処し窓口規制を強化(市中銀行に対し9月中の貸出予定額の削減を要望)</p> <p>9.26 手形割引市場育成のため、輸入物資引取資金関係スタンプ手形の適格要件を備えた紡績手形を割引市場における適格手形として取扱うことを決定</p> <p>10. 1 高率適用手続の運用強化(最低利子歩合および第1次高率適用限度額を、従来の算式に基づく額に一定の割合<調整率>を乗じた額に圧縮)</p> <p>10. 6 米国対日援助見返資金特別会計法廃止に伴う関係省令廃止(援助資金別口預金取扱規程等廃止)</p> <p>10. 8 世銀債をはじめて買入れ(200万ドル)</p> <p>10.15 輸入決済手形の適用対象品目から主食以外の食料・衣料品等不要不急品を除外</p> <p>10.17 別口外国為替貸付制度改正(貸付適用品目の整理および貸付期間の短縮)</p> <p>10.20 輸入原油の引取資金関係スタンプ手形を廃止し、輸入原綿・毛引取資金関係スタンプ手形の手形期間を短縮</p> <p>12. 1 日本銀行券(B)百円券を発行</p> <p>12. 3 ワシントン輸出入銀行との間に第3次綿花借款契約調印(6000万ドル)</p> <p>12.18 ニューヨーク連邦準備銀行と取引開始(日本銀行名義勘定開設)</p>	<p>8. 7 特別減税国債法公布施行</p> <p>8.10 信用保証協会法公布施行</p> <p>8.17 労働金庫法公布(10月1日施行)</p> <p>8.17 第1回特別減税国債売出し(発行9月2日、約19億円)</p> <p>8.20 中小企業金融公庫設立(9月11日開業)</p> <p>8.20 外貨資金特別割当制度実施(輸出振興外貨資金制度廃止)</p> <p>8.27 有価証券の募集または売出の届出等に関する省令公布(9月1日施行)</p> <p>9. 1 大蔵省、五分半利国庫債券の発行価格を改定(第11回から100円→96円、応募者利回り年6.21%)</p> <p>9. 7 大蔵省、本邦外国為替銀行に対し外貨預入制度を開始</p> <p>9. 8 大蔵省、英ポンド資金不足に対処しIMFから円貨をもって500万ポンドを買入れ(12月末までに累計2230万ポンド買入れ、30年12月、米ドルにより円買戻し)</p> <p>9.24 外国為替集中規則の一部改正公布(10月1日施行、乙種外国為替銀行に対し本邦内における米ドル資金の保有を認める等)</p> <p>9.30 全国銀行協会連合会、再度不要不急融資の抑制を各行に要請</p> <p>10.15 中部・関西・九州の電力3社に対する初の世銀借款成立(第1次火力借款、4020万ドル)</p> <p>10.23 政府、通貨価値の安定確保を諸政策の中核とする旨声明</p> <p>10.24 保全経済会休業</p> <p>11.12 証券業者の登録・資本の額・純財産額および営業用純資本額等に関する政令公布施行</p> <p>12.24 奄美群島の復帰に伴う通貨および債権等の措置に関する政令公布(25日施行)</p>

昭和 28 年
(1953 年)

政治・経済等	海 外	首相	大蔵大臣	日総本銀行裁
<p>行)</p> <p>9. 1 町村合併促進法公布(10月1日施行、3年間の時限立法)</p> <p>9. 1 私的独占の禁止および公正取引確保に関する法律の一部改正公布施行(不況カルテルの結成を認める、事業者団体法廃止)</p> <p>9.29 日米行政協定改定調印(米国軍人・軍属の公務外の犯罪を日本側裁判権に切替え)</p> <p>10.29 日中貿易促進議員連盟、北京において第2次日中民間貿易協定に調印</p> <p>11.12 世銀調査団来日(12月16日、日本経済および財政政策に関する意見書を政府に提出)</p> <p>12. 9 旧三菱系4商社、合併調印(29年7月1日、三菱商事として新発足)</p> <p>12.24 奄美群島返還に関する日米協定調印(25日復帰)</p>	<p>9.17 英国、公定歩合引下げ、4→3.5%</p> <p>10.23 ガット総会、日本を準加盟国に承認</p>	<p>吉田茂 (第五次)</p>	<p>小笠原三九郎</p>	<p>(第十八代)</p> <p>一万田尚登</p>

年号	日 本 銀 行	金 融 一 般
昭和28年 (1953年)	12.25 奄美群島復帰に伴う通貨の交換手続に関する大蔵省令公布施行	
昭和29年 (1954年)	<p>1. 4 高率適用制度の調整率引下げ(40%→30%)</p> <p>1.16 輸入決済手形および輸入運賃手形の割引扱いを廃止し、同手形を担保とする手形貸付に改める</p> <p>1.16 輸入鉄鋼原料・皮革の引取資金関係スタンプ手形の貸付期間短縮、輸入亜麻引取資金についてはスタンプ手形適用を廃止</p> <p>1.25 裁定外国為替相場の公示方法を従来の大蔵省告示方式から日本銀行本店における公示に改正(支店も適宜掲示)</p> <p>1.31 宇都宮・岐阜・和歌山事務所廃止</p> <p>2. 5 一万田総裁、小笠原蔵相と会談し、財政金融一体化による引締め政策強化の線で合意</p> <p>2. 8 融資斡旋部廃止</p> <p>2. 9 政策委員会において大蔵省代表委員、オーバー・ローン是正に関する同省案を説明(政府手持外貨を日本銀行に売却し代わり金を原資としてオーバー・ローンを解消する)</p> <p>2.13 一万田総裁、小笠原蔵相と懇談し、オーバー・ローン問題は今後慎重に検討することで意見一致をみる</p> <p>2.19 総裁、金融引締め政策遂行に当たり救済融資は行わない旨を表明</p> <p>2.26 史料調査室設置</p> <p>3. 1 高率適用手続改正(最低利子歩合および第1次高率適用限度額算出に際し取引先の資産運用状況を加味するとともに調整率を90%に引上げ、また第2次高率適用利子歩合を引上げる)</p> <p>3. 9 輸入金融優遇措置の全面的見直し措置を決定(①別口外国為替貸付の新規貸付承認を停止②輸入決済手形・運賃手形の手形期間短縮<以上10日以降実施>③輸入物資引取資金関係スタンプ手形制度を鉄鋼および皮革を除き停止④工業手形の手形制度準用扱いを廃止<以上31日限り>)</p> <p>4.10 日本銀行券預入令等を廃止する法律公布(7月1日施行)</p>	<p>1.14 政府、輸入保証金制度の運用を強化(保証金を現金に限定し、日本銀行への再預託制を実施)</p> <p>1.15 富山産業銀行設立(現富山銀行)</p> <p>1.25 臨時金融制度懇談会、外国為替専門銀行法案につき結論を保留、政府原案を妥当とする意見多数と答申</p> <p>3. 1 全国銀行協会連合会、大蔵省のオーバー・ローン解消策に反対の旨意見表明</p> <p>3.15 当籤金付証票法の一部改正公布(4月1日施行)により政府による宝くじの発行を廃止(以後都道府県による発行のみ)</p> <p>3.16 本邦外国為替銀行に対する外貨預金制度実施(従来の外貨預託と外貨預入を統合)</p> <p>3.19 全国銀行協会連合会、金融引締めにあたり無用の混乱を避けるよう政府・日本銀行に対し要望</p> <p>3.29 全国信用協同組合連合会設立(4月1日開業)</p> <p>4.10 外国為替銀行法公布施行</p> <p>4.12 大蔵省、各金融機関あてに特利に関する厳重な警告を通達</p>

政治・経済等	海 外	首相	大蔵大臣	日総 本銀行 行裁
<p>3. 8 東京において日米相互防衛援助協定(MSA協定)・農産物の購入に関する協定・経済的措置に関する協定・投資の保証に関する協定等に調印(いずれも5月1日発効)</p> <p>3.23 日仏貿易協定調印</p> <p>3.31 米国対日援助物資等処理特別会計法等の廃止法律公布(4月1日施行)</p> <p>3.31 ガス事業法公布(4月1日施行)</p> <p>4. 1 日加通商協定調印</p> <p>4. 2 関税法公布(7月1日施行、旧法の全面改正、保税倉庫法・保税工場法廃止)</p> <p>4. 9 日本商工会議所・経済同友会および経済団体連合会、政府のデフレ政策が金融独走に終わることなく、総合政策を確立すべ</p>	<p>2. 5 米国、公定歩合引下げ、2→1.75%</p> <p>3. 1 米国、ビキニ水域で水爆実験</p> <p>3.19 英国、ポンド決済地域の拡大と金市場再開を発表(22日実施)</p> <p>4.16 米国、公定歩合引下げ、1.75→1.5%</p>	<p>吉田茂 (第五次)</p>	<p>小笠原三九郎</p>	<p>(第十八代) 一万田尚登</p>

年号	日 本 銀 行	金 融 一 般
昭和29年 (1954年)	<p>5.22 大蔵省関係法令の整理に関する法律公布施行され、日本銀行の手形割引に因る損失の補償に関する法律・震災手形善後処理法・兌換銀行券整理法等廃止(その他の廃止法令は国立銀行条例・営業満期国立銀行処分法・金融機関債券発行特例法など)</p> <p>6. 1 外国為替引当貸付制度の引当手形に西独オープン・ドル表示期限付輸出手形を追加(7月1日カナダ・ドル、8月2日スイス・フラン表示のものも追加)</p> <p>7.22 輸出前貸手形担保貸付を高率適用の対象外とする</p> <p>8. 9 輸入決済手形および輸入運賃手形の輸出前貸手形制度準用扱いを廃止し、新たに輸入決済手形制度を制定</p> <p>8.16 臨時金利調整法に基づく市中金利の最高限度を引上げ(輸入決済手形の貸出金利2厘引上げ)</p> <p>8.30 ワシントン輸出入銀行との間に第4次綿花借款契約調印(6000万ドル)</p> <p>10. 1 輸入決済手形を担保とする貸付を高率適</p>	<p>5.10 全国信用金庫連合会、信用金庫の内国為替集中決済制度を実施</p> <p>5.10 国民金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律公布施行</p> <p>5.12 通商産業省、外貨資金割当制輸入に対する輸入保証金制度の運用を強化(日本銀行への再預託制実施など)</p> <p>5.15 利息制限法公布(6月15日施行、旧法廃止)</p> <p>5.15 建設機械抵当法公布(11月14日施行)</p> <p>5.15 地方財政平衡交付金法の一部改正公布施行(地方交付税法と改題)</p> <p>5.15 経済援助資金特別会計法公布施行(米国から経済援助協定に基づいて贈与される円資金を経理)</p> <p>5.15 金融機関再建整備法の一部改正公布施行(調整勘定の処理を促進)</p> <p>6.14 金融団体協議会、各都道府県に金融懇談会および銀行懇談会を、東京にこれらの中央組織を設けることを決定(特利の自粛・融資自主規制の効果発揮等のため)</p> <p>6.15 農業協同組合法の一部改正公布施行(全国および都道府県農業協同組合中央会の設立など)</p> <p>6.23 出資の受入・預り金および金利等の取締等に関する法律公布(一部即日、その他8月1日施行)</p> <p>7. 1 カナダ・ドルを指定通貨に追加</p> <p>7.14 信託協会、特利問題に関連し、単独運用指定金銭信託の配当率などに関する自粛措置を決定(20日実施)</p> <p>8. 1 東京銀行、外国為替銀行法に基づく外国為替専門銀行として新発足</p> <p>8. 2 スイス・フランを指定通貨に追加</p> <p>10. 1 全国信用金庫連合会、業界の相互援助対</p>

昭和 29 年
(1954 年)

政治・経済等	海 外	首相	大蔵大臣	日総本銀行裁
<p>き旨を3団体それぞれ決議</p> <p>4.16 日米租税条約をワシントンで調印(30年4月1日発効)</p> <p>5.1 石油資源探鉱促進臨時措置法公布施行</p> <p>5.17 株式会社以外の法人の再評価積立金の資本組入に関する法律公布施行</p> <p>5.19 厚生年金保険法公布施行</p> <p>5.20 土地区画整理法公布(30年4月1日施行)</p> <p>5.24 東京に百貨店対策小売商連盟結成</p> <p>6.1 企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法公布施行</p> <p>6.2 輸出水産業の振興に関する法律公布(大部分12月1日施行)</p> <p>6.9 防衛庁設置法・自衛隊法公布(いずれも7月1日施行)</p> <p>6.14 酪農振興法公布(大部分8月7日施行)</p> <p>6.15 企業再建整備法の一部改正公布施行(最終処理の促進)</p> <p>6.24 日本、国連アジア極東経済委員会(エカフェ)に加盟</p> <p>7.1 新警察法施行(国警・自治体警察廃止、警察庁・都道府県警察発足)</p> <p>9.21 政府、内閣に最高輸出会議の設置を決定</p> <p>9.26 青函連絡船洞爺丸、函館港外で転覆</p> <p>10.12 中ソ両国、対日関係の正常化を望み、</p>	<p>5.1 ギリシャ、デノミネーション実施(1000ドラクマを1ドラクマに)</p> <p>5.13 英国、公定歩合引下げ、3.5→3%</p> <p>5.20 西ドイツ、公定歩合引下げ、3.5→3%</p> <p>7.21 インドシナ休戦協定、ジュネーブで調印</p> <p>8.5 イラン・国際石油合弁会社、新石油協定に調印(1951年以降の石油紛争解決)</p> <p>9.8 東南アジア条約機構(SEATO)結成</p> <p>10.23 西欧9か国、パリ協定調印(西ドイツ</p>	<p>吉</p> <p>田</p> <p>茂</p> <p>(第五次)</p>	<p>小</p> <p>笠</p> <p>原</p> <p>三</p> <p>九</p> <p>郎</p>	<p>(第十八代)</p> <p>一</p> <p>万</p> <p>田</p> <p>尚</p> <p>登</p>

年号	日 本 銀 行	金 融 一 般
昭和29年 (1954年)	<p>用対象貸出に加え、調整率を70%に引下げ</p> <p>10. 8 農林中央金庫に対し、余剰資金吸収のため日本銀行保有手形の買戻条件付売却の実施を決定</p> <p>12.10 一万田総裁辞任(大蔵大臣に就任)</p> <p>12.11 第19代総裁に新木栄吉が就任</p>	<p>策として信用金庫振興預金制度を実施</p> <p>10.25 全国銀行協会連合会、歩積・両建預金の自粛措置に関し各地銀行協会あてに通知(第2次自粛申合せ)</p> <p>11. 1 大蔵省、外国銀行および本邦甲種外国為替銀行の与信によるドル・ユーザンス制度の実施を認める(ただし適用品目を鉄鋼原材料等に限定)</p> <p>11.15 全国農業協同組合中央会設立</p> <p>11.15 大蔵省、戦前発行の本邦英貨債の買入銷却の実施を決定</p>
昭和30年 (1955年)	<p>1.11 事務改善調査室設置</p> <p>4.15 イングランド銀行に日本銀行名義勘定を開設</p> <p>5. 6 輸入物資引取資金関係スタンプ手形制度を6月30日スタンプ押なつ依頼分限りで全廃することを決定</p> <p>6.20 短資取引担保登録社債等代用証書制度実施</p> <p>7.11 米国余剰農産物受入協定に基づく食糧および綿花の輸入関係所要資金に輸入決済手形制度を適用</p>	<p>1.12 割増金付貯蓄取扱準則公布(3月1日募集分から適用)</p> <p>3. 1 全国相互銀行協会、相互銀行相互保障協定を実施</p> <p>3. 6 労働金庫連合会設立(4月1日開業)</p> <p>3.17 全国銀行懇談会、歩積・両建および特利の自粛を申合せ</p> <p>3.28 全国銀行協会連合会、預金粉飾の抑制に関し各地方協会に通達</p> <p>4. 1 大蔵省、本邦外国為替銀行に対する外貨預金制度における預入資金の使途制限を撤廃</p> <p>4. 1 大蔵省、外国為替銀行によるユーザンス制度の適用対象を拡大</p> <p>5.19 金融機関の歩積・両建預金問題、国会(衆議院大蔵委員会)で論議される</p> <p>5.23 全国銀行協会連合会、並手形の貸出最高金利を臨時金利調整法の範囲内で自主的に日歩1厘引下げを決定(6月10日実施、銀行貸出金利自主規制方式のはじまり)</p> <p>5.27 全国信用保証協会連合会設立</p> <p>6. 7 郵便貯金法の一部改正公布施行(預入限度引上げ10万円→20万円)</p> <p>6.20 臨時通貨法の一部改正公布施行(五十円貨を追加、9月1日から流通開始)</p> <p>7. 1 長期信用銀行および信託銀行、電力向け長期貸出金利(臨時金利調整法規制外)を自主的に日歩1厘引下げ(生命保険も10日に追</p>

昭和 29 年～昭和 30 年
(1954 年～1955 年)

政治・経済等	海 外	首相	大蔵大臣	日総本銀行裁
<p>平和・独立を支持するとの共同声明を発表</p> <p>11. 5 日本・ビルマ平和条約および賠償・経済協力協定に調印(30年4月16日発効)</p> <p>12. 7 第5次吉田内閣総辞職</p> <p>12.10 第1次鳩山一郎内閣成立</p>	<p>の主権回復・再軍備・NATOへの加盟を承認)</p>	<p>吉田 茂 (第五次)</p>	<p>小笠原 三九郎</p>	<p>(第十八代) 一万田 尚 登</p>
<p>1.18 政府、総合経済6か年計画を閣議決定</p> <p>1.24 衆議院解散</p> <p>2.14 日本生産性本部発足</p> <p>2.27 第27回衆議院議員総選挙</p> <p>3.19 第2次鳩山内閣成立</p> <p>5.31 農産物に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定に調印(6月25日発効、余剰農産物受入協定)</p> <p>6. 7 関税および貿易に関する一般協定(ガット)への加入議定書に調印(9月10日発効)</p> <p>6.30 商法改正公布(7月1日施行、新株引受権に関する事項を定款の絶対的記載事項から除外など)</p> <p>7. 8 日本住宅公団法公布施行(25日発足)</p> <p>7.20 経済審議庁設置法の一部改正公布施行により経済審議庁を経済企画庁に改組</p>	<p>1.27 英国、公定歩合引上げ、3→3.5%</p> <p>2.24 英国、公定歩合引上げ、3.5→4.5%</p> <p>3. 1 中国、デノミネーション実施(1万円を新1元に)</p> <p>4.15 米国、公定歩合引上げ、1.5→1.75%</p> <p>4.18 アジア・アフリカ会議、バンドンで開催</p> <p>5.14 ソ連・東欧8か国、友好相互援助条約(ワルシャワ条約)に調印</p> <p>7.18 ジュネーブで米・英・仏・ソ4か国首脳による世界の緊張緩和に関する会議開催</p>	<p>12.10 鳩山(第一次)</p> <p>3.19 鳩山 一郎 (第二次)</p>	<p>12.10 12.11</p> <p>一万田 尚 登</p>	<p>(第十九代) 新 木 栄 吉</p>

年号	日 本 銀 行	金 融 一 般
昭和30年 (1955年)	<p>7.11 パキスタン向け米国余剰綿花の委託加工貿易に伴う綿花輸入関係所要資金に輸入決済手形制度を適用</p> <p>8. 4 ワシントン輸出入銀行との間に第5次綿花借款契約調印(6000万ドル)</p> <p>8.10 公定歩合引上げ(商業手形割引歩合4厘引上げ、2銭)</p> <p>8.17 高率適用手続改正(公定歩合の大幅引上げに対応し、最低利子歩合および1次高率の適用限度額の算定方式を改定し、高率の適用を個別・例外的なものとしたほか、中小企業金融関係別枠融資等高率適用減免措置を廃止、商工組合中央金庫・農林中央金庫を適用先から除外、輸入決済手形および同運賃手形担保貸付を適用対象外とするなど)</p> <p>8.22 余剰農産物協定に基づく米国財務省支出官の預金口座を本店に開設</p> <p>8.23 コール・レートについて設けていた日本銀行指導レート(臨時金利調整法規制対象の翌日ものを除く、最高限度)の廃止を決定</p> <p>9.30 外国為替相場変動に伴う日本銀行保有外貨資産の損失補填準備のため、外国為替変動準備金を新設</p> <p>10. 1 外国為替引当貸付制度の引当手形にドイツ・マルク表示期限付輸出手形を追加</p> <p>11. 8 銀行および金庫に対し、余裕金吸収のた</p>	<p>随引下げ、自主規制金利長期プライム・レート方式のはじまり)</p> <p>7. 6 余剰農産物輸入見返円貨に関する日本政府とワシントン輸出入銀行との間の借款協定調印(即日発効)</p> <p>7. 9 特別円問題の解決に関する日・タイ間の協定、バンコクで調印(8月5日発効)</p> <p>7.10 佐賀中央・佐賀興業両行合併し佐賀銀行を新立(佐賀県の普通銀行は1行となる)</p> <p>7.11 住宅融資保険法公布施行</p> <p>7.28 日独新支払協定調印(オープン勘定廃止、10月以降現金決済へ移行、以後イタリア・アルゼンチンとの間にも同様措置がとられる)</p> <p>7.30 余剰農産物資金融通特別会計法公布施行</p> <p>8. 1 証券取引法の一部改正公布施行(証券金融会社を証券取引法上の金融機関としてその性格を明確化)</p> <p>8.15 自作農維持創設資金融通法公布施行</p> <p>8.22 全国相互銀行協会、常盤相互銀行に対し相互保障協定の発効を決定(日本相互銀行も人的・資金的援助を行う)</p> <p>9.19 全国銀行協会連合会、歩積・両建預金の自粛措置を申合せ(第3次)</p> <p>10. 1 ドイツ・マルクを指定通貨に追加</p> <p>10.10 全国銀行協会連合会、投融資委員会を設置</p> <p>10.12 全国相互銀行協会、過大な歩積・両建預金の廃止を決定(11月1日から実施)</p> <p>10.17 全国信用金庫協会、各金庫へ歩積・両建預金の自粛を要請</p> <p>10.21 大蔵省、日本銀行と協議のうえ、農林中央金庫の余裕金を食糧管理特別会計が借入れる措置をとることを決定</p> <p>10.22 政府、輸入保証金の担保率引下げ、現金担保の範囲縮小</p> <p>11.15 全国相互銀行協会、金利自粛措置を決定</p>

昭和 30 年
(1955 年)

政治・経済等	海 外	首相	大蔵大臣	日総 本銀 行裁
<p>7.22 米穀の予約買付制実施にかかる政令公布施行</p> <p>7.25 過度経済力集中排除法等を廃止する法律公布施行</p> <p>7.29 自動車損害賠償保障法公布施行(強制保険制導入)</p> <p>8. 6 第1回原水爆禁止世界大会(広島大会)開催</p> <p>8. 6 愛知用水公団法・農地開発機械公団法公布(いずれも9月27日施行)</p> <p>8. 9 石油資源開発株式会社法公布施行</p> <p>8.10 石炭鉱業合理化臨時措置法公布(9月1日施行、石炭鉱業整備事業団の設立等)</p> <p>8.17 韓国、対日取引の全面停止を発表(10月14日、貿易再開決定)</p> <p>11. 1 石油連盟設立</p>	<p>8. 4 西ドイツ、公定歩合引上げ、3→3.5%</p> <p>8. 5 米国、公定歩合引上げ、1.75→2%</p> <p>8.15 韓国、対米為替レート引下げ(1ドル対180ホワンから500ホワンへ)</p> <p>9. 8 オーストリア中央銀行法成立</p> <p>9. 9 米国、公定歩合引上げ、2→2.25%</p> <p>10.26 南ベトナム共和国樹立宣言</p> <p>11.18 米国、公定歩合引上げ、2.25→2.5%</p>	<p>鳩 山 一 郎</p> <p>(第二次)</p>	<p>一 万 田 尚 登</p>	<p>(第十九代)</p> <p>新 木 栄 吉</p>

年号	日 本 銀 行	金 融 一 般
昭和30年 (1955年)	<p>め日本銀行保有長期国債の買戻条件付売却の実施を決定</p> <p>12. 6 銀行券年末臨時寄託制度を廃止</p> <p>12.15 銀行・金庫に対する長期国債売却に代えて政府短期証券の売却を行うことを決定</p> <p>12.23 担保適格とする社債・地方債の事前指定方式を廃止し、31年1月以降は発行後適格性の有無を随時決定する方式に改めることを決定</p> <p>12.30 ビルマ賠償輸出関係所要資金に輸出前貸手形制度を適用</p> <p>12.30 円・エスクロ勘定を通じるフィリピンとのバーター取引に伴う輸出入所要資金に、輸出前貸・輸入決済手形制度を適用</p>	<p>12. 5 政府、IMFから米ドルにより円貨224億円を買戻し(5日・27日の2回に分けて実施)</p>
昭和31年 (1956年)	<p>1.27 手形割引および手形貸付の最短期間を2日とする措置を決定(2月1日以降の割引または貸付依頼分から実施)</p> <p>2. 3 世銀との間に、同行の対メキシコ・パキスタン借款供与に伴う円貨調達のための外貨資金売買取引を実行(以後、この種取引がしばしば行われる)</p> <p>4.23 外国為替引当貸付制度の引当手形にスウェーデン・クローネ表示期限付輸出手形を追加</p> <p>5.11 政府短期証券の公募実施に伴い、日本銀</p>	<p>1.21 政府、商社の外貨保有制度を実施(さしあたり20社、総額650万ドル)</p> <p>2. 9 大蔵省、世銀に対し、同行が加盟諸国への借款供与に使用するためわが国の出資円を解除することに同意の旨を通知</p> <p>2.21 政府、大蔵省内に金融機関資金審議会の設置を決定</p> <p>3. 6 大蔵省、「当面の銀行経営上留意すべき事項」について通達(自己資本の充実・長期貸出の抑制など)</p> <p>3.26 中小企業信用保険法の一部改正公布(4月1日施行、包括保証保険制度を創設)</p> <p>3.28 政府資金調達事務取扱規則公布(4月1日施行、大蔵省証券入札発行規程・証券証券発行規程・融通証券発行規程を廃止)</p> <p>3.28 食糧証券発行規程等を廃止する省令公布(4月1日施行)</p> <p>3.30 農業協同組合整備特別措置法公布(4月1日施行)</p> <p>4. 2 東京・大阪証券取引所、社債等の売買市場を再開(戦後11年ぶりの立会再開)</p> <p>4.15 スウェーデン・クローネを指定通貨に追加</p> <p>4.16 輸出保険法の一部改正公布施行(適用対象を拡大)</p> <p>4.23 道路債券令公布施行</p> <p>5. 4 政府、輸入保証金の担保率引下げ、日本銀</p>

昭和30年～昭和31年
(1955年～1956年)

政治・経済等	海 外	首相	大蔵大臣	日総本銀行裁
<p>11.14 いわゆる日米原子力協定に調印(12月27日発効)</p> <p>11.15 自由・日本民主両党合同、自由民主党を結成</p> <p>11.22 第3次鳩山内閣成立</p> <p>12.19 原子力基本法・原子力委員会設置法公布(31年1月1日施行)</p> <p>12.23 政府、経済自立5か年計画を閣議決定</p> <p>12.29 地方財政再建促進特別措置法公布施行(一部を除く)</p>		<p>鳩山一郎(第二次)</p> <p>11.22</p>		
<p>2.10 第2次米国余剰農産物受入協定調印(5月29日発効)</p> <p>3.1 日本原子力産業会議設立</p> <p>3.14 日本道路公団法公布施行、道路整備特別措置法公布(4月16日施行、旧法廃止)</p> <p>3.22 日米技術協定調印</p> <p>3.31 科学技術庁設置法公布(5月19日施行)</p> <p>3.31 賠償等特殊債務処理特別会計法公布(4月1日施行)</p> <p>4.1 医薬分業制度実施</p> <p>4.26 首都圏整備法公布(6月9日施行、首都建設法廃止)</p> <p>4.27 森林開発公団法公布(7月1日施行)</p> <p>5.4 日本原子力研究所法・核原料物資開発</p>	<p>2.16 英国、公定歩合引上げ、4.5→5.5%</p> <p>3.8 西ドイツ、公定歩合引上げ、3.5→4.5%</p> <p>3.20 カナダ、金輸出解禁</p> <p>4.13 米国、公定歩合引上げ、2.5→2.75%</p> <p>5.19 西ドイツ、公定歩合引上げ、4.5→5.5%</p>	<p>鳩山一郎(第三次)</p>	<p>一万田尚登</p>	<p>(第十九代)</p> <p>新木栄吉</p>

年号	日 本 銀 行	金 融 一 般
昭和31年 (1956年)	<p>行保有短期証券の対市中売却操作を原則として取りやめることを決定(16日から実施、以後は市中公募証券について発行後2週間経過のものに限り必要に応じ原日歩で買入れることとする)</p> <p>5.15 内国為替集中決済制度を為替交換決済制度に改正(日本銀行の立替払いを原則として廃止)</p> <p>5.25 金融緩和に伴う金融機関・証券会社・政府機関等の資金の長期安定運用に応じるため日本銀行保有長期国債の売却措置を決定</p> <p>5.31 購置資金に対するスタンプ手形制度適用を廃止(これに伴いスタンプ手形制度自体も廃止となる)</p> <p>6.22 世銀から、同行への本邦出資金に充当されている国債を買取り(8億円、同行の円貸付資金に充当するため)</p> <p>6.29 関根調査局長、政策委員会で、昨秋来つづいた数量景気の基調に変化のきざしがでてきたと報告(いわゆる「関根報告」)</p> <p>7.20 国際金融公社への加盟に伴い、日本銀行が同公社の保有する本邦通貨の寄託所に指定される</p> <p>8.6 手形貸付担保の種類・担保価格を改正(原則として担保手形については適格商業手形・輸出前貸手形・輸入決済手形・輸入運賃手形・農業手形に限定、また担保掛目は全般的に引下げ)</p> <p>8.7 第2次米国余剰農産物受入協定に基づく食糧・綿花の輸入関係資金に輸入決済手形制度を適用</p> <p>8.20 高率適用手続改正(最低利子歩合および1次高率適用限度額を縮減)</p> <p>9.5 ワシントン輸出入銀行との間に第6次綿花借款契約調印(6000万ドル)</p>	<p>行への再預託制廃止(自動承認制分につき4月6日確認分から適用、7日、外貨割当分についても同様措置実施)</p> <p>5.11 北海道開発公庫法公布施行</p> <p>5.12 農業改良資金助成法公布施行</p> <p>5.16 政府短期証券の第1回市中公募実施(募集日は毎週月・水・金曜日、レートは日歩1銭4厘5毛の固定、未消化分は日本銀行引受け)</p> <p>5.16 大蔵省、外国銀行に対し、8月16日以降LUA(本邦外国為替銀行の信用補完のため大蔵大臣が外国銀行に与えた引受保証状)を廃止する旨通告</p> <p>5.22 大蔵省、短資業者を証券取引法上の金融機関に指定</p> <p>5.22 中小企業振興資金助成法公布施行</p> <p>6.1 下請代金支払遅延等防止法公布(7月1日施行)</p> <p>6.7 金融制度調査会設置法公布施行</p> <p>6.8 北海道開発公庫設立</p> <p>6.12 金融機関資金審議会、中小企業金融疎通問題に関し大蔵大臣に答申</p> <p>6.15 政府、国際金融公社協定に調印(7月20日発効)</p> <p>6.22 全国相互銀行協会、第一相互銀行に対し相互保障協定を発動</p> <p>6.27 沖縄銀行設立</p> <p>7.2 国際金融公社への加盟に伴う措置に関する法律公布(20日施行)</p> <p>7.11 起債懇談会、個別銘柄の発行条件は起債関係者間で適宜自由に定める旨決定(起債懇談会は事実上廃止)</p> <p>7.27 四分利付貸付公債の処理に関する日仏協定調印(32年2月28日発効、戦前発行されたものの処理)</p> <p>8.10 第2次余剰農産物輸入見返円貨に関する日本政府とワシントン輸出入銀行との間の借款協定成立(即日発効)</p> <p>9.10 大蔵省、非集中指定通貨(カナダ・ドル、スイス・フラン、ドイツ・マルク、スウェー</p>

昭和31年
(1956年)

政治・経済等	海外	首相	大蔵大臣	日総銀行裁
<p>促進臨時措置法・原子燃料公社法公布施行</p> <p>5.9 日本・フィリピン賠償協定、マニラで調印(7月23日発効)</p> <p>5.14 日ソ漁業条約調印(12月12日発効)</p> <p>5.22 国の債権の管理等に関する法律公布(32年1月10日施行、政府貸付金処理に関する法律等廃止)</p> <p>5.23 百貨店法公布(6月16日施行)</p> <p>5.29 日台貿易協定調印</p> <p>6.5 繊維工業設備臨時措置法公布(一部を除き10月1日施行)</p> <p>6.11 工業用水法公布施行</p> <p>6.15 機械工業振興臨時措置法公布施行</p> <p>6.30 新市町村建設促進法公布施行(一部を除く)</p> <p>7.17 経済企画庁の第10次経済白書発表(「もやは戦後ではない、これからの経済成長は近代化により支えられる」と強調)</p> <p>9.27 政府、対米綿製品輸出自主規制措置を決定、米国へ通告</p>	<p>6.28 ポーランドのボズナニで反政府暴動おこる</p> <p>7.24 国際金融公社(IFC、世界銀行の補完機関)発足</p> <p>7.26 エジプト、スエズ運河の国有化を宣言</p> <p>8.16 ロンドンでスエズ問題に関する国際会議開催</p> <p>8.24 米国、公定歩合引上げ、2.75→3%</p> <p>9.6 西ドイツ、公定歩合引下げ、5.5→5%</p>	<p>鳩山一郎</p>	<p>一萬田尚登</p>	<p>(第十九代) 新木栄吉</p>

年号	日 本 銀 行	金 融 一 般
昭和31年 (1956年)	<p>9. 7 ロンドン駐在参事付フランクフルト駐在設置</p> <p>11.21 株式市況の騰勢にかんがみ4大証券に対し自重を要望</p> <p>11.30 新木総裁辞任、第20代総裁に山際正道が就任</p> <p>12. 7 ビルマ向け米国余剰綿花の委託加工貿易に伴う綿花輸入所要資金に輸入決済手形制度を適用</p> <p>12.15 日本銀行券発行限度を6500億円に改定(従来は5100億円)</p> <p>12.25 フィリピン賠償に伴う輸出関係所要資金に輸出前貸手形制度を適用</p>	<p>デン・クローネ)の為替相場を、裁定相場の上下1%の範囲内で自由化</p> <p>10.15 全国銀行協会連合会、支払準備制度の導入は時期尚早との意見書を金融制度調査会に提出</p> <p>11. 8 金融機関資金審議会、重要産業のあい路打開のために金融機関として配慮すべきことについて意見を取りまとめる</p> <p>12.12 日本証券金融(株)、株式市場の人気化に対処し、保証金率の引上げ等融資規制を強化</p> <p>12.26 資金運用部、市中銀行保有債券の売戻条件付買入れを実施(第1回280億円、32年3月末までに6回計700億円)</p>
昭和32年 (1957年)	<p>1. 4 外国為替引当貸付制度の引当手形にフランス・フラン表示期限付輸出手形を追加</p> <p>1.12 事務改善調査室を特別審議室と改称(金融制度調査会事務を追加)</p> <p>3.20 公定歩合引上げ(商業手形割引歩合1厘引上げ、2銭1厘)</p> <p>3.20 高率適用手続改正(1次高率と2次高率の2本建てを廃止し、高率を基準歩合の3厘高1本とするなど)</p> <p>3.20 一般手形の優良なものを貸付担保適格扱いとする</p> <p>4. 5 余剰農産物積立円により決済される輸出関係所要資金に輸出前貸手形制度を適用</p> <p>5. 8 公定歩合引上げ(商業手形割引歩合2厘引上げ、2銭3厘)</p> <p>5.13 臨時金利調整法に基づく市中金利の最高</p>	<p>1. 1 フランス・フランを指定通貨に追加</p> <p>1.23 金融制度調査会、預金者保護等のための制度に関し答申</p> <p>2. 6 乙種外国為替銀行に対する業務規制を緩和</p> <p>2.12 農業協同組合財務処理基準令を一部改正(貸出制限の緩和・余裕金運用範囲の拡大)</p> <p>2.21 金融制度調査会、準備預金制度創設に関し答申</p> <p>3.30 中小企業信用保険法の一部改正・信用保証協会法の一部改正各公布(いずれも4月1日施行、中小企業信用保険特別会計からの信用保証協会に対する融資を規定)</p> <p>4. 1 日本不動産銀行、朝鮮銀行残余財産を基に長期信用銀行法による銀行として発足</p> <p>4. 1 台湾銀行残余財産を基に日本貿易信用株式会社が発足</p> <p>4. 1 大蔵省、輸入抑制のため外国為替銀行の現地貸付枠を削減</p> <p>4.27 北海道開発公庫、北海道東北開発公庫と改称</p> <p>4.27 公営企業金融公庫法公布施行</p> <p>5. 8 大蔵省、輸入金融引締め措置として外国為替銀行11行に対する外貨預金の一部を引揚げ(この後、英ポンド建輸入ユーザンスの期</p>

昭和31年～昭和32年
(1956年～1957年)

政治・経済等	海 外	首相	大蔵大臣	日本銀行 総行裁
<p>10.19 日ソ国交回復に関する共同宣言と通商航海に関する議定書に調印(12月12日発効)</p> <p>12.18 国連総会、日本の加盟を承認</p> <p>12.20 鳩山内閣総辞職</p> <p>12.23 石橋湛山内閣成立</p>	<p>10.23 ハンガリーで反ソ暴動発生</p> <p>10.29 イスラエル軍、エジプトに進攻(スエズ動乱はっ発)</p> <p>11. 1 スエズ運河封鎖</p> <p>12. 4 英国、金外貨準備減少に対処し緊急対策を発表</p>	<p>鳩山一郎(第三次)</p>	<p>一万田尚登</p>	<p>(第十九代)新木栄吉</p> <p>11.30</p>
<p>2.23 石橋内閣総辞職</p> <p>2.25 第1次岸信介内閣成立</p> <p>3.31 税制改正(租税特別措置法・所得税法の一部改正・法人税法の一部改正等公布、いずれも4月1日施行、低所得層・中小企業を中心とする減税)</p> <p>3.31 特定多目的ゲム法公布(4月1日施行)</p> <p>4. 6 揮発油税法公布(7日施行、旧法の全面改正)</p> <p>4.15 雇用審議会設置法公布施行</p> <p>4.16 国土開発縦貫自動車道建設法公布施行</p> <p>4.25 高速自動車国道法公布施行</p> <p>5.17 引揚者給付金等支給法公布施行(引揚者国庫債券の発行)</p> <p>5.17 東北開発促進法公布施行</p>	<p>1.11 西ドイツ、公定歩合引下げ、5→4.5%</p> <p>2. 7 英国、公定歩合引下げ、5.5→5%</p> <p>3.25 欧州共同市場(EEC)条約および欧州原子力共同体条約、ローマで調印される(いわゆる「ローマ条約」、1958年初から発効)</p> <p>4. 8 エジプト、スエズ運河再開を発表</p> <p>5. 3 英国、ラドクリフ委員会(金融制度審議委員会)設置</p> <p>5.15 英国、クリスマス島で水爆実験</p>	<p>石橋湛山</p> <p>2.25</p> <p>岸信介(第一次)</p>	<p>池田勇人</p>	<p>(第二十代)山 正 道</p>

年号	日 本 銀 行	金 融 一 般
昭和32年 (1957年)	<p>限度を引上げ(定期性預金を除く各預金金利1厘引上げ、輸出前貸手形以外の貸出金利1厘～2厘引上げ、コール規制廃止)</p> <p>5.14 インドネシア向け米国余剰綿花の委託加工貿易に伴う綿花輸入関係所要資金に輸入決済手形制度を適用</p> <p>5.18 主要企業短期経済観測調査の実施を決定</p> <p>6. 1 外国為替引当貸付制度の引当手形にオランダ・ギルダ表示期限付輸出手形を追加</p> <p>6.20 公定歩合中輸出前貸手形の割引・貸付利子歩合のみ1厘引下げ</p> <p>7. 1 臨時金利調整法に基づく市中金利の最高限度を引上げ(3か月・6か月定期預金金利引上げ)</p> <p>7. 1 外国為替引当貸付制度改正(輸出保険に付保された信用状なし外貨表示期限付輸出手形の適用地域を拡大)</p> <p>7. 3 別口外国為替貸付制度廃止(全額回収に伴い廃止)</p> <p>7.20 香港駐在設置</p> <p>8.16 ワシントン輸出入銀行との間に米国農産物輸入に関する借款契約調印(1500万ドル)</p> <p>9.27 ワシントン輸出入銀行との間に第7次綿花借款契約調印(6000万ドル)</p> <p>10. 1 日本銀行券(C)五千円券を発行</p> <p>11.14 中小企業経営分析の全国調査の実施を決定(31年分以降)</p>	<p>限短縮・適用品目の縮小措置もとられる)</p> <p>5.13 全国銀行協会連合会、並手形の貸出金利自主規制を廃止</p> <p>5.20 日本輸出入銀行法の一部改正公布施行(海外投資に関する金融業務の追加)</p> <p>5.27 準備預金制度に関する法律公布施行</p> <p>5.27 臨時通貨法の一部改正公布施行(百円貨を追加、12月11日から流通開始)</p> <p>5.27 預金等に係る不当契約の取締に関する法律公布(7月1日施行、いわゆる導入預金取締法)</p> <p>6. 1 公営企業金融公庫設立</p> <p>6. 1 オランダ・ギルダを指定通貨に追加</p> <p>6. 4 政府、輸入保証金の担保率引上げ、日本銀行への再預託制再開(20日さらに強化)</p> <p>6. 6 準備預金制度に関する法律施行令公布施行</p> <p>6.20 全国銀行協会連合会、輸出前貸手形の貸出金利を自主規制のかたちで日歩1厘引下げ</p> <p>6.27 政府のIMFからの米貨1億2500万ドル借入れ交渉成立</p> <p>7. 8 全国銀行協会連合会、コールレートの異常高(6月末、月越もの日歩6銭)からその自粛を申合せ(15日から実施)</p> <p>7.18 大蔵省、中小企業金融疎通のため資金運用部資金による市中保有金融債の売戻条件付買入れを決定</p> <p>8. 5 金融制度調査会、中央銀行制度専門委員会を設置</p> <p>8.12 全国銀行協会連合会、融資自主規制の強化を決定</p> <p>8.19 大蔵省、特利の自粛に関し各金融団体あてに通達</p> <p>9.25 大蔵省、英ポンド先物相場を自由化</p> <p>10.17 大蔵省、資金運用部資金により前年末から本年3月にかけて市中から買入れた債券(約700億円)の第1回売戻しを実施(11月14日まで3回に分けて実施)</p> <p>11. 2 大蔵省、「当面の銀行経営上留意すべき基本的事項」について通達(オーバー・ローンの改善、大口融資の是正等を要請)</p> <p>11.14 郵便貯金法の一部改正公布(12月1日施行、預入限度引上げ 20万円→30万円)</p>

昭和 32 年
(1957 年)

政治・経済等	海 外	首相	大蔵大臣	日総本銀行裁
<p>5.28 中小企業資産再評価特例法公布</p> <p>6.19 政府、国際収支改善緊急対策を閣議決定(財投繰延べ等)</p> <p>7.19 輸出貿易管理令の一部改正令公布(22日施行、対中国禁輸品目を大幅解除)</p> <p>8.15 経済審議会、新経済5か年計画大綱を決定</p> <p>8.27 日本に原子の火ともる(日本原子力研究所第1号炉、臨界点に達する)</p> <p>11. 1 日本原子力発電株式会社発足</p> <p>11.18 租税特別措置法等の一部改正公布施行(輸出所得の割増控除制新設・非課税貯蓄限度の引上げ等)</p> <p>11.25 中小企業団体の組織に関する法律公布</p>	<p>5.30 英国、対中国禁輸緩和を発表(他の欧州諸国も相次いで同様措置をとる)</p> <p>7.19 西ドイツ、新中央銀行法成立</p> <p>7.29 国際原子力機関発足</p> <p>8. 1 西ドイツ、新中央銀行としてブンデス・バンク発足</p> <p>8.10 フランス、実質的なフラン切下げを決定(12日実施、外貨売買に際し20%の割増金を徴求ないし支給)</p> <p>8.23 米国、公定歩合引上げ、3→3.5%</p> <p>8.31 西ドイツ、資本輸出制限廃止</p> <p>9.19 英国、公定歩合引上げ、5→7%</p> <p>9.19 西ドイツ、公定歩合引下げ、4.5→4%</p> <p>10. 4 ソ連、世界初の人工衛星「スプートニク1号」の打上げに成功</p> <p>11.15 米国、公定歩合引下げ、3.5→3%</p>	<p>岸 信 介 (第一次)</p>	<p>池 田 勇 人</p> <p>7.10</p>	<p>(第二十代) 山 際 正 道 一 万 田 尚 登</p>

年号	日 本 銀 行	金 融 一 般
昭和32年 (1957年)	<p>12. 6 日本・セイロン・エジプト三角貿易取決めに伴うエジプト綿輸入所要資金に輸入決済手形制度を適用</p>	<p>11. 21 全国銀行協会連合会、資金調整委員会を設置(投融資委員会・融資自主規制委員会を解消)</p> <p>12. 5 金融制度調査会、中小企業信用補完制度に関し答申</p> <p>12. 9 大蔵省、英ポンド直物相場の自由化措置を実施(政府は大蔵大臣勘定で裁定相場の上下各0.75%の範囲内で売買に応じる)</p> <p>12. 10 大蔵省、貯蓄増強のため、移動店舗・臨時店舗の設置を認める旨決定</p> <p>12. 17 金融制度調査会、中央銀行制度特別委員会を設置</p>
昭和33年 (1958年)	<p>4. 1 地方銀行の余裕資金吸収策として日本銀行保有手形の買戻条件付売却を実施</p> <p>5. 10 外国為替引当貸付制度の引当手形にベルギー・フラン表示期限付輸出手形を追加</p> <p>6. 18 公定歩合引下げ(商業手形割引歩合2厘引下げ、2銭1厘)</p> <p>6. 25 為替交換決済制度を改正(従来日本銀行が担当していた事務のうち、決済事務を除きすべて市中銀行側に移管)</p>	<p>1. 9 生命保険協会、資金調整委員会の設置を決定</p> <p>2. 4 日本・インド両国政府、日印円借款成立に関する共同声明を発表(総額180億円)</p> <p>2. 6 日本損害保険協会、資金調整委員会の設置を決定</p> <p>3. 31 租税特別措置法の一部改正公布(4月1日施行、2年間限りの措置として減税貯蓄制度を創設)</p> <p>4. 22 酪農振興基金法公布(5月16日施行)</p> <p>4. 26 中小企業信用保険公庫法公布施行(中小企業信用保険特別会計法廃止)</p> <p>4. 30 企業担保法公布(7月1日施行)</p> <p>5. 1 政府、輸入保証金の担保率引下げ、日本銀行への再預託制廃止</p> <p>5. 10 ベルギー・フランを指定通貨に追加</p> <p>5. 15 外国為替公認銀行の一覧払手形買相場および輸入手形決済相場を自由化</p> <p>5. 28 大蔵省、貯蓄増強およびオーバー・ローン是正のため地方銀行の店舗整備につき通達(営業所設置抑制方針の緩和)</p> <p>5. 30 金融制度調査会、協同組織による中小企業金融制度に関し中間答申</p> <p>6. 19 全国銀行協会連合会、貸出自主規制金利を全貸出に適用することを決定(23日実施、日銀再割適格商手2銭1厘)</p>

政治・経済等	海 外	首相	大蔵大臣	日総本銀行裁
<p>(33年 4 月 1 日施行、中小企業安定法廃止)</p> <p>12. 6 日ソ通商条約調印</p>	<p>12.14 国連、開発途上国援助のための特別基金の設立を承認</p>			
<p>1.20 日本・インドネシア平和条約、賠償協定等調印(4 月15日発効)</p> <p>2.26 日中鉄鋼貿易協定調印</p> <p>3.31 道路整備緊急措置法公布(4 月 1 日施行)</p> <p>4.25 工業用水道事業法公布(10月24日施行)</p> <p>4.25 衆議院解散</p> <p>4.26 日本貿易振興会法公布施行(7 月25 日、JETRO設立)</p> <p>4.28 首都圏市街地開発区域整備法公布施行</p> <p>5.10 航空機工業振興法公布施行</p> <p>5.22 第28回衆議院議員総選挙</p>	<p>1. 1 欧州共同市場(EEC)条約発効</p> <p>1.17 西ドイツ、公定歩合引下げ、4→3.5%</p> <p>1.24 米国、公定歩合引下げ、3→2.75%</p> <p>3. 7 米国、公定歩合引下げ、2.75→2.25%</p> <p>3.20 英国、公定歩合引下げ、7→6%</p> <p>4.18 米国、公定歩合引下げ、2.25→1.75%</p> <p>5.10 中国、長崎での中国国旗引きおろし事件を理由に対日貿易を全面停止</p> <p>5.22 英国、公定歩合引下げ、6→5.5%</p>	<p>岸 信 介 (第一次)</p>	<p>一 万 田 尚 登</p>	<p>(第二十代) 山 際 正 道</p>
<p>6.12 第 2 次岸内閣成立</p> <p>6.16 原子力一般協定を米英両国と調印</p>	<p>6.19 英国、公定歩合引下げ、5.5→5%</p> <p>6.23 フランス、20%のフラン切下げ実施(1ドル=350フラン→420フラン)</p> <p>6.27 西ドイツ、公定歩合引下げ、3.5→3%</p>	<p>6.12 岸(第二次) 信介</p>	<p>6.12 佐藤栄作</p>	

年号	日 本 銀 行	金 融 一 般
昭和33年 (1958年)	<p>8. 8 中部証券金融㈱のレギュラー・ウェイ関係所要資金調達のための振出手形を手形貸付適格担保として認める</p> <p>8.26 世銀の融資円により決済される輸出関係所要資金に輸出前貸手形制度を適用</p> <p>8.29 ワシントン輸出入銀行との間に第8次棉花借款契約調印(6000万ドル)</p> <p>9. 2 統計局、景気変動指標を作成・発表</p> <p>9. 5 公定歩合引下げ(商業手形割引歩合1厘引下げ、2銭)</p> <p>10. 1 高率適用手続改正(最低利子歩合適用額算定にあたり、取引先の融資態度等を考慮)</p> <p>11.18 調査局、初のマネー・フロー分析を発表</p> <p>12. 1 日本銀行券(C)一万円券を発行</p> <p>12.31 農業手形制度廃止(ただし九州・四国は34年1月末)</p>	<p>7. 1 中小企業信用保険公庫設立</p> <p>7. 9 大蔵省、臨時補助貨幣懇談会の設置を決定</p> <p>7.11 経済基盤強化のための資金および特別の法人の基金に関する法律公布施行</p> <p>8.14 英ポンドの大蔵大臣直物売買取相場を変更(裁定相場の上下幅0.75%を1%に拡大)</p> <p>9.16 沖縄における法定通貨(B号円表示軍票)の米ドルへの切替え開始</p> <p>9.16 全国銀行協会連合会、貸出自主規制金利を引下げ(日銀再割適格商手2銭1厘→2銭)</p> <p>10. 7 東証ダウ平均株価、開所以来の高値を記録、出来高も1億株突破、このため16日以降取引所および証券金融会社、相次いで規制実施</p> <p>10.17 外国為替銀行の海外市場における英ポンド直物アウトライト売買取引を自由化</p> <p>11. 4 農業協同組合財務処理基準令の一部改正公布施行(系統外運用範囲の拡大、コール・金銭信託・貸付信託への運用を認めるなど)</p> <p>11.10 大蔵省、証券会社の経理健全化に関し警告</p> <p>12. 5 外国為替銀行の海外における英ポンド為替のヘッジ取引を自由化</p> <p>12.15 大蔵省、株式の信用取引に対する規制を強化</p> <p>12.20 産業投資特別会計の貸付の財源に充てるための外貨債の発行に関する法律公布施行</p>
昭和34年 (1959年)	<p>1.13 インドネシア賠償に伴う輸出関係所要資金に輸出前貸手形制度を適用</p> <p>1.16 日本銀行政策委員と市中銀行首脳部との定例懇談会において佐藤首相・山際総裁、景気行過ぎ防止のため金融機関の自主調整を</p>	<p>1. 5 大蔵省、外国為替銀行の為替持高規制を改正(さらに6日、指定通貨間の交換取引の規制を緩和)</p> <p>1.31 標準決済方法に関する規制の一部改正公布施行(西欧諸国通貨の交換性回復に伴い手</p>

政治・経済等	海外	首相	大蔵大臣	日総 本銀行 行裁
<p>8. 5 三井物産・第一物産、合併契約に調印 (34年2月15日、三井物産として新発足)</p> <p>8. 15 政府、繊維不況対策を決定(過剰織機 7万台買上げ等)</p> <p>8. 26 通商産業省、石炭不況緊急対策を決定</p> <p>8. 28 輸出貿易管理令の一部改正公布(9月1 日施行、輸出承認品目を大幅緩和)</p> <p>12. 25 公共用水域の水質の保全に関する法 律・工場排水等の規制に関する法律公布 (いずれも34年3月1日施行)</p> <p>12. 27 国民健康保険法公布(全面改正、34年 1月1日施行)</p>	<p>7. 3 英国、信用調節手段として特別預金制 度の導入を発表</p> <p>7. 29 ココム(対共産圏輸出統制委員会)参 加国、対共産圏貿易の大幅緩和に合意</p> <p>8. 15 英国、公定歩合引下げ、5→4.5%</p> <p>8. 26 米国大統領、IMF・世銀の増資および 国際開発機関(第2世銀)の設立構想を發 表</p> <p>9. 12 米国、公定歩合引上げ、1.75→2%</p> <p>10. 5 フランス、第5共和制発足</p> <p>10. 14 国連総会、開発途上国の経済開発促進 のため、国連特別基金の設立を決定</p> <p>11. 7 米国、公定歩合引上げ、2→2.5%</p> <p>11. 21 英国、公定歩合引下げ、4.5→4%</p> <p>12. 27 欧州主要12か国、通貨の交換性回復を 発表(29日実施)</p> <p>12. 27 欧州支払同盟、加盟諸国の通貨交換性 回復に伴い自動的に解体、29日欧州通貨 協定(EMA)発足</p> <p>12. 27 フランス、フランの切下げ(17.55%、 1ドル=420→493.706フラン、29日から実 施)およびデノミネーション(100フラン →1フラン、1960年1月1日実施)を発表</p> <p>12. 30 ポルトガル・フィンランド、通貨の交 換性回復</p>	<p>岸</p> <p>信</p> <p>介</p> <p>(第二次)</p>	<p>佐</p> <p>藤</p> <p>作</p>	<p>(第二十代)</p> <p>山</p> <p>際</p> <p>正</p> <p>道</p>
	<p>1. 1 オーストリア、通貨の交換性回復</p> <p>1. 1 欧州共同市場、第1回の自由化措置実 施(域内関税の10%引下げ等)</p> <p>1. 1 キューバでクーデター発生(2月16日、 カストロ首相就任)</p>			

年号	日 本 銀 行	金 融 一 般
昭和34年 (1959年)	<p>要望</p> <p>1.17 日本銀行補助貨幣回収準備資金出納取扱規則公布施行</p> <p>2. 4 米貨公債の事務の取扱に関する省令公布施行</p> <p>2.13 ヒルマ向け米国余剰綿花の委託加工貿易(第2次)に伴う綿花輸入関係所要資金に輸入決済手形制度を適用</p> <p>2.19 公定歩合引下げ(商業手形割引歩合1厘引下げ、1銭9厘)</p> <p>2.24 新米貨公債の発行に伴い、東京銀行信託会社(財務代理人)およびザ・ファースト・ナショナル・シティ・バンク・オブ・ニューヨーク(連署代理人)との間に財務代理契約を締結</p> <p>3. 3 戦時未整理債権債務臨時処理委員会を設置(49年10月1日廃止)</p> <p>3.27 東京系9銀行に対し窓口指導強化の方針を説明、貸出抑制を強く要望</p> <p>4. 1 山際総裁、デノミネーション論議について、趣旨は賛成だが十分な準備が必要である旨言明</p> <p>4. 1 生活困窮者に対する引揚者国庫債券の買上償還を実施</p> <p>4. 8 金融制度調査会、日本銀行制度改正に関する中間報告を発表</p> <p>4.15 山際総裁、景気過熱防止に弾力的な政策運営を図る旨言明するとともに、銀行の過当競争に対して警告</p> <p>4.17 国際通貨基金および国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部改正公布施行(日本銀行所有金地金・金貨のうち大蔵大臣の指定するものにつき評価換えを</p>	<p>統簡素化)</p> <p>2. 2 都市銀行等15行、支払準備の充実を図る趣旨から日本銀行預け金の増額につき申合せ(11日地方銀行、12日信託銀行も同様申合せ)</p> <p>2. 2 全国銀行協会連合会、国庫金市中預託制度の構想を発表</p> <p>2.17 政府、米貨公債3000万ドルの発行契約に調印(長・中期1500万ドルずつ、利率5.5%、4.5%、戦後初の外債発行)</p> <p>3. 2 全国銀行協会連合会、貸出金利に標準金利(プライム・レート)方式を採用、同時に貸出自主規制金利を引下げ(日銀再割適格商手2銭→1銭9厘)</p> <p>3. 2 大蔵省、「金融正常化推進のため当面の銀行経営上留意すべき事項」について通達(預貸率の改善・資産構成の是正等)</p> <p>3.24 経済閣僚懇談会、為替・貿易政策大綱を了承(円為替の導入等自由化方策)</p> <p>3.26 社債受託銀行・引受証券会社などの社債関係筋、一般事業債の発行条件の画一化是正措置を決定(3段階の格付けなど)</p> <p>3.31 租税特別措置法の一部改正公布(4月1日施行、1年以上の定期預金などの利子非課税を10%の源泉分離課税に、投信収益に対する源泉徴収税率6%を10%に上げるなど)</p> <p>4. 1 オーストリア・シリング、デンマーク・クローネ、イタリア・リラ、ノルウェー・クローネ、ポルトガル・エスクードを指定通貨に追加</p> <p>4. 1 大蔵省、輸入ユーザンスの適用品目を拡大し、指定通貨全部につき適用を認める</p> <p>4.13 金融機関資金審議会令公布施行(従来同名審議会を法制化)</p> <p>4.13 保険審議会令公布施行</p> <p>4.15 接收貴金属等の処理に関する法律公布(6月1日施行、連合軍から政府に引渡された接收貴金属等の返還処理等を実施)</p> <p>4.15 都市銀行12行、粉飾預金の自粛につき申合せ(総預金中の切手手形の比率を15%未満</p>

昭和 34 年
(1959 年)

政治・経済等	海 外	首相	大蔵大臣	日総本銀行裁
<p>3.17 首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律公布(4月1日施行)</p> <p>3.17 企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法の一部改正公布施行(配当及び再評価積立金取崩し制限強化)</p> <p>3.18 第1回アジア生産性国際会議、東京で開催</p> <p>3.28 プラント類輸出促進臨時措置法公布(6月1日施行)</p> <p>3.30 閣僚審議会、34年度上期外貨予算の決定に際し、自動承認制予算を大幅に拡大、輸入自由化率を33%とする</p> <p>3.30 特定港湾施設整備特別措置法公布(4月1日施行)</p> <p>4. 4 日本蚕繭事業団法公布(20日施行)</p> <p>4.14 首都高速道路公団法公布施行</p> <p>4.15 最低賃金法公布(一部を除き7月10日施行)</p> <p>4.16 国民年金法公布(11月1日施行)</p> <p>4.18 軽機械の輸出の振興に関する法律公布(7月1日施行)</p> <p>4.20 国税徴収法公布(35年1月1日施行)</p> <p>4.23 小売商業調整特別措置法公布(7月7日施行)</p>	<p>1. 2 ソ連、宇宙ロケット打上げ成功</p> <p>1. 8 フランス大統領にドゴール首相が就任</p> <p>1.10 西ドイツ、公定歩合引下げ、3→2.75%</p> <p>1.13 西ドイツ、居住者マルクの交換性回復</p> <p>2. 7 中ソ経済協力協定調印</p> <p>3. 6 米国、公定歩合引上げ、2.5→3%</p> <p>4. 8 米国と中南米20か国、米州開発銀行(IDB)協定に調印</p>	<p>岸 信 介 (第二次)</p>	<p>佐 藤 栄 作</p>	<p>(第二十代) 山 際 正 道</p>

年号	日 本 銀 行	金 融 一 般
昭和34年 (1959年)	<p>行い評価益を国庫に納付)</p> <p>4.23 井上副総裁、金融制度調査会で中央銀行制度改正に関する日本銀行の見解を表明</p> <p>5.30 日本銀行保管貴金属等取扱規則公布(6月1日施行)</p> <p>6.10 日本銀行券発行限度を8000億円に改定(従来は6500億円)</p> <p>6.10 被接収日本銀行関係貴金属(定型金塊および金条)の返還を大蔵大臣に対し請求(7月以降逐次受入れ、43年3月末完了)</p> <p>6.29 国庫制度検討のため、大蔵省と日本銀行による国庫運営研究会を設置(7月9日、第1回会合開催)</p> <p>7. 6 日本銀行所有金地金のうち大蔵大臣指定のものにつき評価換えを実施(8月20日、評価益250億円を国庫に納付)</p> <p>7.29 ワシントン輸出入銀行との間に第9次綿花借款契約調印(3000万ドル)</p> <p>8.24 金融制度調査会・中央銀行制度特別委員会起草小委員会、日本銀行制度要綱試案を発表</p> <p>9. 3 谷口副総裁、金融制度調査会特別委員会において日本銀行制度要綱試案に反対の旨を表明(10月30日、追加意見を陳述)</p> <p>9.11 準備預金制度発動(指定金融機関<銀行・長期信用銀行・外国為替銀行>を預金残高により①200億円超②200億円以下に区分し、準備率は定期性預金①0.5%②0.25%、その他預金①1.5%②0.75%を適用)</p> <p>10.21 総裁、本支店懇談会において予防的金融引締め政策の重要性を強調</p>	<p>とする)</p> <p>4.25 大蔵省、非居住者円預金勘定についての規制を緩和(一部海外送金を認める)</p> <p>5. 2 都市銀行12行、預金・貸出などの過度の競争自粛および銀行間の協調緊密化を申合せ</p> <p>5.11 東京銀行協会、準備交換制度を5月末期日分から実施することを決定</p> <p>6. 5 総合政策研究会、金融正常化への提言を発表</p> <p>6. 8 政府、輸入保証金制度を緩和(外貨割当物資については担保不要とし、自動承認制物資については担保率を引下げるなど)</p> <p>6.29 全国銀行協会連合会、コール取引の改善措置を決定(コール・マネーから金融機関借入金を分離、7月8日大蔵省から経理方式改定を通達、7月15日から実施)</p> <p>8.27 政府、IMF増資払込み2億5000万ドルのうち、6250万ドルを金により払込み実行(残額1億8750万ドルは9月22日、円および国債により払込み)</p> <p>9.12 大蔵省、米ドル直物相場を基準相場の上下0.5%の範囲内で自由化</p> <p>9.30 琉球開発金融公社設立(琉球復興金融基金廃止)</p> <p>11. 5 証券業者の登録・資本の額・純財産額および営業用純資本額等に関する政令の一部改正公布施行(証券会社の最低資本金引上げ)</p> <p>11.16 東京証券取引所、株券振替決済制度を実施</p> <p>11.17 証券取引審議会、社債市場育成策についての中間答申を大蔵大臣に提出</p>

年号	日本銀行	金融一般
昭和34年 (1959年)	<p>12. 1 全国地方銀行協会、日本銀行寄託券制度の存続につき要望書を提出</p> <p>12. 2 公定歩合引上げ(商業手形割引歩合1厘引上げ、2銭)</p> <p>12.23 ニューヨークの東京銀行信託会社との間に、政府の戦前発行米貨債の任意買入れ消却実施に関する契約を締結(政府の財務代理人として)</p>	<p>12. 1 日興・野村・山一証券、兼営の投資信託委託業務を分離するため投資信託委託会社を設立(大和証券は12日設立、4社とも35年4月1日開業)</p> <p>12. 9 全国銀行協会連合会、貸出自主規制金利を引上げ(日銀再割適格商手1銭9厘→2銭)</p> <p>12.25 大蔵省証券100億円を公募発行(11年ぶり)</p>
昭和35年 (1960年)	<p>1.25 都市銀行9行に対し、大蔵省と共同して特別調査を実施(資金需要の実態・銀行の融資態度など、2月6日まで)</p> <p>4. 1 商社の為替持高集中制実施に伴い輸出前貨手形制度および外国為替引当貸付制度を改正</p> <p>5.17 東京・大阪・名古屋証券取引所、日本銀行出資証券の上場廃止(25日限り)を決定</p> <p>6. 7 世銀に対し、日本銀行所有政府短期証券を売却(2億3400万円、同行の資金運用のため)</p>	<p>2. 1 日本証券金融㈱、社債担保金融制度を実施</p> <p>2. 8 大蔵省、貿易外為替管理を一部自由化(海外渡航経費等の制限緩和・海外雑送金の自由化など)</p> <p>2.20 東証ダウ平均株価、1000円の大台に乗せる</p> <p>2.22 大蔵省、輸入ユーザンス適用品目を拡大</p> <p>3. 1 明治生命、わか国初の年金保険を発売</p> <p>3.17 大蔵省、投資信託運用で4大証券に過当競争自粛を要望</p> <p>3.18 日本道路公団、名神高速道路建設のため世銀からの借款契約に調印(4000万ドル、第1次道路借款)</p> <p>4. 1 大蔵省、商社の為替持高集中制度を実施</p> <p>4. 1 東洋信託銀行、三和・神戸両行から信託業務を譲受け</p> <p>4.27 漁業協同組合整備促進法公布(6月15日施行)</p> <p>4.30 大蔵省、商工組合中央金庫・全国信用金庫連合会および相互銀行から内地指定預金の一部を引揚げ(7月30日をもって総額62億円の引揚げ完了)</p> <p>4.30 臨時地方特別交付金に関する法律公布施行</p> <p>5.27 首都高速道路債券令公布施行</p> <p>6.10 非居住者自由円勘定に関する政令公布(7月1日施行)</p> <p>6.11 医療金融公庫法公布施行</p>

政治・経済等	海外	首相	大蔵大臣	総本銀行裁
<p>12.4 政府、経済審議会に国民所得倍増を目標とする長期経済計画を諮問</p> <p>12.16 総合政策研究会、貿易為替自由化への提案を公表</p> <p>12.18 炭鉱離職者臨時措置法公布施行</p>				
<p>1.5 政府、貿易為替自由化促進閣僚会議の設置を決定(12月初会合、当面の自由化方針を決定)</p> <p>1.19 日米相互協力および安全保障条約(日米新安保条約)、ワシントンで調印(6月23日発効)</p> <p>3.2 日ソ貿易協定調印</p> <p>3.31 経済および技術協力のため必要な物品の外国政府等に対する譲与等に関する法律公布施行</p> <p>3.31 関税暫定措置法公布(4月1日施行)</p> <p>4.1 アジア経済研究所法公布施行</p> <p>4.4 韓国、対日貿易再開を申入れ</p> <p>4.28 四国地方開発促進法公布施行</p> <p>4.28 電信電話設備拡充暫定措置法公布施行</p> <p>4.30 中小企業業種別振興臨時措置法公布施行</p> <p>5.17 住宅地区改良法公布施行</p> <p>5.20 商工会の組織等に関する法律公布(6月10日施行)</p> <p>6.1 大蔵省、外資導入の規制を緩和(外国投資家による株式取得枠の拡大ほか)</p> <p>6.16 安保反対闘争激化し、政府、訪日予定</p>	<p>1.1 フランス、デノミネーションによる新フラン制実施</p> <p>1.21 英国、公定歩合引上げ、4→5%</p> <p>2.18 中南米7か国(アルゼンチン・ブラジル・チリ・メキシコ・パラグアイ・ペルー・ウルグアイ)、自由貿易連合協定に調印(1961年6月2日発足)</p> <p>2.23 韓国、ホワン切下げ(1ドル500→650ホワンへ)</p> <p>3.9 第1回低開発国援助会議、ワシントンで開催(日本、メンバーとして参加)</p> <p>4.18 韓国、ソウルで反政府デモ(4月革命の発端、27日李大統領辞任)</p> <p>4.28 イングランド銀行、はじめて特別預金制度の発動を決定(6月15日実施)</p> <p>5.30 英連邦中央銀行総裁会議開催</p> <p>6.3 西ドイツ、公定歩合引上げ、4→5%</p> <p>6.10 米国、公定歩合引下げ、4→3.5%</p>	<p>岸</p> <p>信</p> <p>介</p> <p>(第二次)</p>	<p>佐</p> <p>藤</p> <p>作</p>	<p>(第二十代)</p> <p>山</p> <p>際</p> <p>正</p> <p>道</p>

年号	日 本 銀 行	金 融 一 般
昭和35年 (1960年)	<p>7. 1 輸出前貸手形制度および輸入決済手形制度を改正(それぞれ輸出貿易手形制度および輸入貿易手形制度と改称し、非居住者自由円勘定を通じて決済される本邦通貨表示輸出にかかる前貸資金・輸入手形等決済資金に適用、また同勘定を通じて決済される本邦通貨表示期限付輸出手形・同輸入手形についても優遇措置を実施)</p> <p>7. 2 日本銀行券発行限度を9500億円に改定(7月1日から実施、従来は8000億円)</p> <p>7. 6 ワシントン輸出入銀行との間に第10次綿花借款契約調印(4000万ドル)</p> <p>8.12 政保債の売戻条件付買入れを実施(501億円)</p> <p>8.24 公定歩合引下げ(商業手形割引歩合1厘引下げ、1銭9厘)</p> <p>9.15 特別審議室を事務合理化審議室と改称</p> <p>9.15 臨時機構審議委員会設置(36年11月廃止)</p> <p>9.20 金融制度調査会、日本銀行制度改正に関し答申</p> <p>11.14 戦時中に買入れた売戻条件付金製品の売戻しを開始</p> <p>12.20 信用金庫と取引開始(城南信用金庫)</p> <p>12.20 ベトナム賠償に伴う輸出関係所要資金に輸出貿易手形制度を適用</p> <p>12.27 国際開発協会名義預り金勘定および債券</p>	<p>6.22 証券取引審議会、増資の促進対策につき大蔵大臣に報告</p> <p>6.29 政府、外貨資金特別割当制度の廃止を決定(35年度上期限り)</p> <p>7. 1 非居住者自由円勘定開設(円為替の採用)</p> <p>7. 1 本邦通貨を指定通貨に追加</p> <p>7. 1 医療金融公庫設立</p> <p>8. 1 大蔵省、為替金融規制を緩和(輸入ユーザンス適用品目の制限撤廃、商社保有外貨の限度額増額・使途制限撤廃等)</p> <p>8.29 全国銀行協会連合会、貸出自主規制金利を引下げ(日銀再割適格商手2銭→1銭9厘)</p> <p>8.31 大蔵省、外国為替銀行に対する諸取引規制を緩和(現地貸付・外国銀行からの無担保借入れの限度規制廃止)</p> <p>9. 1 大蔵省、外国為替銀行の為替(直物)持高規制を廃止(3日、直先総合持高規制についても緩和)</p> <p>9.10 大蔵省、本邦通貨の携帯輸出入規制を緩和(持出し2万円、持込み無制限)</p> <p>9.30 東京証券取引所出来高、2億株を突破、大阪市場も1億株といずれも最高を記録</p> <p>10.10 東京・大阪等の手形交換所、不渡届取扱い方法を改正</p> <p>11.12 大蔵省、輸入ユーザンス期間を延長</p> <p>12. 2 富士銀行・日本交通公社等、日本ダイナース・クラブを設立(わが国初のクレジット・カード会社)</p> <p>12.20 川崎製鉄・住友金属工業、ニューヨーク</p>

昭和 35 年
(1960 年)

政治・経済等	海 外	首相	大蔵大臣	日総 本銀行 行裁
<p>のアイゼンハワー米国大統領の訪日延期を要請</p> <p>6.23 新安保条約批准書交換、発効</p> <p>6.24 貿易為替自由化促進閣僚会議、貿易為替自由化計画大綱を決定(28日閣議了承)</p> <p>6.25 道路交通法公布(12月20日施行)</p> <p>6.30 自治庁設置法の一部改正公布(7月1日施行、自治省となる)</p> <p>7.15 岸内閣総辞職</p> <p>7.19 第1次池田勇人内閣成立</p> <p>7.25 東海道幹線自動車国道建設法公布施行(東名高速道路)</p> <p>9. 5 政府、10月1日以降銑鉄等257品目の輸入を自由化する旨発表(自由化率44%)</p> <p>9.30 政府、経済企画庁内に消費者物価対策連絡協議会を設置することを閣議決定</p> <p>10.24 衆議院解散</p> <p>11.20 第29回衆議院議員総選挙</p> <p>12. 8 第2次池田内閣成立</p> <p>12. 9 日比友好通商航海条約調印</p> <p>12.27 政府、経済審議会の11月1日の答申に基づき、国民所得倍増計画を閣議決定、こ</p>	<p>6.23 英国、公定歩合引上げ、5→6%</p> <p>6.29 米国議会、沖縄援助費600万ドル承認</p> <p>6.30 欧州自由貿易連合、域内関税の20%引下げを実施</p> <p>8. 7 キューバ、米国資産の国有化を発表</p> <p>8.12 米国、公定歩合引下げ、3.5→3%</p> <p>9.14 イラク・イラン・サウジアラビア等、石油輸出国機構(OPEC)を結成</p> <p>9.24 国際開発協会(IDA)協定発効(11月9日開業)</p> <p>10. 6 フランス国家信用理事会、特別準備制度の創設を決定(1961年1月31日から実施)</p> <p>10.19 米国、キューバ向け輸出を全面禁止</p> <p>10.20 ロンドン市場金価格暴騰</p> <p>10.27 英国、公定歩合引下げ、6→5.5%</p> <p>11.11 西ドイツ、公定歩合引下げ、5→4%</p> <p>11.16 米国大統領、7項目の国際収支改善策を発表</p> <p>12. 8 英国、公定歩合引下げ、5.5→5%</p> <p>12. 8 IMF、米国に金を売却(3億ドル)</p> <p>12.14 欧州経済協力機構(OEEC)加盟18か国および米国・カナダ、経済協力開発機</p>	<p>岸 信 介 (第 二 次)</p> <p>7.19</p> <p>池 田 勇 人 (第 一 次)</p> <p>12.8 池田勇人(第 一 次)</p>	<p>佐藤栄作</p> <p>7.19</p> <p>水 田 三 喜 男</p>	<p>(第二十代)</p> <p>山 際 正 道</p>

年号	日 本 銀 行	金 融 一 般
昭和35年 (1960年)	保管勘定を開設	<p>で米ドル建社債発行契約(私募)に調印(戦後初の民間外債の発行)</p> <p>12.22 国際開発協会(第2世銀)への加盟に伴う措置に関する法律公布施行(27日加盟)</p> <p>12.26 日本開発銀行法の一部改正公布施行(外貨債券の発行を認める)</p> <p>12.27 海外経済協力基金法公布(一部36年1月16日、その他3月16日施行)</p>
昭和36年 (1961年)	<p>1.26 公定歩合引下げ(商業手形割引歩合1厘引下げ、1銭8厘)</p> <p>2.24 市中銀行に対し含み貸出を解消するよう通告</p> <p>4.1 臨時金利調整法に基づく市中金利の最高限度を引下げ(1年定期預金6%→5.5%)</p> <p>4.3 第4回セアンザ中央銀行総裁会議を東京で開催</p>	<p>1.11 大蔵省、日興証券投資信託委託会社に公社債投資信託の募集を認可(12日、山一・野村・大和の各投信委託会社にも認可)</p> <p>1.28 総合政策研究会、「金融および資本市場対策への提言」を発表</p> <p>1.30 全国銀行協会連合会、貸出自主規制金利を引下げ(日銀再割適格商手1銭9厘→1銭8厘)</p> <p>2.7 東京証券取引所・日本証券金融㈱、株式の信用取引規制を強化(20日に追加措置実施)</p> <p>3.1 名古屋市にコール市場および外国為替市場開設</p> <p>3.3 衆議院大蔵委員会、金融および証券に関する小委員会設置</p> <p>3.16 海外経済協力基金設立</p> <p>3.27 第一銀行、パーソナル・チェックの取扱開始を発表</p> <p>3.31 郵便貯金法の一部改正公布(4月1日施行、貯金金利引下げ<通常貯金3.96%→3.6%>、定期郵便貯金を新設<10月1日から実施、利率5%>)</p> <p>3.31 農業協同組合併助成法公布(4月1日施行)</p> <p>4.3 全国銀行協会連合会、歩積・両建預金自粛のための金利上の措置を各地方協会・会員各行に通達</p> <p>4.7 日本興業銀行、ワシントン輸出入銀行との間に機械借款契約締結(2500万ドル)</p> <p>4.13 大蔵省、公社債投資信託の運用基準を緩和(4月設定分から実施)</p>

政治・経済等	海 外	首 相	大 蔵 大 臣	日 本 銀 行 裁
<p>れを新長期経済計画に採用することとする</p>	<p>構(OECD)条約に調印(1961年9月30日発足)</p>			
<p>3.31 関税率法の一部改正・関税暫定措置法の一部改正公布(6月1日施行、緊急関税・関税割当制度を追加)</p> <p>3.31 所得税法の一部改正(配偶者控除の創設ほか)・法人税法の一部改正公布(いずれも4月1日施行)</p> <p>4. 1 政府、輸入自由化品目を拡大(自由化率62%)</p> <p>4.10 政府、共産圏諸国との求償貿易制度(強制バーター方式)を廃止し、片道現金決済方式に切替え</p> <p>4.12 国民年金特別会計法公布施行</p> <p>4.27 経済企画庁、物価白書を発表</p>	<p>1. 1 ソ連、ルーブルのデノミネーション(10分の1)および為替レートの変更を実施</p> <p>1. 1 韓国、ホワン切下げ(1ドル650→1000ホワンへ)</p> <p>1. 3 米国、キューバと国交断絶</p> <p>1.14 米国大統領、米国人および米国企業の海外における金保有禁止を発表(16日実施)</p> <p>1.20 ケネディ、米国大統領に就任</p> <p>1.20 西ドイツ、公定歩合引下げ、4→3.5%</p> <p>2. 2 韓国、ホワン切下げ(1ドル1000→1300ホワンへ)</p> <p>2.15 IMF理事会、英・西独・仏など10か国の8条国移行を承認</p> <p>2.20 米国連邦準備制度公開市場委員会、公開市場操作の対象に長期債を含める旨発表(ビルズ・オンリー政策の変更)</p> <p>3. 6 西ドイツ、マルクの5%切上げ実施(1ドル=4.2→4マルク)</p> <p>3. 7 オランダ、ギルダーの4.97%切上げ実施(1ドル=3.8→3.62ギルダー)</p> <p>3.13 BIS月例総裁会議において、国際金融安定のための協定成立(バーゼル協定)</p> <p>4.12 ソ連、人間衛星船「ホストーク1号」を打上げ</p>	<p>池 田 勇 人</p> <p>(第二次)</p>	<p>水 田 三 喜 男</p>	<p>(第二十代)</p> <p>山 際 正 道</p>

年号	日 本 銀 行	金 融 一 般
昭和36年 (1961年)	<p>6. 1 都市銀行に対する特別調査を実施(14日まで)</p> <p>6. 5 ネパール中央銀行名義預り金勘定を開設</p> <p>6. 7 日本銀行券発行限度を1兆1500億円に改定(従来は9500億円)</p> <p>7. 7 インド準備銀行名義預り金勘定を開設</p> <p>7.21 本邦外国為替銀行12行に対し、ユーロ・グラ等短期外資取入れ金利につき指導</p> <p>7.22 公定歩合引上げ(商業手形割引歩合1厘引上げ、1銭9厘)</p> <p>7.26 オーストラリア準備銀行名義預り金勘定を開設</p> <p>9. 1 外国為替引当貸付制度を廃止し、外国為替資金貸付制度を実施(従来の輸出手形1本ごとのひも付き融資を改め、為替銀行の保有資産を引当とする為替持金融方式に変更)</p> <p>9.29 公定歩合引上げ(商業手形割引歩合1厘引上げ、2銭)</p> <p>9.29 高率適用制度を強化(最低歩合適用限度を超える貸付に対して適用する高率を第1次・第2次の2本建てとし、高率適用利子歩合を引上げ)</p>	<p>4.19 全国相互銀行協会、相互掛金利率の両建方式を2年以内に残償式に改める旨申合せ</p> <p>5. 1 政府、非居住者円預金勘定に対し振替性および部分的交換性を付与</p> <p>5. 2 日本電信電話公社、米国証券引受業者との間に外債発行契約調印(2000万ドル、政府保証付外債)</p> <p>5. 3 日本国有鉄道、新幹線建設資金に充当のため世銀からの借款契約に調印(8000万ドル)</p> <p>5.27 日本開発銀行に関する外航船舶建造融資利子補給臨時措置法公布施行</p> <p>5.30 証券投資信託協会、投資信託制度合理化案を決定</p> <p>6. 6 日本ADR(米国預託証券)第1号(ソニー株式)、ニューヨークで売出し</p> <p>6. 7 証券取引審議会、「集团的店頭取引の組織化について」(第2市場設置に関する意見書)を大蔵大臣に提出</p> <p>6.14 全国地方銀行協会、中小企業等に対する中長期貸出方式(ターム・ローン)の採用を決定</p> <p>6.16 経済閣僚懇談会、輸出振興対策として輸出金融の拡充・輸出保険制度の充実等を決定</p> <p>6.28 東京銀行、ワシントン輸出入銀行との間に第11次綿花借款契約締結(6000万ドル、借款の受入れを日本銀行から市中銀行に移す)</p> <p>7. 5 大蔵省・日本銀行・市中銀行、設備投資1割削減の融資方針を申合せ</p> <p>7.14 IMF、インドの通貨引出に際し、はじめてその一部に本邦出資円の使用を決定</p> <p>7.26 全国銀行協会連合会、貸出自主規制金利を引上げ(日銀再割適格商手1銭8厘→1銭9厘)</p> <p>7.31 大蔵省、相互銀行の掛金業務基準の改正を通達(旬掛・週掛の新設ほか)</p> <p>8.31 標準決済方法に関する規則改正公布(9月1日施行、輸入ユーザンス期間延長)</p> <p>9.13 大蔵省、外国為替銀行に対し現地貸付の自粛を要望</p> <p>9.18 政府、輸入保証金制度を強化(日本銀行への再預託制再開)</p>

昭和 36 年
(1961 年)

政治・経済等	海 外	首相	大蔵大臣	日総本銀行裁
<p>5. 6 新技術開発事業団法公布施行</p> <p>5. 23 外資審議会・技術導入に関する諸基準の緩和・手続の簡素化等を決定</p> <p>5. 27 企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法の一部改正公布施行(再評価積立金の資本組入れを促進)</p> <p>6. 1 公共施設の整備に関連する市街地の改造に関する法律公布施行</p> <p>6. 6 雇用促進事業団法公布施行</p> <p>6. 8 選挙制度審議会設置法公布</p> <p>6. 12 農業基本法公布施行</p> <p>6. 13 漁業生産調整組合法・魚価安定基金法公布(前者23日、後者8月5日施行)</p> <p>6. 19 機械類賦払信用保険臨時措置法公布(7月1日施行)</p> <p>6. 22 対外経済協力審議会令公布施行</p> <p>7. 1 割賦販売法公布(一部即日、大部分12月1日施行)</p> <p>7. 1 政府、輸入自由化品目拡大(大豆・ラード等自動承認制に、自由化率65%)</p> <p>7. 18 政府、貿易為替自由化の半年繰上げを閣議決定(37年9月末目標自由化率90%)</p>	<p>5. 5 西ドイツ、公定歩合引下げ、3.5→3%</p> <p>5. 5 米国、人間ロケット打上げ、回収に成功</p> <p>5. 16 韓国、軍事クーデター発生</p> <p>7. 25 英国、ポンド危機に対処するため、経済緊急措置を発表(IMFからの借入等)</p> <p>7. 26 英国、公定歩合引上げ、5→7%</p> <p>7. 27 セイロン、中央銀行を国有化</p> <p>9. 1 西ドイツ、対外経済法施行</p> <p>9. 30 経済協力開発機構(OECD)発足(欧州経済協力機構<OECE>は発展的解消)</p>	<p>池田勇人</p> <p>(第二次)</p>	<p>水田三喜男</p>	<p>(第二十代)</p> <p>山 際 正 道</p>

年号	日 本 銀 行	金 融 一 般
昭和36年 (1961年)	<p>10. 1 準備預金制度の準備率を引上げ(預金残高区分も改定)</p> <p>10. 4 都市銀行に対する特別調査を実施(6日まで)</p> <p>11.15 事務合理化審議室を事務合理化部と改称</p> <p>11.24 米銀行3行(チェース・マンハッタン、ファースト・ナショナル・シティ、バンク・オブ・アメリカ)との間に米ドル資金借入れ契約調印(2億ドル、外貨準備補強策)</p> <p>12. 1 都市銀行6行に対し、輸出金融に関する実態調査を実施</p> <p>12.11 外国為替資金貸付制度の適用範囲を拡大</p>	<p>10. 2 東京・大阪・名古屋証券取引所で株式市場第2部発足</p> <p>10. 3 日本開発銀行、第1回外債発行契約に調印(2000万ドル)</p> <p>10. 4 全国銀行協会連合会、貸出自主規制金利を引上げ(日銀再割適格商手1銭9厘→2銭)</p> <p>10. 6 大蔵省、国際収支改善対策に即応した金融機関の業務運営について通達</p> <p>10.11 大蔵省、信用取引規制を緩和(委託証換金率引下げ等)</p> <p>10.20 大蔵省、海外渡航の制限を強化(国際収支対策)</p> <p>10.31 オリンピック協賛割増金付貯蓄取扱準則公布</p> <p>10.31 大蔵省、中小企業金融対策として運用部・簡保資金等による市中金融機関保有債券の売戻条件付買入れを実施(130億円、37年2月央まで計500億円)</p> <p>11. 6 大蔵省、建築投資の抑制措置につき通達</p> <p>11.10 農業近代化資金助成法・農業近代化助成資金の設置に関する法律・農業信用基金協会法各公布施行</p> <p>11.13 増資等調整懇談会、増資繰延べを申合せ</p> <p>11.17 金融制度調査会、外国為替専門銀行(東京銀行)の資金調達方式に関し答申(債券発行を認めることとする)</p> <p>12.25 政府、輸入保証金制度を一部緩和(工業用原材料の輸入担保率引下げなど)</p>
昭和37年 (1962年)	<p>1.31 米国市中銀行7行との間に、ワシントン輸出入銀行保証による米農産物等輸入借款契約調印(借入限度1億2500万ドル、38年7月2日完済)</p> <p>2. 2 政保債の売戻条件付買入れを実施(700億円)</p>	<p>1.16 大蔵省、対外支払通貨の制限を撤廃</p> <p>1.19 IMF理事会、わが国の借入申請(3億500万ドル)を承認</p> <p>1.19 東京銀行、スイス市中銀行3行との間に機械借款契約締結(3000万スイス・フラン)</p> <p>1.31 特別円問題の解決に関する日タイ新協定、バンコクで調印(96億円、8年間払い)</p> <p>2. 8 大阪府・市、西ドイツで1億マルクの外債発行契約に調印(外債発行市場、戦後はじめてヨーロッパに拡大)</p>

政治・経済等	海 外	首相	大蔵大臣	日総本銀行裁
<p>10.13 政府、国際収支改善策として公共事業・財政投融资等の繰延べ、民間建築投資の抑制措置等を決定</p> <p>11.1 年金福祉事業団法公布施行</p> <p>11.1 畜産物の価格安定等に関する法律公布施行</p> <p>11.2 第1回日米貿易経済合同委員会、箱根で開催(4日まで)</p> <p>11.7 宅地造成等規制法公布(37年2月1日施行)</p> <p>11.9 臨時行政調査会設置法公布施行</p> <p>11.13 低開発地域工業開発促進法公布施行</p> <p>11.13 水資源開発促進法・水資源開発公団法公布(前者即日、後者37年2月16日施行)</p> <p>11.13 産炭地域振興臨時措置法公布施行</p> <p>11.15 災害対策基本法公布(37年7月10日施行)</p> <p>12.21 政府、輸入自由化品目拡大(自由化率70%)</p> <p>12.26 政府、初の農業白書を発表</p>	<p>10.5 英国、公定歩合引下げ、7→6.5%</p> <p>11.2 英国、公定歩合引下げ、6.5→6%</p> <p>12.13 10か国蔵相会議、IMF強化案で合意</p>	<p>池田勇人 (第二次)</p>	<p>水田三喜男</p>	<p>(第二十代) 山 際 正 道</p>
<p>1.9 日本国に対する戦後の経済援助の処理に関する日米協定(ガリオア・エロア返済協定)調印(9月11日発効、15年間に4億9000万ドル返済)</p> <p>2.2 日米関税引下げ協定調印</p> <p>2.15 臨時行政調査会発足</p> <p>2.15 公正取引委員会と中小企業庁、下請代金支払遅延防止につき各界に要請</p>	<p>1.5 IMF理事会、基金の資金強化策として一般借入れ取決めを決定(8日、日本を含む主要工業国<10か国>による総額60億ドルのスタンドバイ・クレジット供与協定を発表、10月24日発効)</p>			

年号	日 本 銀 行	金 融 一 般
昭和37年 (1962年)	<p>3. 2 政保債の売戻条件付買入れを実施(700億円、前回分と併せ4月7日以降5月10日までに売戻し完了)</p> <p>3. 7 第2次インド円借款に基づく融資円により決済される輸出関係所要資金に輸出貿易手形制度を適用</p> <p>3.13 ニュージーランド準備銀行名義預り金勘定を開設</p> <p>4. 2 第4回SEANZA中央銀行職員業務研修を開催(6月9日まで)</p> <p>4.18 都市銀行10行に対し、大蔵省と共同して37年度設備投資に関する特別調査を実施</p> <p>5.10 発券局と出納局を統合し発券局とする、外国為替局と為替管理局を統合し外国為替局とする</p> <p>5.10 パキスタン円借款に基づく融資円により決済される輸出関係所要資金に輸出貿易手形制度を適用</p> <p>5.31 山際総裁、記者会見で買いオペを経済拡大に伴う必要通貨の供給方法として貸出なみに機動的に実施できるようにしたい旨発言</p> <p>6. 1 外国為替資金貸付制度改正(引当対象手形につき、期間5か月超1年以内の外貨表示期限付輸出手形にも適用)</p> <p>6.16 コール市場正常化を図るため、日本銀行主催第1回コール懇談会を開催(銀行・短資会社・保険会社・証券業者等が参加)</p> <p>6.29 BISに米ドル預金勘定を開設</p> <p>7. 4 日本銀行券発行限度を1兆2500億円に改</p>	<p>3. 8 郵便貯金法の一部改正公布(4月1日施行、預入限度引上げ30万円→50万円)</p> <p>3.22 住宅金融公庫法の一部改正公布(4月1日施行、業務拡大)</p> <p>3.24 農林漁業金融公庫法の一部改正公布(4月1日施行、業務拡大)</p> <p>3.27 商工組合中央金庫法等の一部改正公布(余資運用制限の緩和など)</p> <p>3.31 国民貯蓄組合法の一部改正公布(4月1日施行、非課税限度引上げなど)</p> <p>3.31 企業年金信託制度実施に伴う関係諸法令(法人税法・所得税法・信託業法等の一部改正)公布(いずれも4月1日施行)</p> <p>4. 1 東京・大阪証券取引所、債券市場における一般公社債の売買取引を停止</p> <p>4. 2 大蔵省、信用金庫の事業地域の制限を緩和</p> <p>4.19 国民貯蓄組合法施行規則の一部改正公布施行(公社債投資信託を国民貯蓄組合の免税対象に組入れ)</p> <p>4.25 大蔵省、商社等の現地借入れ自粛を要請</p> <p>4.27 外国為替銀行法の一部改正公布施行(債券発行を認める)</p> <p>5.24 大蔵省、本邦外国為替銀行に対し、現地借入の保証につき一定の指導ラインを設定し自粛を要請</p> <p>6.11 大蔵省、甲種外国為替銀行を対象に外貨準備金制度を実施(特定の外貨債務に対し一定の準備率を乗じた額を最低準備金として流動性外貨資産で保有させる、準備率20%)</p> <p>6.13 都市銀行・長期信用銀行13行、4大証券に対する公社債担保金融の実施を決定</p> <p>6.19 東京銀行債の発行条件決定</p> <p>6.21 大蔵省、金融機関に対し預貯金等の特利等の自粛について、証券業者に対し業務運営の適正化についてそれぞれ通達</p> <p>6.23 大蔵省、中小企業金融対策として資金運用部資金による市中金融機関保有金融債の売戻条件付買入れを決定(28日80億円、7月25日70億円実施)</p> <p>7. 6 日本輸出入銀行、融資対象に中期延払い</p>

年号	日本銀行	金融一般
昭和37年 (1962年)	<p>定(従来は1兆1500億円)</p> <p>8. 2 政保債の売戻条件付買入れを実施(300億円、13日にも200億円、11月7日売戻し)</p> <p>10. 1 ワシントン輸出入銀行から供与を受けた綿花借款関係運用事務終了</p> <p>10. 1 世銀債500万ドルを引受け</p> <p>10.10 「日本銀行八十年史」を刊行</p> <p>10.10 国際開発協会の融資円により決済される輸出関係所要資金に輸出貿易手形制度を適用</p> <p>10.27 公定歩合引下げ(商業手形割引歩合1厘引下げ、1銭9厘)</p> <p>11. 1 準備預金制度の準備率を引下げ</p> <p>11. 1 いわゆる新金融調節方式を実施、①貸出限度額適用制度実施(貸出限度額の80%までは最低歩合、それを超える貸出については基準歩合の3厘高、限度額オーバーに対しては1銭高の高率を適用、これに伴い従来の高率適用制度を廃止)②債券の売戻条件付買入れ制度実施</p> <p>11. 1 計理局を経理局と改称</p> <p>11.27 公定歩合引下げ(商業手形割引歩合1厘引下げ、1銭8厘)</p>	<p>輸出金融品目を追加</p> <p>7.13 政府、国連債500万ドルの引受けを決定</p> <p>7.19 東京銀行、ワシントン輸出入銀行との間に第12次綿花借款契約締結(6000万ドル)</p> <p>8.21 阪神高速道路債券令公布施行</p> <p>9. 3 大蔵省、相互銀行および信用金庫の信用供与制限につき通達(大口融資規制)</p> <p>9.12 日立製作所、ニューヨークで転換社債を発行(総額1650万ドル、初の外貨建転換社債)</p> <p>9.25 大蔵省、特利預金の実態調査結果を発表</p> <p>10. 9 大蔵省、4大証券に対し営業態度・経営内容につき警告</p> <p>10.31 全国銀行協会連合会、貸出自主規制金利を引下げ(日銀再割適格商手2銭→1銭9厘)</p> <p>10.31 全国銀行協会連合会・信託協会・生命保険協会・日本損害保険協会、今後協調して株価安定対策に当たることを申合せ</p> <p>11. 1 短資協会設立</p> <p>11.15 短資協会理事会、コール標準レート廃止を決定</p> <p>11.30 全国銀行協会連合会、貸出自主規制金利を引下げ(日銀再割適格商手1銭9厘→1銭8厘)</p> <p>12. 1 東海銀行・第一信託銀行、信託業務を分離し本年8月開業の中央信託銀行に譲渡、第一信託銀行は朝日銀行と改称(これにより信託兼営の都市銀行は大和銀行のみとなる)</p> <p>12. 5 大蔵省、中小企業金融対策として資金運用部・簡保資金等による市中金融機関保有金融債の売戻条件付買入れを実施(150億円)</p> <p>12.13 政府、輸入保証金制度を緩和(日本銀行への再預託制廃止)</p> <p>12.18 東京証券業協会、店頭取引規制を決定(店頭株登録制度は38年1月4日から、売買値段の発表は2月1日から)</p>
昭和38年 (1963年)	<p>1. 8 売戻条件付買入れ対象債券の範囲を拡大(従来の政保債のほかに長期国債・利付金融債・電力債および適格地方債を追加)</p>	<p>1. 9 大蔵省、外国為替銀行に対する現地貸および現地借入れ保証の制限を撤廃</p> <p>1.11 大蔵省、外貨準備金制度の運用を強化</p>

昭和37年～昭和38年
(1962年～1963年)

政治・経済等	海外	首相	大蔵大臣	日総本銀行裁
<p>9.21 政府、景気調整策の緩和を閣議決定</p> <p>10. 1 政府、原油など230品目の輸入を自由化(自由化率88%)</p> <p>10. 5 政府、全国総合開発計画を閣議決定</p> <p>11. 9 日中総合貿易に関する覚書に調印</p> <p>11.14 日英通商航海条約調印</p> <p>12.27 日中民間貿易促進のための議定書に調印</p> <p>12.28 公正取引委員会、八幡製鉄ほか20社申請の中型形鋼の不況カルテルを認可(38年3月末まで)</p>	<p>保有を1963年1月1日以降禁止する旨の大統領令を布告</p> <p>10.11 米国、通商拡大法成立</p> <p>10.22 ケネディ米国大統領、キューバの海上封鎖を宣言</p>	<p>池田勇人</p> <p>(第二次)</p>	<p>7.18</p> <p>田中角栄</p>	<p>(第二十代)</p> <p>山際正道</p>
<p>1.17 日本経営者団体連盟、「日本経済と賃金問題」を発表し、コスト・インフレのおそれを強調</p>	<p>1. 1 フランス・フランの新旧区別を廃止</p> <p>1. 3 英国、公定歩合引下げ、4.5→4%</p>			

年号	日 本 銀 行	金 融 一 般
昭和38年 (1963年)	<p>2.11 渉外部廃止、外国為替局を外国局と改称</p> <p>2.11 門司事務所を北九州支店に昇格</p> <p>3. 1 大蔵省と共同して金融機関の歩積・両建預金特別調査を実施</p> <p>3.20 公定歩合引下げ(商業手形割引歩合1厘引下げ、1銭7厘)、同時に貸出限度額以内の貸出のうち最低歩合適用限度額を超える貸出に適用する高率を1厘高(従来3厘高)に改める</p> <p>4. 1 預金残高が200億円を超える相互銀行・信用金庫に対し新たに準備預金制度の準備率を設定(定期性預金0.25%、その他の預金0.75%)</p> <p>4.20 公定歩合引下げ(商業手形割引歩合1厘引下げ、1銭6厘)</p> <p>4.22 外国為替相場変動幅の拡大に伴い、大蔵省と連絡をとりながら為替平衡操作を実施することとする</p>	<p>(準備率20%を、対象債務残高が37年12月中平均残高を上回った分について35%とする)</p> <p>1.14 全国銀行協会連合会、当座小切手の横書様式の採用・規格統一を決定(4月1日実施)</p> <p>1.25 保険審議会、損害保険の体質改善につき答申</p> <p>1.31 本邦外国為替銀行12行、ベルギー銀行団との間に機械借入金契約締結(2億5000万ベルギー・フラン)</p> <p>2.12 日本興業銀行、スイス市中銀行との間に資本財等借入金契約締結(1000万スイス・フラン)</p> <p>2.22 大蔵省、政府資金による市中金融機関保有金融債の売戻条件付買入れを実施(150億円)</p> <p>3. 4 大蔵省、当面の金融問題を話し合うため第1回金融懇談会を開催(首相・蔵相・日銀総裁・金融証券界代表が参集)</p> <p>3.25 全国銀行協会連合会、貸出自主規制金利を引下げ(日銀再割適格商手1銭8厘→1銭7厘)</p> <p>3.29 全国銀行協会連合会、歩積・両建預金の自粛措置を決定(4月6日全国相互銀行協会、同30日全国信用金庫協会も同様申合せ)</p> <p>3.30 林業信用基金法公布(6月27日施行)</p> <p>3.31 外貨公債の発行に関する法律公布(4月1日施行)</p> <p>3.31 所得税法の一部改正公布(4月1日施行、国民貯蓄組合法を廃止し、新たに少額預金等の利子非課税制度を実施するなど、1人1種1店舗に限り50万円まで非課税)</p> <p>3.31 中小企業振興資金助成法の一部改正(中小企業近代化資金助成法と改称など)・中小企業高度化資金融通特別会計法各公布(いずれも4月1日施行)</p> <p>3.31 住宅金融公庫法および日本住宅公団法の一部改正公布施行(宅地債券制度の採用など)</p> <p>4. 8 大蔵省、銀行の不動産取得・記念配当等の規制を緩和(銀行行政の自由化)</p> <p>4. 8 大蔵省、都道府県知事に対し信用組合の新設規制など指導監督強化を要請</p> <p>4.11 公正取引委員会、歩積・両建預金に関し各金融団体に警告</p> <p>4.19 全国銀行協会連合会、オーバー・ローンは是正問題に関し金融制度調査会に意見書を提出(20日、経済団体連合会も意見書を提出)</p> <p>4.22 大蔵省、外国為替相場の変動幅を上下</p>

年号	日 本 銀 行	金 融 一 般
昭和38年 (1963年)	<p>5. 7 都市銀行に対する窓口指導(貸出査定)を停止</p> <p>7. 1 貸出限度額以内の貸出のうち最低歩合適用限度額を超える貸出に適用していた高率(1厘高)を廃止(貸出限度額を超える貸出に対する高率<1銭高>は存続)</p> <p>7. 20 日本銀行券発行限度を1兆6000億円に改定(従来は1兆2500億円)</p> <p>7. 22 金融機関資金通準則廃止に伴い、従来臨時金利調整法上適用対象外であった上記準則上優先順位丙の貸出についても臨時金利調整法に基づく金利の最高限度の適用対象とする</p> <p>9. 2 寄託券制度を改正(新たに災害寄託制度を設ける)</p>	<p>0.5%から0.75%に拡大、また外国為替銀行の対顧客直物売買相場を自由化</p> <p>4. 25 宅地債券令公布施行(7月1日、第1回募集開始)</p> <p>4. 25 全国銀行協会連合会、貸出自主規制金利を引下げ(日銀再割適格商手1銭7厘→1銭6厘)</p> <p>5. 8 政府、第2回産業投資米貨公債を発行(2750万ドル)</p> <p>5. 9 金融制度調査会、オーバー・ローンの是正に関し答申</p> <p>6. 10 中小企業投資育成株式会社法公布施行(東京・大阪・名古屋に設立)</p> <p>6. 10 貯蓄増強中央委員会、貯蓄白書(安定成長のために・貯蓄の理論と実態)を発表</p> <p>7. 10 明治32年発行の英貨公債を償還する等のため発行する外貨公債に関する特別措置法公布施行</p> <p>7. 12 郵便貯金法の一部改正公布(8月10日施行、郵便貯金の利率を政令で定めうることに改定)</p> <p>7. 19 東京証券取引所株価、ケネディ教書により暴落(ダウ平均64円41銭安と開所来の下げ幅)</p> <p>7. 22 金融緊急措置令を廃止する法律公布施行</p> <p>7. 22 大蔵省、金融機関資金通準則の廃止を告示</p> <p>7. 27 日本証券金融(株)、株価対策として緊急融資を実施</p> <p>7. 29 日本証券金融(株)、公社債市場の育成・正常化を図るため公社債引受金融を実施</p> <p>7. 30 東京証券業協会、株価対策として業界共同の株式プール機関の設置構想を発表</p> <p>9. 21 全国相互銀行協会、債務者預金比率の引下げ措置につき各行に通知(全国信用金庫協会も39年1月27日に同様措置を決める)</p> <p>9. 27 日本道路公団、世銀からの借款契約に調印(7500万ドル)</p>

政治・経済等	海 外	首相	大蔵大臣	日総 本銀 行裁
<p>5. 4 日仏通商協定調印</p> <p>6. 8 日本原子力船開発事業団法公布施行</p> <p>6.24 横浜・神戸の生糸相場、戦後最高値を記録</p> <p>6.28 大蔵省、資本取引の自由化を発表(7月1日実施、対内直接投資のうち株式の元果送金規制の緩和など)</p> <p>7. 1 海運業の再建整備に関する臨時措置法公布施行</p> <p>7. 1 金属鉱業等安定臨時措置法公布施行</p> <p>7. 8 海外移住事業団法公布施行</p> <p>7.10 近畿圏整備法公布施行</p> <p>7.11 新住宅市街地開発法公布施行</p> <p>7.11 老人福祉法公布(8月1日施行)</p> <p>7.12 政府、新産業都市建設促進法に基づく新産業都市13か所および工業整備特別地域6か所を閣議決定</p> <p>7.20 中小企業基本法公布施行</p> <p>8. 2 金利平衡税問題に関する日米共同声明発表(日本経済に困難が生じた場合大統領権限で考慮、日米合同経済協議特別委員会の設置など)</p> <p>8.27 日米綿製品取決め調印</p> <p>8.31 政府、輸入自由化品目追加(自由化率92%)</p>	<p>5.16 ガット関係会議、ジュネーブで開催(21日まで、関税一括引下げ<ケネディ・ラウンド>の基本方針を決定)</p> <p>6.20 米国・ソ連間直通通信(ホット・ライン)協定調印</p> <p>7.17 米国、公定歩合引上げ、3→3.5%</p> <p>7.18 米大統領、金利平衡税の新設、IMFとの5億ドルのスタンド・バイ・クレジット取決め等を含む国際収支改善に関する特別教書を議会に提出</p> <p>7.26 OECD、日本の加盟を承認</p> <p>8. 5 米・英・ソ3か国、部分的核実験停止条約調印(10月10日発効)</p> <p>9.16 マレーシア連邦発足</p>	<p>池田勇人</p> <p>(第二次)</p>	<p>田中角栄</p>	<p>(第二十代)</p> <p>山 際 正 道</p>

年号	日 本 銀 行	金 融 一 般
昭和38年 (1963年)	<p>10.29 ニューヨーク連邦準備銀行との間に、スタンドバイ形式で極度額1億5000万ドルの円・ドル・スワップ取決めを締結</p> <p>11. 1 日本銀行券(C)千円券を発行</p> <p>12.16 準備預金制度の準備率を一部引上げ</p>	<p>10. 5 大蔵省、都市銀行の預金残高1兆円台乗せ競争に警告</p> <p>11. 2 外国為替管理令の一部改正政令・貿易外取引の管理に関する省令各公布(いずれも20日施行、貿易外取引の大幅自由化)</p> <p>11.13 4大証券会社、米国株式の公募引受けに初参加(フォード自動車株式)</p> <p>11.25 東京証券取引所株価、米国大統領暗殺の報で暴落</p> <p>12. 5 大蔵省、市中金融機関保有金融債の売戻条件付買入れを実施(250億円)</p> <p>12.24 全国銀行協会連合会、歩積・両建預金の自粛措置を決定(苦情処理機関の設置・拘束性預金比率の引下げ・その他自粛措置の徹底等)</p>
昭和39年 (1964年)	<p>1.10 市中銀行に対する貸出増加額規制の実施を決定(四半期単位で貸出増加額の基準を示して市中貸出の増加を規制<窓口指導復活>)</p> <p>1.20 債券買入れおよび売戻し手続き改正(売戻期限到来の債券の売戻しを必要により1年延長できることとする)</p> <p>3. 9 田中蔵相・山際総裁、参議院予算委員会において日本銀行法の早期改正を望む旨発言</p> <p>3.18 公定歩合引上げ(商業手形割引歩合2厘引上げ、1銭8厘)</p>	<p>1.20 市中銀行14行および4大証券会社、株式市況安定・資本市場育成のため日本共同証券㈱を設立</p> <p>1.24 大蔵省・労働省、社内預金の取扱い厳正化について通達</p> <p>2. 1 労働省、社内預金の実態を発表</p> <p>3. 4 政府、産業投資スイス貸公債5000万スイス・フラン(約1150万ドル)を発行</p> <p>3. 6 日本共同証券、株式の第1次買入れ実施</p> <p>3.10 大蔵省、市中金融機関保有金融債の売戻条件付買入れを実施(3~4月合計300億円)</p> <p>3.16 日本輸出入銀行法の一部改正公布(4月1日施行、本邦銀行の海外円借款供与に伴う貸付債権保証業務を追加)</p> <p>3.18 政府、輸入保証金制度を強化(日本銀行への再預託制再開)</p> <p>3.18 大蔵省、外国為替銀行の現地貸および現地借入れ保証の自粛を要請</p> <p>3.23 全国銀行協会連合会、貸出自主規制金利を引上げ(日銀再割適格商手1銭6厘→1銭8厘)</p>

政治・経済等	海外	首相	大蔵大臣	日総本銀行裁
<p>10.19 日本郵船・三菱海運、合併契約に調印 (12月19日、大阪商船・三井船舶も同様調印)</p> <p>10.23 衆議院解散</p> <p>10.26 わが国初の原子力発電成功</p> <p>11.21 第30回衆議院議員総選挙</p> <p>12.9 第3次池田内閣成立</p>	<p>10.2 10か国蔵相・中央銀行総裁会議(G10)開催、国際流動性問題について検討を開始</p> <p>10.22 東欧経済相互援助会議(コメコン)、振替ルールによる多角決済の実施と国際経済協力銀行の設立に関する協定に調印(1964年1月1日発効)</p> <p>11.22 ケネディ米国大統領、暗殺される</p>	<p>池田勇人(第二次)</p> <p>12.9</p>	<p>田</p>	<p>(第二十代)</p> <p>山</p>
<p>1.9 公正取引委員会、長期間にわたる価格硬直化品目を発表</p> <p>1.24 政府、物価安定対策(公共料金の年内据置き等14項目)を決定</p> <p>2.17 政府、IMFに対し4月1日から8条国に移行する旨通告</p> <p>2.28 政府、初の中小企業白書を発表</p> <p>2.29 日本鉄道建設公団法公布施行</p> <p>3.31 租税特別措置法の一部改正公布(4月1日施行、輸出割増償却の拡充、海外市場開拓準備金・海外投資損失準備金の新設など)</p> <p>3.31 輸入貿易管理令の一部改正公布(4月1日施行、非自由化物資の輸入に関し、外貨資金割当てから数量割当てに改正等)</p> <p>3.31 産業構造審議会令公布(産業構造調査会廃止)</p> <p>3.31 法人登記規則公布(4月1日施行)</p>	<p>2.27 英国、公定歩合引上げ、4→4.5%</p> <p>3.11 IMF理事会、日本の8条国移行を承認</p> <p>3.23 第1回国連貿易開発会議(UNCTAD)、ジュネーブで開催</p>	<p>池田勇人(第三次)</p>	<p>角</p> <p>栄</p>	<p>際</p> <p>正</p> <p>道</p>

年号	日 本 銀 行	金 融 一 般
昭和39年 (1964年)	<p>4.30 IMF8条国移行後における円の信認補強等のため、ニューヨーク連邦準備銀行との取決めに基づき初のスワップ取引を実行(引出し米貨5000万ドル、全額米国財務省証券に運用、10月末完済)</p> <p>5.15 債券売買対象先に日本銀行当座預金取引先の相互銀行・信用金庫を追加</p> <p>6. 4 輸出農水産物共販会社振出手形を日本銀行割引適格手形として認める(従来は担保適格扱い)</p> <p>6.27 外国局に国際金融問題担当の外事審議役を置く</p> <p>7. 3 外国為替銀行に対し、短期外資取入れの量的規制を実施(さしあたり甲種外国為替公認銀行12行を対象)</p> <p>7. 8 日本銀行券発行限度を1兆8500億円に改定(従来は1兆6000億円)</p> <p>8.21 外国為替資金貸付制度の適用範囲を拡大(インドネシア向け綿布・染料の延払い輸出にかかる所定期間の手形を引当対象として認める)</p> <p>9. 4 証券会社に対し、日本証券金融㈱を通じる特別融資の実施を決定(株価安定対策として)</p>	<p>3.31 外国為替及び外国貿易管理法および外資に関する法律の一部改正公布(4月1日施行、外国為替子算制度の廃止など)</p> <p>3.31 閣僚審議会令の廃止政令公布(4月1日施行)</p> <p>3.31 日本開発銀行法の一部改正(土地造成資金貸付の追加)・商工組合中央金庫法の一部改正(外国為替業務の追加)各公布(いずれも4月1日施行)</p> <p>3.31 水資源開発債券令公布施行</p> <p>4. 1 大蔵省、観光渡航を1人1年1回500ドルの範囲内で自由化</p> <p>4.20 オリンピック東京大会記念のための千円の臨時補助貨幣の発行に関する法律公布施行</p> <p>4.20 中小企業金融公庫法の一部改正公布施行(中小企業債券の発行を認める)</p> <p>4.22 日本道路公団、世銀からの借款契約に調印(5000万ドル)</p> <p>6. 1 政府、産業投資ドイツ債2億ドイツ・マルク(約5000万ドル)を発行</p> <p>6.25 衆議院大蔵委員会、歩積・両建規制に関し決議、大蔵省は全国銀行協会連合会に対し自粛の徹底と歩積・両建預金に関する報告書の徴求について通達(他の金融団体についても後日通達)</p> <p>6.25 大蔵省、市中金融機関保有金融債の売戻条件付買入れを実施(200億円)</p> <p>8. 1 第一銀行、朝日銀行を吸収合併</p> <p>8. 1 大蔵省、外貨準備金の最低準備率を引上げ(20%→25%)</p> <p>9.17 大蔵省、証券市場対策の基本方針を決定(日本共同証券の資力拡充・日本証券金融㈱を通じる日本銀行特別融資・増資調整等)</p> <p>9.21 オリンピック東京大会記念百円銀貨を発行</p> <p>9.25 増資の調整に関する懇談会、40年2月以</p>

政治・経済等	海 外	首相	大蔵大臣	日総本銀行裁
<p>4. 1 日本、IMF8条国に移行</p> <p>4. 1 政府、輸入自由化品目追加(自由化率93%)</p> <p>4.25 沖縄援助に関する日米協議委員会発足</p> <p>4.28 日本、経済協力開発機構(OECD)に正式加盟</p> <p>5.21 外資審議会、外国出資51%以上の合併会社の設立を認可</p> <p>6. 1 大蔵省、酒類販売価格の統制を廃止</p> <p>6. 1 新三菱重工・三菱造船・三菱日本重工の3社合併し、三菱重工業(株)発足</p> <p>6.16 新潟地震発生</p> <p>7. 3 工業整備特別地域整備促進法公布施行</p> <p>7. 9 住宅造成事業に関する法律公布(10月1日施行)</p> <p>7. 9 林業基本法公布施行</p> <p>7.11 電気事業法公布(40年7月1日施行)</p> <p>9. 7 IMF・世銀・第2世銀・IFC合同の年次総会、東京で開催(11日まで、IMF増資案等を採択)</p> <p>9.17 羽田空港・浜松町間モノレール営業開始</p>	<p>7. 6 EEC第1回中央銀行総裁会議、パースェルで開催</p> <p>7.28 OECD理事会、日本が申請した自由化留保18項目を承認</p> <p>8. 2 トンキン湾事件おこる(米艦が北ベトナム魚雷艇に攻撃されたと米政府発表、米軍のベトナム介入本格化)</p> <p>8.10 G10、IMF増資の勧告など国際流動性に関する共同声明を発表</p> <p>8.31 OECD、初の対日年次経済報告を発表(各国の対日差別の緩和を要望)</p> <p>9. 3 米国、金利平衡税法成立(1963年7月18日にさかのぼり発効)</p>	<p>池田勇人 (第三次)</p>	<p>田中角栄</p>	<p>(第二十代) 山際正道</p>

年号	日 本 銀 行	金 融 一 般
昭和39年 (1964年)	<p>10. 1 世銀債500万ドルを引受け(満期償還分と同額)</p> <p>10.23 日本共同証券が資金調達のため融資先あてに振出した手形の優遇措置を実施(適格担保扱い、貸出限度額適用上の特例など)</p> <p>11.25 日本銀行を含む主要11か国中央銀行・BIS・米国輸出入銀行、イングランド銀行との間に30億ドルのクレジット取決めを締結(その一環として日本銀行はイングランド銀行との間に、スタンドバイ形式により限度5000万ドル・期間3か月の信用供与取決めを締結)</p> <p>12. 4 日本共同証券に対し、日本証券金融㈱を通じる特別融資を実施</p> <p>12.16 準備預金制度の準備率を一部引下げ</p> <p>12.17 山際総裁辞任、第21代総裁に宇佐美洵が就任</p>	<p>降の増資抑制を申合せ</p> <p>10. 2 オリンピック東京大会記念千円銀貨を発行</p> <p>10. 9 金融制度調査会、安定成長を確保するための企業金融のあり方に関する特別委員会を設置</p> <p>10.20 日本開発銀行、ルクセンブルクでユーロ・グラマー債を発行(2000万ドル)</p> <p>11.13 大蔵省、中小企業の倒産防止に金融機関の協力を要請</p> <p>11.30 大蔵省、市中金融機関保有金融債の売戻条件付買入れを実施(500億円)</p> <p>12.25 大蔵省、5年ぶりに大蔵省証券を発行(200億円、28日さらに250億円発行)</p> <p>12.25 日本共同証券、担保不足のため経済団体連合会会員会社有志から株式を借入れ(40年2月までに251億円借入れ)</p>
昭和40年 (1965年)	<p>1. 9 公定歩合引下げ(商業手形割引歩合1厘引下げ、1銭7厘)</p> <p>1.19 日本証券保有組合に対し、日本証券金融㈱を通じる特別融資の実施を決定</p> <p>2.13 大蔵省、日本銀行法改正案を決定(新聞発表)</p> <p>3.19 対ビルマ経済技術協力に伴う輸出関係所要資金に輸出貿易手形制度を適用</p> <p>3.23 大蔵省、日本銀行法改正案の国会提出を断念</p>	<p>1.12 証券業界、余剰株式の棚上げ機関として日本証券保有組合を設立</p> <p>1.14 全国銀行協会連合会、貸出自主規制金利を引下げ(日銀再割適格商手1銭8厘→1銭7厘)</p> <p>1.19 全国銀行協会連合会、信用取引純化対策を決定(統一手形用紙の使用・不渡処分の強化など)</p> <p>1.21 日本証券保有組合、株式の第1次買入れを実施</p> <p>2.13 全国信用金庫協会、コール運用を資金量の2割以内に抑えることを申合せ</p> <p>2.24 日本経済調査協議会、公債問題に関する提言を発表</p> <p>3.26 郵便貯金法の一部改正公布(4月1日施行、預入限度引上げ50万円→100万円)</p>

政治・経済等	海 外	首相	大蔵大臣	日総本銀行裁
<p>10.1 東海道新幹線、営業運転を開始 10.10 オリンピック、東京で開幕(24日まで)</p> <p>11.9 池田内閣総辞職、第1次佐藤栄作内閣成立 11.11 全日本労働組合総同盟結成 11.17 経済審議会、中期経済計画を答申 11.17 公明党結成</p> <p>12.11 政府、韓国との間に、同国に対する緊急経済援助(2000万ドル)についての文書を交換 12.17 経済閣僚懇談会、公共料金抑制など10項目の物価安定策を決定</p>	<p>10.15 フルシチョフ、ソ連共産党第1書記兼首相を解任される</p> <p>11.20 IMF理事会、一般借入れ協定の初の発動を決定(英国援助のため、日本を含む8か国から4億500万ドル借入れ) 11.23 英国、公定歩合引上げ、5→7% 11.24 米国、公定歩合引上げ、3.5→4% 11.25 英国、先進11か国中央銀行・国際決済銀行・米国輸出入銀行と30億ドルの緊急借款協定締結 12.2 英国、IMFから10億ドルのスタンド・バイ・クレジット全額引出し</p>	<p>池田勇人(第三次)</p> <p>11.9</p>	<p>田</p>	<p>(第二十代) 山 際 正 道</p> <p>12.17</p>
<p>1.22 政府、中期経済計画を閣議決定 1.27 公正取引委員会、合金鋼2品目の不況カルテルを承認</p> <p>3.6 山陽特殊製鋼(株)、会社更生法の適用を申請(戦後最大の倒産といわれる。39年12月米日本特殊鋼(株)、サンウェーブ工業(株)等大型倒産相次ぐ) 3.31 法人税法・所得税法公布(いずれも全文改正、4月1日施行、前者は内部留保充実のための税軽減、後者は少額預金の非課税限度引上げ等) 3.31 租税特別措置法の一部改正公布(4月1日施行、利子所得に対する分離課税の特例を2年延長、配当所得に対する所得税の</p>	<p>1.22 西ドイツ、公定歩合引上げ、3→3.5%</p> <p>2.7 米国、北ベトナム爆撃開始</p> <p>3.22 韓国、外国為替単一変動相場制実施</p>	<p>佐藤栄作(第一次)</p>	<p>中 角 栄</p>	<p>(第二十一代) 宇 佐 美 洵</p>